

令 和 4 年 度

学 生 便 覧

大阪大学大学院人文学研究科

日本学専攻

目 次

日本学専攻の概要.....	1
---------------	---

基盤日本学コース

・ 学年暦・行事予定表.....	3
・ 学位プログラム「基盤日本学」	
教育目標	4
ディプロマ・ポリシー.....	5
カリキュラム・ポリシー.....	7
・ 修了要件について.....	10
・ 修士学位論文について	15
・ 博士学位申請について	16
・ 教員名簿	20
・ 海外留学について.....	22
・ 学修に関する事項.....	22
・ ハラスメント防止への取り組み.....	28
・ 研究推進室の案内.....	29
・ 教育支援室の案内.....	30
・ 就職支援事業について	31
・ 学習・生活相談デスクについて.....	32
・ 国際連携室の案内.....	33
・ 教育職員免許の取得について	35
・ 学芸員資格の取得について	35

応用日本学コース

・ 学年暦.....	36
・ 授業年間スケジュール	37
・ 学位プログラム「応用日本学」	
教育目標	38
ディプロマ・ポリシー.....	39
カリキュラム・ポリシー.....	40
・ 履修要項	44
・ 学修に関する事項.....	58
・ その他の手続き及び提出書類	61
・ 研究指導/授業担当教員.....	62
・ 学術交流協定に基づく外国の大学への留学について.....	63

専攻共通

・ 学生心得	
学生証について	64
通学定期乗車券発行控（通学証明書）について	64
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について	65
証明書の発行について	65
学務情報システム（KOAN）について	67
授業に関すること	67
美術館・博物館等のキャンパスメンバーズについて	69
授業料の納入について	69
横断型教育について	70
・ 学生教育研究災害傷害保険について	72
・ 授業料（入学料）の免除等制度について	74
・ 日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について<貸与・給与>	75
・ 地方公共団体及び民間奨学金団体（外国人留学生を除く）について	77

規程集

・ 大阪大学学部学則	78
・ 大阪大学大学院学則	89
・ 大阪大学学位規程	102
・ 大阪大学人文学研究科規程	106

大阪大学グローバル日本学教育拠点の紹介	135
---------------------------	-----

日本学専攻の概要

日本学専攻は、大阪大学と人文学研究科の教育目標のもと、次のような能力を身につけた人材を養成することを目指しています。

- ・日本の言語・文化・社会・歴史・文学などを厳密に学問的な方法に基づいて探究し、その専門的知見に基づいて日本の抱える今日的課題に果敢に取り組むことのできる人材
- ・比較や交流の観点から日本を世界的視野のうちに捉え、日本語・日本文化を通して日本と世界を結ぶとともに、人類の抱えるグローバルな課題に対しても日本研究の最先端の知見に基づいて積極的な発信を行うことのできる人材
- ・研究成果を国内外に向けて発信し社会実装することのできる高度な俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力を身につけた人材

日本学専攻には、以上の教育目標の1点目に力点を置く学位プログラム「基盤日本学」と、2点目に力点を置く学位プログラム「応用日本学」が設けられており、両学位プログラムがそれぞれの特長を活かしつつ相乗効果を発揮することで、博士前期課程及び博士後期課程を通じて、上記の能力を兼ね備え社会の多様な分野のプロフェッショナルとして活躍し得る人材の育成に取り組みます。

学位プログラム「基盤日本学」を提供する基盤日本学コースは、現代日本学分野、日本史学分野、考古学分野、日本文学・日本語史学分野、基盤日本語学分野の5分野から成り、主に豊中キャンパスで開講されます。

学位プログラム「応用日本学」を提供する応用日本学コースは、比較日本学分野、応用日本語学分野、日本語教育学分野の3分野から成り、主に箕面キャンパスで開講されます。

日本学専攻の提供する科目は、専攻共通科目と、各分野の開講する専門科目から成ります。各分野の開講する専門科目に加えて、英語による研究発信力強化などに力点を置いた専攻共通科目も開講されている点が、日本学専攻のカリキュラムの特徴の1つです。また、他分野、他コースの授業も、学生の関心に応じて履修できるカリキュラムとなっています。

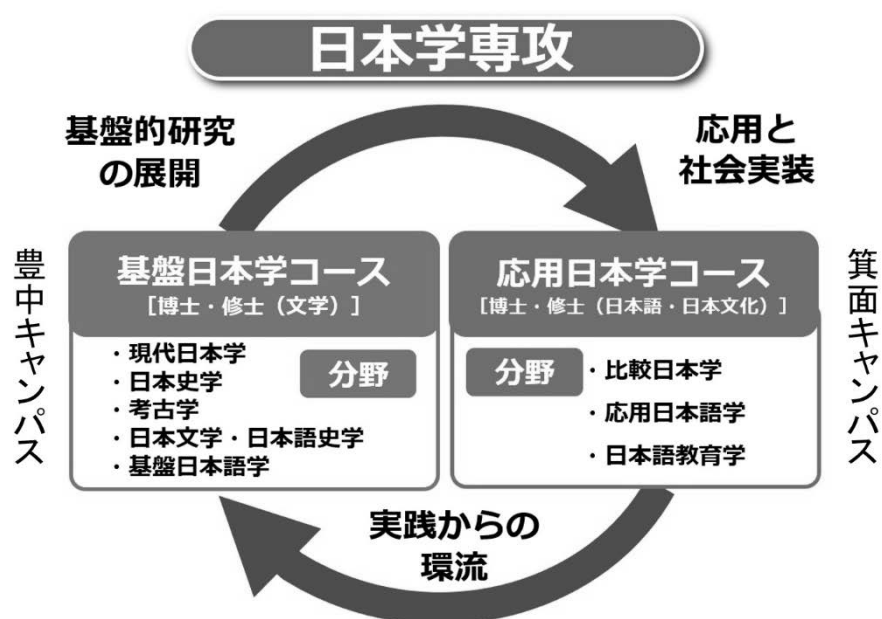
基盤日本学コースにおいては、各分野で精緻化されてきた研究方法を徹底的に習得しつつ、また各分野の膨大な研究蓄積を十全に踏まえながら、当該分野において先端かつ高度に専門的な課題に取り組み、日本研究の領域から人文学の新生面を切り開きます。

応用日本学コースにおいては、比較や交流の観点から日本を世界的視野のうちに捉え、その観点から日本語・日本文化についての専門的理解を深めるとともに、先端かつ高度に専門的な日本語・日本文化の理解に立脚して実践的に日本と世界を結ぶことにより、日本研究の領域から人文学の新展開を先導します。さらに、伝統的・基盤的な日本研究についての深い理解と、世界的視野のうちに捉えられた日本語・日本文化についての幅広い知見との相乗効果により、日本から世界に発信しうる奥深く幅広い学識を養います。

各学位プログラムの修了者に対しては、それぞれのディプロマ・ポリシーに従い、学位プログラム「基盤日本学」においては、博士前期課程では修士（文学または学術）、博士後期課程では博士（文学または学術）のいずれかの学位を授与し、学位プログラム「応用日本学」においては、博士前期課程では修士（日本語・日本文化または学術）、博士後期課程では博士（日本語・日本文化または学術）のいずれかの学位を授与します。

以上、詳しくは、各学位プログラムの「教育目標」・「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」・「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」をご参照ください。

このような日本学専攻の構成を概念図で示すと、次のようになります。



2つのキャンパスに分かれて授業が開講される不便さがありますが、日本学専攻で学ぶみなさんが、2つの学位プログラムが置かれているというメリットを十分に生かしてくださることを期待しています。

基盤日本学コース

- ・ 学年暦・行事予定表
- ・ 学位プログラム「基盤日本学」
 - 教育目標
 - ディプロマ・ポリシー
 - カリキュラム・ポリシー
- ・ 修了要件について
- ・ 修士学位論文/博士学位論文について
- ・ 教員名簿
- ・ 海外留学について
- ・ 学修に関すること
- ・ ハラスメント防止への取り組み
- ・ 研究推進室の案内
- ・ 教育支援室の案内
- ・ 就職支援事業について
- ・ 学習・生活相談デスクについて
- ・ 国際連携室の案内
- ・ 教育職員免許の取得について
- ・ 学芸員資格の取得について

令和4年度 行事予定表

(2022年4月1日～2023年3月31日)

	月 日 (曜 日)	主 な 行 事 予 定 等	
		学 部	大 学 院
春 期 学 期	2022 年 4 月 1 日 (金) ～ 4 月 10 日 (日)	春季休業	
	4 月 1 日 (金) ～ 4 月 21 日 (木)	春～夏学期・通年科目 履修登録期間	
	4 月 1 日 (金)	学部別履修指導(新入生)	日本学専攻ガイダンス(オンライン)
	4 月 4 日 (月)	午後: 学部(在学生)ガイダンス	午前: 大学院入学オリエンテーション(新入生) 午後: 大学院ガイダンス
	4 月 5 日 (火)	入学式	
	4 月 11 日 (月)	春学期授業開始	
	4 月 15 日 (金)		「研究指導計画確認書」提出期限
	5 月 2 日 (月)	いちよう祭準備	
	5 月 3 日 (火) ～ 5 月 4 日 (水)	いちよう祭(授業休講)	
	5 月 5 日 (木)	いちよう祭 後片付け	
	5 月 19 日 (木) ～ 5 月 25 日 (水)		博士予備論文 受理期間(6月期)
	5 月 30 日 (月) ～ 6 月 3 日 (金)		課程博士学位論文 受理期間(6月期)
	6 月 10 日 (金)	春学期授業終了	
	6 月 13 日 (月)	夏学期授業開始	
	8 月 2 日 (火) ～ 8 月 5 日 (金)	集中講義期間① [4日間]	
	8 月 10 日 (水)	春～夏学期授業終了	
	8 月 22 日 (月) ～ 8 月 26 日 (金)	集中講義期間② [5日間]	
	8 月 20 日 (土) ～ 9 月 30 日 (金)	夏期休業	
秋 期 学 期	9 月 下旬	卒業式・学位記授与式	
	9 月 22 日 (木) ～ 10 月 12 日 (水)	秋～冬学期科目 履修登録期間	
	10 月 3 日 (月)	秋学期授業開始	
	10 月 24 日 (月) ～ 11 月 4 日 (金)	卒業論文題目提出期間 (11月4日(金) 17:00まで)	修士論文題目提出期間 (11月4日(金) 17:00まで)
	11 月 3 日 (木)	大学祭準備(授業休講)	
	11 月 4 日 (金) ～ 11 月 6 日 (日)	大学祭(授業休講)	
	11 月 7 日 (月)	大学祭後片付け	
		専修ガイダンス(1年次)	
	12 月 2 日 (金)	秋学期授業終了	
	12 月 5 日 (月)	冬学期授業開始	
	11 月 16 日 (水) ～ 11 月 22 日 (火)		博士予備論文 受理期間(12月期)
	11 月 28 日 (月) ～ 12 月 2 日 (金)		課程博士学位論文 受理期間(12月期)
	12 月 27 日 (火) ～ 2023 年 1 月 3 日 (火)	冬季休業	
	1 月 5 日 (木) ～ 1 月 6 日 (金)	卒業論文提出期間 (6日(金)17:00まで)	修士論文提出期間 (6日(金)17:00まで)
	1 月 13 日 (金)	大学入学共通テスト 準備のための臨時休業(授業休講)	
	2 月 10 日 (金)	秋～冬学期授業終了	
			「研究概要報告書(副)」提出期限
	2 月 25 日 (土)	文学部入学者選抜 個別学力試験(前期日程)(予定)	
	3 月 下旬	卒業式・学位記授与式	

注1. 上記行事予定の詳細及びその他行事等については、掲示により通知します。

注2. 行事予定等は都合により変更する場合がありますので、掲示に注意してください。

注3. 全学共通教育及び他学部・他研究科等については、上記の学年暦とは一致しないことがありますので、注意してください。

注4. 学部(在学生)及び大学院のガイダンスは各専修・専門分野ごとに行われます。

詳細は掲示により通知しますので、掲示に注意してください。

令和4年度 文学部・人文学研究科（人文学専攻・日本学専攻（基盤日本学コース）・芸術学専攻）

学年暦

月/曜	日	月	火	水	木	金	土
令和4年						学部別履修指導 1	2
4月	3	ガイダンス 4	入学式 5	6	7	8	9
	10	①① 11	①① 12	①① 13	①① 14	①① 15	16
	17	②② 18	②② 19	②② 20	②② 21	②② 22	23
	24	③③ 25	③③ 26	③③ 27	③③ 28	昭和の日 29	
5月							30
	1	いちよう祭準備 2	いちよう祭 3	いちよう祭 4	いちよう祭片付け 5	③③ 6	7
	8	④④ 9	④④ 10	④④ 11	④④ 12	④④ 13	14
	15	⑤⑤ 16	⑤⑤ 17	⑤⑤ 18	⑤⑤ 19	⑤⑤ 20	21
	22	⑥⑥ 23	⑥⑥ 24	⑥⑥ 25	⑥⑥ 26	⑥⑥ 27	28
	29	⑦⑦ 30	⑦⑦ 31				
6月				⑦⑦ 1	⑦⑦ 2	⑦⑦ 3	4
	5	⑧⑧ 6	⑧⑧ 7	⑧⑧ 8	⑧⑧ 9	⑧⑧ 10	11
	12	①⑨ 13	①⑨ 14	①⑨ 15	①⑨ 16	①⑨ 17	18
	19	②⑩ 20	②⑩ 21	②⑩ 22	②⑩ 23	②⑩ 24	25
	26	③⑪ 27	③⑪ 28	③⑪ 29	③⑪ 30		
7月						③⑪ 1	2
	3	④⑫ 4	④⑫ 5	④⑫ 6	④⑫ 7	④⑫ 8	9
	10	⑤⑬ 11	⑤⑬ 12	⑤⑬ 13	⑤⑬ 14	⑤⑬ 15	16
	17	⑥⑭ 18	⑥⑭ 19	⑥⑭ 20	⑤⑬ 21	⑥⑭ 22	23
	24	⑥⑭ 25	⑦⑮ 26	⑦⑮ 27	⑥⑭ 28	⑦⑮ 29	30
	31						
8月		⑦⑮ 1	← 集中講義期間① 2	3	4	→ 5	6
	7	⑧⑯ 8	⑧⑯ 9	⑧⑯ 10	← 夏季一斉休業 11	→ 12	13
	14	← 夏季一斉休業 15	→ 16	17	⑧⑯ 18	⑧⑯ 19	20
	21	← 集中講義期間② 22	23	24	25	→ 26	27
	28	29	30				
9月				31	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	敬老の日 19	20	21	22	秋分の日 23	24
	25	26	27	28	29	30	

	土・日・祝日及び休業日又は授業未実施期間を示す（緑字は祝日）。
	春学期授業開講期間 4月11日～ 6月10日
	夏学期授業開講期間 6月13日～ 8月19日
	秋学期授業開講期間 10月 1日～12月 2日
	冬学期授業開講期間 12月 5日～ 2月10日

月/曜	日	月	火	水	木	金	土
令和4年							1
10月	2	①① 3	①① 4	①① 5	①① 6	①① 7	8
	9	②② 10	②② 11	②② 12	②② 13	②② 14	15
	16	③③ 17	③③ 18	③③ 19	③③ 20	③③ 21	22
	23	④④ 24	④④ 25	④④ 26	④④ 27	④④ 28	29
	30	④④ 31					
11月			⑤⑤ 1	⑤⑤ 2	まちなね祭準備 3	まちなね祭 4	まちなね祭 5
	6	まちなね祭 ※ 7	⑥⑥ 8	⑥⑥ 9	⑤⑤ 10	⑤⑤ 11	12
	13	⑤⑤ 14	⑦⑦ 15	⑦⑦ 16	⑥⑥ 17	⑥⑥ 18	19
	20	⑥⑥ 21	⑧⑧ 22	⑧⑧ 23	⑦⑦ 24	⑦⑦ 25	26
	27	⑦⑦ 28	⑧⑧ 29	⑧⑧ 30	※11/7(学部1年)専修ガイダンス		
12月					⑧⑧ 1	⑧⑧ 2	3
	4	①⑨ 5	①⑨ 6	①⑨ 7	①⑨ 8	①⑨ 9	10
	11	②⑩ 12	②⑩ 13	②⑩ 14	②⑩ 15	②⑩ 16	17
	18	③⑪ 19	③⑪ 20	③⑪ 21	③⑪ 22	③⑪ 23	24
	25	④⑫ 26	④⑫ 27	④⑫ 28	④⑫ 29	④⑫ 30	31
令和5年							
1月	1	2	3	④⑫ 4	④⑫ 5	④⑫ 6	7
	8	9	④⑫ 10	⑤⑬ 11	⑤⑬ 12	⑤⑬ 13	14
	15	⑤⑬ 16	⑤⑬ 17	⑥⑭ 18	⑥⑭ 19	⑤⑬ 20	21
	22	⑥⑭ 23	⑥⑭ 24	⑦⑮ 25	⑦⑮ 26	⑥⑭ 27	28
	29	⑦⑮ 30	⑦⑮ 31				
2月						⑦⑮ 3	4
	5	⑧⑯ 6	⑧⑯ 7	⑧⑯ 8	⑧⑯ 9	⑧⑯ 10	建国記念日 11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	天皇誕生日 23	24	25
	26	27	28				
3月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	春分の日 21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

	大学行事又は入試準備のための臨時的授業未実施日（予定）を示す。
	集中講義期間
○数字	ターム科目授業日
○数字	セメスター科目の授業日
試	ターム科目試験
試	セメスター科目の試験日

5月 2日(月) いちよう祭準備
5月 3日(火)～5月4日(水) いちよう祭
5月 5日(木) いちよう祭片付け

11月 3日(木) 大学祭準備
11月 4日(金)～6日(日) 大学祭
11月 7日(月) 大学祭片付け
1月 13日(金) 大学入試共通テスト準備

学位プログラム「基盤日本学」

教育目標

学位プログラム「基盤日本学」は、大阪大学と人文学研究科の教育目標のもと、次のような能力を身につけた人材を養成することを目的とします。

- ・日本の言語・文化・社会・歴史・文学などを厳密に学問的な方法に基づいて探究し、その専門的知見に基づいて日本の抱える今日的課題に果敢に取り組むことのできる人材
- ・研究成果を国内外に向けて発信し社会実装することのできる高度な俯瞰力、デザイン力及びコミュニケーション力を身につけた人材

現代日本学分野、日本史学分野、考古学分野、日本文学・日本語史学分野、基盤日本語学分野の5分野から成る学位プログラム「基盤日本学」は、博士前期課程及び博士後期課程を通じて、上記の能力を兼ね備え社会の多様な分野のプロフェッショナルとして活躍し得る人材の育成に取り組みます。

【博士前期課程】

○最先端かつ高度な専門性と深い学識

学位プログラム「基盤日本学」においては、各分野で精緻化されてきた研究方法を習得しつつ、また各分野の膨大な研究蓄積を踏まえながら、当該分野において先端的かつ高度に専門的な課題に取り組み、日本研究の領域から人文学の新たな展開に貢献します。

○高度な教養

日本の言語・文化・社会・歴史・文学などについての深い学識を基礎としつつ、現代にふさわしい高度な情報リテラシーを培い、また複眼的、俯瞰的に思考する訓練を積むことで、対象を多角的に評価できる力を養います。

○高度な国際性

豊かで論理的な日本語能力、日本の言語や文化についての深い学識を基礎としつつ、豊かなコミュニケーションを实らせる高度な多言語運用能力、そして他者や異文化に対する鋭敏な感受性と深い理解力を涵養します。

○高度なデザイン力

5つの分野の特長を縦横に組み合わせ、日本研究の新たな展開に貢献し、その成果を国内外で発信し社会実装して、日本研究の立場からイノベーションに貢献するためのデザイン力を養います。

【博士後期課程】

○最先端かつ高度な専門性と深い学識

学位プログラム「基盤日本学」においては、各分野で精緻化されてきた研究方法を徹底的に習得しつつ、また各分野の膨大な研究蓄積を十全に踏まえながら、当該分野において先端的かつ高度に専門的な課題に取り組み、日本研究の領域から人文学の新生面を切り開きます。

○高度な教養

日本の言語・文化・社会・歴史・文学などについての深い学識を基盤として、現代にふさわしい高度な情報リテラシーを身につけ、また複眼的、俯瞰的に思考する高度な能力を養うことで、対象を多角的に評価し新たな価値を創造できる力を養います。

○高度な国際性

豊かで論理的な日本語能力、日本の言語や文化についての深い学識を基盤として、豊かなコミュニケーションを实らせる高度な多言語運用能力、他者や異文化に対する鋭敏な感受性と深い理解力、さらには自身の研究成果を広く国際発信しグローバルな知的貢献をなす能力を涵養します。

○高度なデザイン力

5つの分野の特長を縦横に組み合わせ、日本研究の新たな地平を切り開き、その成果を国内外で発信し社会実装するためのデザイン力を養います。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学位プログラム「基盤日本学」は、大阪大学と人文学研究科のディプロマ・ポリシーのもと、日本の言語・文化・社会・歴史・文学などを研究するための基盤的な研究方法を習得し各分野の研究蓄積を踏まえて新たな学術的成果を提起するための修練を積み、伝統的かつ最先端の人文学の知見や、日本の言語と文化に関する高度な専門性と深い学識、教養・国際性・デザイン力に関する下記の能力や学識を身につけ、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、博士前期課程では修士（文学または学術）、博士後期課程では博士（文学または学術）のいずれかの学位を授与します。

【博士前期課程】

○最先端かつ高度な専門性と深い学識

- ・明解な論旨で一貫した構成の論文をまとめる確かな論述能力と豊かな文章表現力を有し、日本学に関わる高度な専門的知識を身につけ、先端的な研究に取り組んでいる。
- ・広い視野に立って研究を遂行し、学際的視点からみずからの研究成果を位置づけることのできる深い学識を有している。

○高度な教養

- ・学問全般にわたる幅広い教養と、自立した研究者ならびに高度専門職業人に必要な総合的な人文学的教養、また日本を含む世界の言語・文化・社会・歴史等に関する学際的で現代的な教養を有している。

○高度な国際性

- ・国際的視野に立って研究を遂行し、グローバルな人文学の展開のなかにみずからの専門的な研究成果を位置づけることができるとともに、それを国際的に発信するための言語能力とコミュニケーション・スキルを身につけている。

○高度なデザイン力

- ・日本学の各分野において、本質的に重要な課題を発見し、データや資料の的確な収集・分析を通して、解決の道筋を構想できる能力を有している。
- ・国内外のステークホルダーと的確にコミュニケーションを交わし、みずからの研究成果を社会実装する道筋を構想できる俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力を有している。

【博士後期課程】

○最先端かつ高度な専門性と深い学識

- ・明晰な論述能力を身につけ、自立した研究者ならびに高度専門職業人に必要な、高度な専門性と高度な研究能力を有し、先端的で独創的な研究に取り組んでいる。
- ・広い視野に立って独創的な研究を遂行し、学際的視点からみずからの先端的かつ高度に専門的な研究成果を積極的に位置づけることのできる深い学識を有している。

○高度な教養

- ・学問全般にわたる高度で幅広い教養と、自立した研究者ならびに高度専門職業人に必要な高度で総合的な人文学的教養、また日本を含む世界の言語・文化・社会・歴史等に関する学際的かつ現代的で高度な教養を有している。

○高度な国際性

- ・国際的視野に立って研究を遂行し、グローバルな人文学の展開のなかにみずからの独創的で高度に専門的な研究成果を位置づけることができるとともに、それを国際的に発信するための高度な言語能力とコミュニケーション・スキルを身につけている。

○高度なデザイン力

- ・日本学の各分野において、先行研究を広く踏まえつつ、本質的に重要な課題を発見し、データや資料の的確な収集・分析を通して、独創的かつ先端的なかたちで解決の道筋を構想できる能力を有している。
- ・国内外のステークホルダーと的確にコミュニケーションを交わし、みずからの高度な研究成果を効果的に社会実装する道筋を構想できる俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力を有している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

学位プログラム「基盤日本学」は、大阪大学と人文学研究科のカリキュラム・ポリシーのもと、本学位プログラムのディプロマ・ポリシーに掲げられた能力や学識を修得させるため、カリキュラムを以下の方針で編成します。

【博士前期課程】

＜教育課程編成の考え方＞

博士前期課程を通じて、専門教育、教養教育、国際性涵養教育の3つの柱に基づいた科目編成を行い、日本学の最先端かつ高度な専門性と深い学識、高度な教養、高度な国際性、高度なデザイン力を養います。

○専門教育：学位プログラム「基盤日本学」の「専門教育科目」は、人文学研究科共通の「研究科共通科目」、日本学専攻共通の「専攻共通科目」、各分野が主体となって開講する「分野開講科目」により構成されます。

・「研究科共通科目」：人文学のあらゆる分野に共通の基礎的な知識と研究の方法論、ならびに諸外国語を含め、隣接する分野に関する高度で幅広い知見を培います。特に人文学研究科の必修科目である「人文学基礎（人文学と対話）」では、現代の文化・社会の諸課題に関する最先端の知見を修得させるとともに、問題解決のための思考力を涵養します。

・「専攻共通科目」：英語で日本研究の最先端のコンテンツについて講じる英語講義科目、英語による研究発信力の強化を目的とする英語アカデミック・スキル科目を選択科目として開講することにより、日本学専攻の学生一人ひとりがみずからの必要に応じて俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力等を高められるようにします。

・「分野開講科目」：分野ごとに開講される科目ですが、一部の高度に専門的な科目以外は、他分野の学生も受講することを前提として開講されます。当該分野で必要となる専門知識と研究能力を教授するとともに、専門性に立脚する日本学専攻の学術的基盤の共有を図ります。

・専門教育の一環として、年度ごとに研究計画の提出を課すなど、主体的かつ計画的に研究を構想・遂行するよう促し、高度な専門性を備えた修士論文の完成へと導きます。また、交換留学、私費留学、海外研修、国内外のインターンシップなどへの参加を積極的にサポートすることにより、俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力等の強化を図ります。

○教養教育：人文学研究科の必修科目である「人文学基礎（現代の教養）」を含む「高度教養教育科目」により、専門分野以外の学問分野や領域横断的な分野に関する高度な教養を培います。

○国際性涵養教育：「高度国際性涵養教育科目」により、高度な外国語運用能力、異文化や他者に対する感受性と知識を涵養します。

＜学修内容及び学修方法＞

学位プログラム「基盤日本学」では、「分野開講科目」の履修を通じて、各分野で精緻化されてきた研究方法を徹底的に習得しつつ、また各分野の膨大な研究蓄積を十全に踏まえながら、当該分野において先端的かつ高度に専門的な研究に取り組みます。

「分野開講科目」は、講義科目または演習科目として開講されます。講義科目では、当該科目の主題に関する体系的な知識を習得するとともに、与えられる論述課題を通じて、自力で資料を収集・分析・考察し、その結果を的確かつ論理的に構成・表現する能力を身につけます。演習科目では、各人が口頭発表を行うことで、データや資料の高度な読解・分析能力、調査・研究を的確に遂行する能力、その結果を論理的かつ説得的に発信する能力を身につけます。

修士論文は、修士論文作成演習において逐一指導教員の指導を受けながら作成を進めることにより、学術的完成度を高めます。

以上と並行して、一人ひとりの関心と必要に応じて「研究科共通科目」「専攻共通科目」を履修することにより、俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力等を高めます。

＜学修成果の評価方法＞

授業の成績は、シラバスに記載されている学習目標の達成度を基準として、シラバスに記載されている方法により評価します。

修士論文については、複数の審査員が、テーマ設定の妥当性、研究の枠組や方法の妥当性、論述の明晰さ、資料の選択や解釈の適切性、主張の独自性などを総合的に判断し、評価します。

【博士後期課程】

＜教育課程編成の考え方＞

博士後期課程を通じて、日本学の最先端かつ高度な専門性と深い学識、高度な教養、高度な国際性、高度なデザイン力を養い、学術的な貢献度の大きい博士論文を完成させます。

博士後期課程の科目は、日本学専攻共通の「専攻共通科目」と、各分野が主体となって開講する「分野開講科目」とにより構成されます。

- ・「専攻共通科目」：英語で日本研究の最先端のコンテンツについて講じる英語講義科目、英語による研究発信力の強化を目的とする英語アカデミック・スキル科目を選択科目として開講することにより、一人ひとりの学生がみずからの必要に応じて俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力等を高められるようにします。
- ・「分野開講科目」：分野ごとに開講し、当該分野で必要となる高度な専門知識と高度な研究能力を教授します。
- ・専門教育の一環として、年度ごとに研究計画の提出を課すなど、主体的かつ計画的に研究を構想・遂行するよう促します。また、逐次研究の進捗状況を確認するとともに助言を与え、最終年次には自立した専門家としての独創性を備えた博士論文を完成させられるよう導きます。さらに、交換留学、私費留学、海外研修、国内外のインターンシップなどへの参加を積極的にサポートすることにより、俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力等の強化を図ります。

＜学修内容及び学修方法＞

博士論文は、博士論文作成演習において随時指導教員の指導を受けながら進めることにより、学術的完成度を高めます。

授業の形式には、講義と演習があります。講義科目では、当該科目の主題に関する体系的な知識を習得するとともに、与えられる論述課題を通じて、自力で資料を収集・分析・考察し、その結果を的確かつ論理的に構成・表現する能力を身につけます。演習科目では、各人が口頭発表を行うことで、データや資料の高度な読解・分析能力、調査・研究を的確に遂行する能力、その結果を論理的かつ説得的に発信する能力を身につけます。

博士論文作成を通じて、独自の課題について、学問的価値の高い成果を主体的に考究・発信する能力を身につけます。

＜学修成果の評価方法＞

授業の成績は、シラバスに記載されている学習目標の達成度を基準として、シラバスに記載されている方法により評価します。

博士論文については、当該分野の専門家である複数の審査員が、テーマ設定の妥当性、研究の枠組や方法の選択の妥当性、論述の明晰さ、資料の選択や解釈の適切性、主張の独自性、既存の研究に対する学術的貢献度の高さ、新たな研究分野を切り開こうとする意欲、社会実装への展望などを総合的に判断し、評価します。

1. 修了要件について

1-1. 日本学専攻基盤日本学コース修了要件単位一覧

博士前期課程

科目区分	修了に必要な 単位数	履修方法等
高度教養教育科目	1	研究科共通必修科目「人文学基礎（現代の教養）」1単位を修得 ※「高度教養教育科目一覧表」に掲載されている高度教養教育科目から修得した場合は、自由選択枠に充当されます
専門教育科目	21	1. 研究科共通必修科目「人文学基礎（人文学と対話）」1単位を修得 2. 基盤日本学コース科目12単位以上 上記を含み人文学研究科開講科目より21単位以上修得 ※所属するコースの推奨科目を1科目以上修得することが望ましい。 また、欄外の「専門教育科目についての補足」のとおり認められることがあります。 <u>（注）必ず認められるわけではありません。</u> *21単位を超えて修得した場合は、自由選択枠に充当されます。
高度国際性涵養教育科目	2	以下の科目から、2単位修得 ①人文学研究科共通科目で「高度国際性涵養教育科目」と指定されている科目 ②「高度国際性涵養教育科目一覧表」に掲載されている高度国際性涵養教育科目（毎年変更があるため一覧はWebページにて掲載） ③『開講科目一覧（注）』で「高度国際性」に○のついている講義科目（該当科目は、開講年度の『開講科目一覧』で確認。） *2単位を超えて修得した場合は、③は専門教育科目に、①②は自由選択枠に充当されます
自由選択枠	6	「自由選択枠」として開講している科目は、ありません。 自由選択枠に算入できる以下の科目から、6単位を修得してください。 (1)高度教養教育科目の中で、2単位を超えて修得した単位 (2)専門教育科目の中で、21単位を超えて修得した単位 (3)高度国際性涵養教育科目の②で、2単位を超えて修得した単位
合計	30	

専門教育科目についての補足

在学中に、他の大学院又は外国の大学院で修得した単位（15単位まで）は、専門教育科目として認められることがあります。
なお、必ず認められるわけではありませんので注意してください。

（注）『開講科目一覧』に掲載している人文学研究科人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース、芸術学専攻の科目を指します。

博士後期課程

科目区分	修了に必要な 単位数	履修方法等
専門教育科目	8	基盤日本学コースの博士論文作成演習を2単位以上含み人文学研究科博士後期課程の開講科目より修得
合計	8	

修得を推奨する科目の一覧

日本学専攻基盤日本学コースの学生は、以下の自専門分野の中から1科目以上履修し、単位を修得してください。

日本学専攻

コース等	専門分野等	授業科目名	単位数
基盤日本学コース	現代日本学	現代日本学講義	2
		日本の文化と思想講義	2
		日本の社会と歴史講義	2
		日本の地域と民俗講義	2
		日本のジェンダーと表象講義	2
	日本史学	日本古代史講義	2
		日本中世史講義Ⅰ	2
		日本中世史講義Ⅱ	2
		日本近世史講義	2
		日本近代史講義	2
	考古学	考古学講義	2
		考古学演習Ⅰ	2
		考古学演習Ⅱ	2
		考古資料論演習Ⅰ	2
		考古資料論演習Ⅱ	2
	日本文学・言語学	中古文学論講義	2
		中世文学論講義	2
		近現代文学論講義Ⅰ	2
		近現代文学論講義Ⅱ	2
		国語史講義	2
	日本基盤語学	現代日本語学講義Ⅱ-1	2
		社会言語学講義Ⅰ-1	2
		語用論講義	2

1－2. 修了要件単位一覧の補足説明

<博士前期課程>

【1. カリキュラムについて】

カリキュラムは、「教養教育」、「専門教育」、「国際性涵養教育」の3つの柱からなります。
修了要件単位一覧と以下の補足説明を確認の上で、修了に必要な30単位を修得してください。

【2. 修了要件単位について】

1) 高度教養教育科目（1単位）

- 研究科共通必修科目「人文学基礎（現代の教養）」1単位を修得してください。
- 1単位を超えて修得した場合は、自由選択枠に充当されます（自由選択枠については後述）。

<重要：他研究科等科目の履修登録について>

- 他研究科等で開講される科目の履修登録期間は、人文学研究科科目の履修登録期間と異なります。履修登録期間はKOAN掲示板等で確認をしてください。
 - 他研究科等で開講される科目の履修登録は先着順です。定員に達した時点で履修登録ができなくなりますので注意してください。
- （※できる限り履修登録開始日に履修登録を行ってください。）

2) 専門教育科目（21単位）

- 研究科共通必修科目「人文学基礎（人文学と対話）」1単位を修得してください。
 - 基盤日本学コースの科目表に掲載されている科目12単位以上を含み、人文学研究科の科目表に掲載されている科目から20単位を修得してください。
 - 21単位を超えて修得した場合は、自由選択枠に充当されます。
- （自由選択枠については後述）

3) 高度国際性涵養教育科目（2単位）

- 人文学研究科共通科目で「高度国際性涵養教育科目」として指定されている科目（①）、他研究科等で開講する高度国際性涵養教育科目（②）、または『開講科目一覧』の「高度国際」欄に「○」がついている講義科目（③）のいずれかから、単位を修得してください。
 - 2単位を超えて修得した場合、③は専門教育科目に、①②は自由選択枠にそれぞれ充当されます。
- 例1：③で8単位修得 → 6単位を専門教育系科目の選択科目に充当できる。
- 例2：②で4単位修得 → 2単位を自由選択枠に充当できる。
- 同じ学期内に③と①②を修得した場合、①②が優先して高度国際性涵養教育科目に充当されます。
- なお、一度確定された単位（科目の区分）は、変更できません。

4) 自由選択枠（6単位）

- 「自由選択枠」として開講している科目はありません。
- 修了要件単位一覧に記載されている(1)～(3)の科目から、合計6単位を修得してください。
- 成績証明書には、「自由選択枠」という表示はされませんので、KOANの履修成績や成績証明書により、各自で自由選択枠に充当できる科目を確認してください。

例：

- (1) 高度教養教育科目から 2 単位
 - (2) 専門教育科目から 4 単位
- 合計 6 単位

＜注意＞ 単位は分割できません！

例えば、4単位の科目を修得した場合、2単位を高度国際性涵養教育科目、2単位を専門教育科目に分割して計上することはできませんので、注意してください。

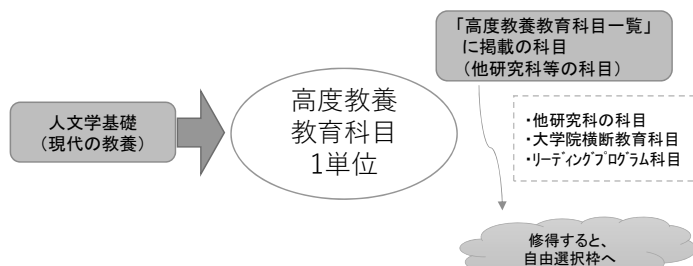
＜博士後期課程＞

1) 専門教育科目（8単位）

- それぞれの専門分野で開講している博士論文作成演習を2単位以上含み、人文学研究科の科目一覧表に掲載されている科目（専門教育科目）から履修してください。
- ※博士前期課程のように、「高度教養教育科目」や「高度国際性涵養教育科目」の設定はありません。

単位修得方法に関する補足説明

●高度教養教育科目

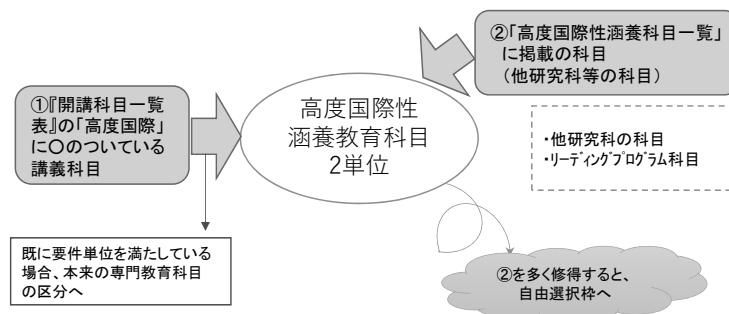


高度教養教育科目となるのは、左図の開講科目です。

「人文学基礎(現代の教養)」は研究科共通の必修科目です。

「高度教養教育科目一覧」は人文学研究科Webページに掲載しています。
(シラバスの検索機能、各開講部署のWebページ等でも確認できます。)
修得した場合、自由選択枠の単位となります。

●高度国際性涵養教育科目



高度国際性涵養教育科目となるのは、左図の開講科目です。

①『開講科目一覧表』の「高度国際」に○のついている講義科目を、高度国際性涵養教育科目としています。既に要件単位を修得している状態で新たに①の科目を修得した場合は、専門教育科目に充当されます。

②「高度国際性涵養科目一覧」に掲載の他研究科等の科目でも要件を満たすことができます。
「高度国際性涵養教育科目一覧」は人文学研究科Webページに掲載しています。
(シラバスの検索機能、各開講部署のホームページ等でも確認できます。)

既に要件単位を修得している状態で新たに②の科目を修得した場合は、自由選択枠の単位となります。

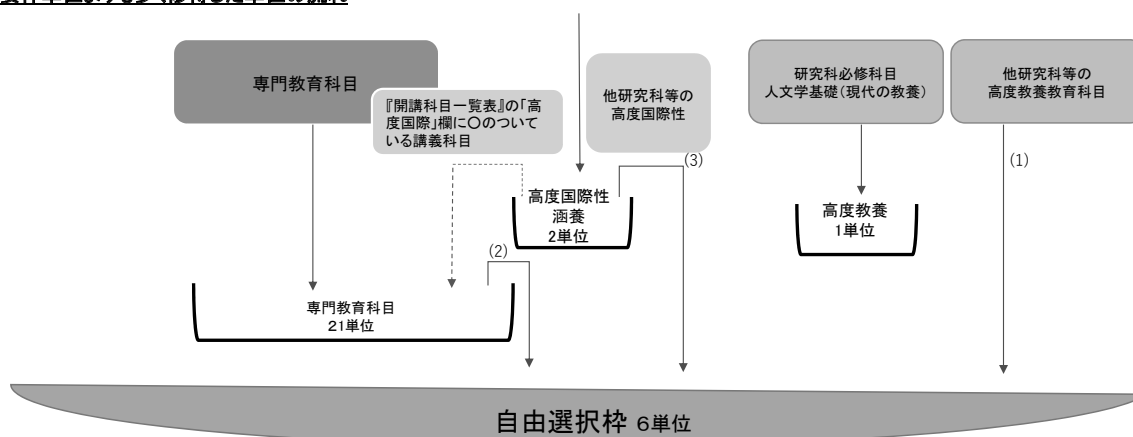
なお、①と②を同じ学期に修得した場合、②を優先して高度国際性涵養教育科目の単位に充当します。

●自由選択枠の単位数について

「各科目区分で必要な単位数(要件単位)を満たしたうえで、全体で30単位を満たすまでの単位数」を指します。

- (1)高度教養教育科目の中で、1単位を超えて修得した単位
- (2)専門教育科目の中で、21単位を超えて修得した単位
- (3)他研究科等の高度国際性涵養教育科目の中で、2単位を超えて修得した単位で満たす必要があります。

▼要件単位よりも多く修得した単位の流れ



----> 人文学研究科人文学専攻・日本学専攻基盤日本学コース・芸術学専攻の各コースが開講する「高度国際性」に○がついている科目は、高度国際性涵養教育科目の要件単位(2単位)を既に充足している場合は、専門教育科目となります。

2. 研究指導について

(1) 指導教員について

大学院新入生は、4月の指定する期日までに「指導教員届・研究指導計画確認書」を教務係に提出しなければなりません。また、在学中に指導教員を変更する場合には、所定の手続きを行う必要があります。

(2) 研究指導計画書の提出について

大学院学生は、毎学年の始めの指定された日（掲示により指示します）までに、以下のとおり作成してください。詳細については、KOAN掲示板でお知らせします。

1. 研究指導教員と相談の上で研究計画等をまとめた研究指導計画書を作成してください。（様式は任意です。サンプル様式を参考に作成してください。）
2. 作成した研究指導計画書は、指導教員および学生がそれぞれ一部ずつ保管してください。
3. 教務係に「研究指導計画確認書」（所定様式）のみ提出してください。（研究指導計画書を教務係へ提出する必要はありません。この「研究指導計画確認書」のみを教務係へ提出してください。）

(3) 研究概要報告書の提出について

大学院学生は、毎学年の2月の指定された日（掲示により指示します）までに、当該年度の研究概要報告書を教務係で配布する表紙を添付のうえ研究指導教員に提出してください。ただし、下記の博士後期課程の学生は、研究概要報告書の提出を省略することができます。

- ① 12月期に博士予備論文を提出した学生
- ② 博士論文を提出した学生

3. 修士学位論文について

(1) 修士論文の提出について

修士論文を提出しようとする学生は、あらかじめ当該研究指導教員の承認を得て修士論文題目を定めておき、下記の期間内に修士論文題目、修士論文を教務係に提出しなければなりません。提出方法については別途掲示します。

論文を提出できない場合には、論文提出期間内に「論文提出延期願」を提出してください。

論文の書式・分量・製本等については、かならず各専門分野の指導教員から指示を受けてください。

提出した論文を取り下げる場合には、提出締め切り日から10日以内に「修士論文取り下げ願」を提出してください。

(2) 修士論文の評価基準について

人文学研究科における修士論文の評価基準が別に定められています。詳細はHPを参照してください。

4. 博士予備論文の提出について

博士論文を提出しようとする学生は、博士予備論文を後期課程2年次12月（または、3年次以降の6月・12月）の所定の期日までに、指導教員の承認を得たうえで、教務係に提出してください。なお、指導教員が認める場合に限り、査読つき学術誌等に発表した論文をもって、博士予備論文に代替することができます。

博士予備論文は、400字詰め原稿用紙100枚程度とし、表紙に「論文題目」「所属・学年」「氏名」を明記し、製本を施すかファイル等で綴じたうえで、「博士予備論文題目届」とともに提出してください。（「博士予備論文題目届」には、指導教員の押印が必要です。）

博士学位を申請する学生は、学位申請の9ヶ月以上前に博士予備論文の審査に合格していなければなりません。

博士予備論文の審査は、指導教員及び副指導教員が行い、その報告に基づいて本研究科教授会（以下「教授会」という）が可否を判定し、9ヶ月後以降に学位を申請する資格の可否を決定します。

5. 博士学位論文の提出について

人文学研究科日本学専攻基盤日本学コースにおいて授与する博士の学位は、博士（文学）とします。ただし、専攻分野が学際領域等に係るもので、教授会が適当と認めるときは、博士（学術）の学位を申請することができます。

(1) 在学中の学位申請

在学中に博士論文を提出して課程博士の学位を申請しようとする学生は、以下の条件をすべて満たしていなければなりません。

- ① 博士後期課程に2年6ヶ月を超えて在学していること。
- ② 修了要件単位8単位以上（いずれも博士論文作成演習2単位以上を含む）を修得していること。研究指導を受け、博士論文の構想を届け出ていること。
- ③ 9ヶ月以上前に博士予備論文を提出してその審査に合格していること。

ただし、上記の規定にかかわらず、6単位以上、（博士論文作成演習2単位以上を含む）を修得し、研究指導を受け、かつ、優れた研究業績を上げた学生で、教授会が特に認めた場合には、博士論文の構想の届け出及び博士予備論文の提出を行っていなくとも、後期課程に半年を超えて在学していれば、博士論文を提出して学位を申請することができます。ただし、在学期間に関しては、修士課程又は前期課程を2年未満の在学期間で修了した者につ

いては、後期課程と通算して2年6ヶ月を超えて在学していなければなりません。

学位論文を申請する場合、学生は指導教員を通じて、申請手続き書類一式を受領のうえ、所定の期間に教務係に提出してください。

(2) 休学中の学位申請

休学中の学生は、博士論文・博士予備論文のいずれも提出できません。

ただし、休学の事由が留学等による場合には、博士予備論文に限り提出することができます。この場合、指導教員の説明書きを添付してください。

(3) 退学後の学位申請

単位修得退学とは、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士論文の構想を届け出たうえ退学することを行います。

単位修得退学者は、退学後2年間の所定の期間に限り、博士予備論文を提出することができます。

学位を申請する単位修得退学者は、学位申請の9ヶ月以上前に博士予備論文の審査に合格していなければなりません。

博士予備論文の審査は、在学時の指導教員及び副指導教員等が行い、その報告に基づいて、教授会が合否を判定し、9ヶ月後以降に学位を申請する資格の可否を決定します。

単位修得退学者は、在学中もしくは退学後に博士予備論文を提出し、その審査に合格していれば、大阪大学大学院学則第13条の規定に基づき、退学後3年間の所定の期間に限り、博士論文を提出して課程博士の学位を申請することができます。

学位申請の際には、在学時の指導教員を通じて、申請に必要な書類等入手したうえで教務係に提出してください。(必要書類は、博士学位申請手続き必要書類一覧を参照してください。)

その他学位申請に関する手続きについては、教務係に問い合わせてください。

(4) 博士論文の審査基準について

人文学研究科における博士論文の審査基準が別に定められています。詳細はHPを参照してください。

(参考) 博士後期課程研究指導関係書類・博士学位論文等提出スケジュール

審査手続きについては、掲示等にも注意してください。

4 月	「研究指導計画書」の提出	学生→指導教員・教務係	対象年次：1～3年次
所定の期日までに指導教員へ「研究指導計画書」を、教務係へ「研究指導計画確認書」を提出してください。 1年次：研究指導計画書に「研究目標を取りまとめたもの」を添付してください。 2年次：研究指導計画書に「博士論文の構想」を添付してください。			
6 月	「博士予備論文」の提出	学生→教務係	対象年次：3年次以降
前年度までに「博士予備論文」を提出していない者が対象となります。 博士予備論文題目届とともに提出してください。			
6 月	「博士学位論文」の提出	学生→教務係	対象年次：3年次以降
前年度6月までに博士予備論文を提出し、審査に合格した学生が対象となります。 学位申請様式を必要部数用意のうえ、指導教員とともに所定の期日までに教務係へ提出してください。教務係で学位申請論文の受理後、人文学研究科研究推進室において、学位申請論文を3週間公開します。その後、審査委員会による審査を行います。			
12 月	「博士予備論文」の提出	学生→教務係	対象年次：2年次以降
前年度までに「博士予備論文」を提出していない学生が対象となります。 博士予備論文題目届とともに提出してください。			
12 月	「博士学位論文」の提出	学生→教務係	対象年次：3年次以降
前年度12月までに博士予備論文を提出し、審査に合格した学生が対象となります。 学位申請様式を必要部数用意のうえ、指導教員とともに所定の期日までに教務係へ提出してください。教務係で学位申請論文の受理後、人文学研究科研究推進室において、学位申請論文を3週間公開します。その後、審査委員会による審査を行います。			
2 月	「研究概要報告書（正・副）」の提出	学生→指導教員	対象年次：1～3年次
所定の期日までに指導教員へ「研究概要報告書」を提出してください。 12月期に「博士予備論文」または「博士学位論文」を提出した学生は、提出不要です。			

博士学位申請手続き必要書類一覧

大阪大学大学院人文学研究科

(課程博士)

令和4年4月現在

	必要書類等	様式	形式	部数	提出時期		備 考
					申請時	審査後	
1	学位論文受理願	様式文1-1	紙	1	○		人文学研究科長宛
2	論文目録	様式2	紙	1	○		数量は「1冊」としてください。 印刷公表(予定)年月日等が未定の場合は、以下すべての項目を「未定」としてください。
			電子データ (Word)	1	○		
3	論文内容の要旨	様式3	紙	2	○		4000字程度を横書きで作成してください。 原則としてタイプ打ち(9ポイント MS明朝体)で作成し、A4版用紙2枚以内で提出してください。 複数枚にわたる場合、左上ホッチキス止めしてください。
			電子データ (PDF)	1	○		
4	履歴書	様式4	紙	2	○		日付は、学位記及び証明書等で確認の上、正確に記入してください。 また、外国人申請者は、外国籍用を使用し、各年月日は、必ず西暦で記入してください。
			電子データ (Word)	1	○		
5	業績一覧	任意様式 右記「備考」欄の項目を満たして下さい。	紙	1	○		・著書、学術論文、口頭発表等の題目 ・単著、共著の別 ・発行書、発表雑誌又は発表学会等の名称 ・発行、発表年月日 ・ページ数(単行本の場合は、総ページ数ないし担当ページ数を明記してください。審査対象となる提出論文は、含めないでください。)
6	単位修得退学証明書		紙	1	○ 単位修得退学者のみ		教務係にて発行申込手続を行ってください。 (申し込みから発行までに約1週間程度かかります。)
7	主論文		冊子	1	○		閲覧に耐えうるよう製本したものを用意して下さい。(簡易製本でかまいませんが、指導教員より指示がある場合はそれに従ってください。) 400字詰め300枚程度を基準としてください。 縦A4版が望ましい。 表紙及び背表紙に論文題目及び学位申請者氏名を必ず記載してください。 審査用に必ず別途必要部数を用意してください。 審査用必要部数は、関係教員に確認してください。
			電子データ (PDF)	1	○		
8	参考論文			審査員 数分	○ 参考論文がある場合のみ		審査用に必要部数を用意してください。 審査用必要部数は、関係教員に確認してください。
9	博士論文のインターネット公表(大学機関リポジトリ掲載)確認書	様式10	紙	1	○		指導教員と著作権等に関する内容を相談のうえ提出してください。
			電子データ (Word)	1	○		
10	博士論文のインターネット公表(大学機関リポジトリ掲載)保留事由に係る報告書	様式11	紙	1		○	様式10において「全文の公表の保留希望」を選択した場合は「インターネット公表(大学機関リポジトリ掲載)保留事由に係る報告書(様式11)」を提出してください。
11	学位記記名届	様式文2	紙	1	○		
			電子データ (Word)	1	○		
12	誓約書	別紙	紙	1	○		

(注意事項)

1. 教務係に学位申請する際は、必ず関係教員を通じて行ってください。
申請の際は、必ず印鑑を持参してください。
2. 課程博士の学位申請期限は、単位修得退学後3年以内(12月又は6月の所定期間内に限ります。)となります。
3. 電子データはファイル形式を確認し、提出はUSBメモリに入れて提出してください。
4. 提出した電子データの内容に変更が生じた場合は教務係に再提出してください。

人文学研究科（人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース、芸術学専攻）

教 員 名 簿

専攻	コース	専門分野	教授	准教授	講師/特任教員等	助教
人文学専攻	哲学	哲学哲学史	舟 場 保 之	嘉 目 道 人	三 木 那 由 他	安 西 な つ め
		科学技術社会論	望 月 太 郎 (兼) 中 村 征 樹 (兼) 平 川 秀 幸			
		臨床哲学	堀 江 剛 (兼) ほ ん ま な ほ	小 西 真 理 子		
		中国哲学	湯 浅 邦 弘		辛 賢	
		インド学・仏教学	堂 山 英 次 郎		名 和 隆 乾	
	グローバル ヒストリー ・地理学	東洋史学	堤 一 昭 松 井 太 田 口 宏 二 朗	河 上 麻 由 子		新 見 ま ど か
		西洋史学	秋 田 茂 藤 川 隆 男 栗 原 麻 子 NADIN CLAUDIA HEE (兼) KROZEWSKI GEROLD	中 谷 惣	見 瀬 悠	
		人文地理学	堤 研 二 佐 藤 廉 也	井 本 恭 子		蔣 宏 偉
	文学コース	テク ス ト 表 現 論	中国文学	浅 見 洋 二	林 曉 光	
			英米文学	片 渕 悦 久 山 田 雄 三	森 本 道 孝	HARVEY PAUL 好 井 千 代
			ドイツ文学	三 谷 研 爾	吉 田 耕 太 郎	WASSMER JOHANNES (特任講師(常勤))
			フランス文学	山 上 浩 嗣		AVOCAT ERIC (特任准教授(常勤)) 平 光 文 乃
		テキスト環境論	石 割 隆 喜 橋 本 順 光 三 谷 研 爾 (兼) 田 邊 欧	鈴 木 曉 世		
	比較・対照言語学コース		神 山 孝 夫 岡 田 禎 之	田 中 英 理		
日本学専攻	基盤日本学 コース	現代日本学	宇 野 田 尚 哉	北 村 毅 安 岡 健 一 中 嶋 泉		
		日本史学	飯 塚 一 幸 川 合 康 市 大 樹	伴 瀬 明 美 野 村 玄		北 泊 謙 太 郎
		考古学	福 永 伸 哉 高 橋 照 彦			上 田 直 弥
		日本文学	岡 島 昭 浩 滝 川 幸 司 斎 藤 理 生 岸 本 恵 実	渡 邊 英 理 勢 田 道 生		市 地 英
		日本語学	田 野 村 忠 温 石 井 正 彦 渋谷 勝 己 BURDELSKI MATTHEW 三 宅 知 宏	高 木 千 恵 眞 野 美 穂		李 頌 雅

人文学研究科（人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース、芸術学専攻）
教 員 名 簿

専攻	コース	専門分野	教授	准教授	講師/特任教員等	助教
芸術学専攻	アート・メディア論	桑 木 野 幸 司 罔 府 寺 司 永 田 靖 藤 岡 穰 輪 島 裕 介	古 後 奈 緒 子 東 志 保		鈴 木 聖 子	
	美学・文芸学コース	高 安 啓 介	田 中 均 渡 辺 浩 司 東 志 保	西 井 奨	横 道 仁 志	
	音楽学・演劇学コース	永 田 靖 伊 東 信 宏 輪 島 裕 介	中 尾 薫 古 後 奈 緒 子		(兼) 横 田 洋	
	日本東洋美術史・西洋美術史コース	(兼) 罔 府 寺 司 橋 爪 節 也 藤 岡 穰 岡 田 裕 成 桑 木 野 幸 司	門 脇 む つ み		河 内 華 子	
埋蔵文化財調査室			福 永 伸 哉 高 橋 照 彦			上 田 直 弥
人文学林					高 橋 綾	LAMBRECHT NICHOLAS MAHOOD
留学生専門教育					東 条 佳 奈	
国際交流センター						MOHAMMAD MOINUDDIN

令和4年4月1日現在

6. 海外留学について

大阪大学では、交換留学（派遣）を含む学部生・大学院生の留学を推進しており、多くの海外の大学と交流協定を締結しています。大阪大学が交流協定を締結し、授業料不徴収の取り決めを結んでいる海外の大学へ交換留学した場合、大阪大学に在籍した形での留学となり、大阪大学に授業料を払うことから、留学先大学での授業料を支払う必要はありません。

交換留学できる大学の概要については、協定校の留学情報などをおして調べることができます。なお、文学部・人文学研究科では留学を推進するために国際連携室を設置し留学のサポートを行っています。

留学先で取得した単位の認定を希望する場合は、留学前に指導教員と相談の上、教務係に「留学計画書」を提出し、留学後に単位認定申請を行ってください。

留学に必要な語学力やスケジュールなどを詳しくまとめた留学に関するパンフレットを作成し、教務係窓口等で配布しています。詳しくは、国際連携室の案内（p. 33）を確認してください。

【海外渡航届システム】 URL : <http://osku.jp/m0783>

公私にかかわらず、海外に出かける場合は、上記URLより必ず渡航情報を登録してください。

7. 学修に関する事項

学生への連絡方法及び連絡先の変更について

大学からの連絡は、原則として掲示板（KOANや下記の掲示板）により行われますので、必ず確認してください。

一度掲示した事項は周知されたものとして取り扱いますので、**見落としのために生じる不都合・不利益は学生自身の責任となります。**

授業料免除や奨学金の申請など、受付期間等が決められている場合は、**期間終了後の受付は一切認められません**ので、特に注意が必要です。

なお、掲示板の設置場所は、下記の設置場所一覧のとおりです。

また、緊急連絡や書類の送付などの必要が生じた場合には、届けられている住所・電話番号等に連絡をすることがあります。

そのため、在学中に自身の住所・電話番号、保護者や緊急連絡先の住所・電話番号が変更になった場合には、KOANで速やかに変更を行ってください。

また、在学中に改姓や転籍が生じた場合については、教務係まで速やかに届け出てください。

【教務係窓口開室時間】

9：00～11：30及び12：30～17：00（土日祝日を除く）

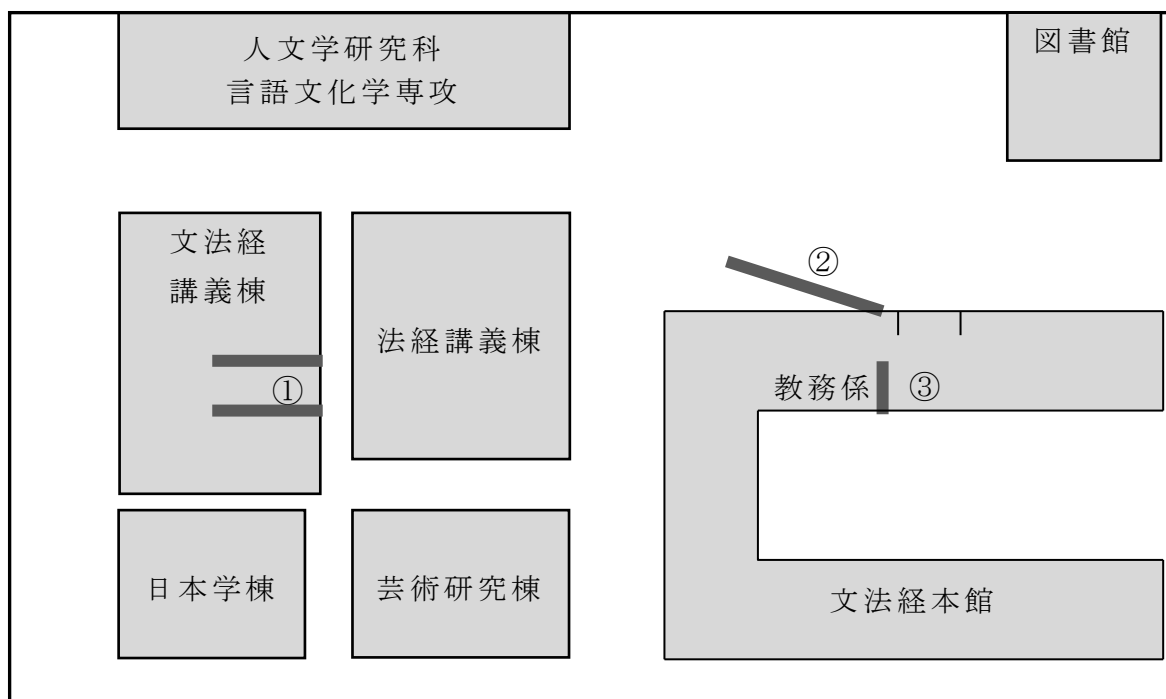
※大学行事等により事前に予告の上、閉室することがあります。

⚠注意！！

大学の職員の名をかたって皆さんの現住所を問合せるようなことが多発していますので、そのような問合せがあった場合には、住所等を教えずに、職員の所属・氏名と連絡先を確認した上、学生センター（06-6879-7162）まで連絡してください。

【掲示板設置場所一覧】

	設置場所	掲示内容	管理部署
①	文法経講義棟 1 階 入口ホール	1) 教室関係 2) 時間割関係 3) 授業関係 4) レポート・試験関係	教務係
②	文法経本館前	1) 奨学援助関係 2) 資格関係	教務係
		3) 就職関係 4) 教育支援室からのお知らせ	教育支援室
		5) 留学関係 6) 国際連携室からのお知らせ	国際連携室
		7) 研究推進室からのお知らせ	研究推進室
③	文学部 教務係前	1) 専修決定等の発表 2) その他	教務係



授業および試験の欠席について

疾病、負傷、または忌引き等下記の事由に該当するやむを得ない理由により、授業を欠席してしまった場合には、後日できるだけ早く授業担当教員に申し出てください。

欠席事由	配慮される期間
学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）を罹患したことにより出席停止の措置を受けた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間
親族（2親等以内）が死亡した場合	配偶者・1親等…死亡日から起算して連続7日以内、2親等…死亡日から起算して連続3日以内
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員の選任手続きのため及び裁判員の職務に従事するため裁判所に出頭した場合	裁判所に出頭した日
居住地及び通学経路に係る特別警報が発令された場合	特別警報が発令された日
教職課程の「教育（養護）実習」及び「介護等の体験」に参加する場合	「教育（養護）実習」及び「介護等の体験」の期間

履修登録について

KOANにより履修登録を行ってください。

登録期間はKOAN掲示等で各学期の開始前に通知しますので必ず確認してください。

【授業科目の分類及び名称】

- ・春、夏、秋、冬学期の区分ごとに開講する授業科目：ターム科目
- ・春～夏学期又は秋～冬学期の区分ごとに開講する授業科目：セメスター科目
- ・春学期～冬学期にわたり開講する授業科目：通年科目

【履修登録上の注意】

- 同一曜日・時限の科目を重複して登録することは原則としてできません。
- 履修登録をせず受講した授業科目の成績は認定されません。
- 全学共通教育科目の履修方法等については、全学教育推進機構の指示に従ってください。
- 集中講義についても、開講される学期の履修登録期間内に登録してください。
- その他、不明な点があれば教務係まで問い合わせてください。

成績について

各学期に履修した成績は所定の期日からKOANにより確認できますので、必ず確認をしてください。なお、期日等については掲示等により通知します。

成績疑義申し立てについて

成績評価について疑義がある場合は、所定の期間に限り、確認の申し立てを行うことができます。申請期間以外での申し立ては認められません。申請期間・手続き等、詳細についてはKOAN掲示板にて通知いたします。

レポートの提出について

基盤日本学コースの科目に係るレポートについては、CLE（授業支援システム）または教務係窓口（文法経本館 1 階）設置のレポートボックスへの提出となります。レポートボックスに提出する場合は必ず「レポート票」を添付してください。「レポート票」の添付がないレポート及び提出期間後のレポートについては、原則として受理しません。

また、レポートの提出期限等は担当教員または掲示で確認してください。

国内協定大学での単位修得について

神戸大学（文学部・人文学研究科）、大学コンソーシアム大阪、放送大学との間で単位互換協定を結んでいます。このことにより、神戸大学（文学部・人文学研究科）、大学コンソーシアム大阪に加入する大学等、放送大学が提供する授業科目を履修できます。

この制度により修得した単位の中で、文学部・人文学研究科で認められた単位については、卒業（修了）の単位に認められることがあります。

なお、履修方法等の詳細については、KOAN掲示板にてお知らせします。

教員のオフィスアワーについて

文学部（人文学研究科）では、専任教員のオフィスアワーを設けています。各教員のオフィスアワーについては、人文学研究科のホームページで公開しています。

休学・退学等について

在学中にやむを得ない事由により修学が困難になり修学を休止（休学）する場合、進路変更等により退学することになった場合は、学部長・研究科長に許可を得て休学、退学をすることができます。

学籍の異動手続きは、願い出の内容を審議するなど、時間を要しますので、原則として、異動日の2ヶ月前から1ヶ月前の期間内に教務係で手続きを行ってください。

また、休学や退学等についての相談は、教務係や教育支援室で行っていますので、気軽に相談してください。

除籍・復籍について

大阪大学では、授業料を5月と11月の2期に分けて納入することになっており、所定の授業料の納入を怠り、督促をうけてもなお授業料を納入しない学生については、大学は除籍することができますと規定しています。(学部学則第32条、大学院学則第33条を参照してください。)

このことから、本学では年度末において授業料を納入していない学生について、当該年度末をもって除籍をしています。除籍は、本学に在籍できなくなるという極めて重い処分でありますので、授業料はすみやかに納入してください。

なお、授業料未納により除籍となった学生の救済措置として、除籍措置を受けた後の適当な期間を定め、その期間内において未納の授業料を納入することを条件として、復籍できることとしています。

また、授業料の納入については、p. 69「8. 授業料の納入について」で確認してください。

長期履修学生制度について

以下の申請資格を満たす大学院生が標準修学年数（博士前期課程：2年、博士後期課程3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができますよう「長期履修学生制度」を設けています。

(1) 申請資格

①職業を有する者

正規雇用・非正規雇用にかかわらず、恒常的に勤務している者、または勤務する予定である者。ただし、外国人留学生を除きます。

②出産・育児・介護等を行う必要のある者

小学校就学前までの子を養育する必要のある者、または親族の介護等を行う必要のある者。

③その他、特に長期に履修することが研究教育上必要と認められる者

(2) 申請手続き等について

長期履修制度は、入学時・進学時だけでなく、在学中の年度のはじめから適用することができます。申請手続きにあたっては、指導教員と相談のうえ、教務係が指定する期日（前年度2月頃）までに所定の様式により願い出てください。ただし、長期履修制度申請時に標準修業年数の残りが1年未満である者は申請することができません。

長期履修期間は、在学年限（博士前期課程：4年、博士後期課程：5年）の範囲内で選択することができます。

（３）長期履修期間の変更等について

長期履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）が事情により履修期間の短縮を願い出る場合は、前年度の教務係が指定する期日までに願い出なければなりません。ただし、特別な事情がある場合には、指定する期日以外の時期においても履修期間の短縮を願い出ることができます。

（４）長期履修学生の授業料について

長期履修学生の授業料及び授業料の徴収方法については、大阪大学学生納付金規程の規定によります。

その他、長期履修制度に関する手続きについては、教務係にお問い合わせください。

ハラスメント防止への取り組み

大学キャンパスは学部生、大学院生、研究生、科目等履修生をはじめとする各種学生、非常勤講師を含む教員、非常勤職員を含む事務職員、さらに厚生施設で働く人々など大学で学び働くすべての人々を構成員とするコミュニティです。ここは、構成員全員が平等に能力を発揮し、対等にコミュニケーションのできる場所ではなくてはなりません。

私たち大阪大学文学部・人文学研究科では、このような認識に立って「ハラスメント問題委員会」を組織し、ハラスメントを防止するための啓発活動を行っています。また、委員会では委員長及び副委員長を除く委員全員が相談員としてセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントについての相談に応じています。相談に際しては、相談者のプライバシーを固く守り、相談者の意思に応じて、事実関係の確認・調査、調停、学部長・研究科長へ適切な措置・処分を要請することなど、迅速な対応をします。

学生生活の中で不幸にして上記のハラスメントの被害にあうなどの問題があった場合は、一人で悩まず、友人などにも相談するとともに、困難を解決するために相談員に相談してください。

どういうことがハラスメントに該当するか、どう対処すればよいのかなどの詳細については、リーフレット「やめよう・とめよう ハラスメント」をご覧ください。リーフレットはガイダンス時に配布するほか、教務係の窓口前にあります。

ハラスメント相談室

大阪大学では全学対象のハラスメント相談室を豊中、箕面および吹田のキャンパスに開設しています。文学部・人文学研究科の委員会に相談しにくいと思ったときは、ここに相談することができます。この相談室では、専門相談員（カウンセラー）と全学相談員が電話や面談で相談を受け付けています。相談員は、相談者の名誉やプライバシーを固く守ります。ハラスメントの被害にあったり、みかけたりした場合は遠慮なく相談してください。詳しくは、大学ホームページをご覧ください（「大阪大学」「ハラスメント相談室」と検索してください）。

研究推進室の案内

研究推進室は文学部・人文学研究科の研究面でのサポートを担当しています。

具体的には、隣接する学生自習室、印刷・製本室の管理運営のほか、学術情報収集発信の場として、図書・雑誌にかかわる業務、『大阪大学大学院文学研究科紀要』・『待兼山論叢』の刊行にかかわる業務、教員研究員公募・研究助成関連の情報提供、科学研究費助成事業や日本学術振興会特別研究員への応募のサポート、若手研究者の学会発表等を奨励する補助事業、主に大学院生を対象とした外国語論文発表補助事業（校閲費補助）なども行っています。

場所：文法経本館 1 階北側（文学部側正面玄関を入って左側）

開室時間：月曜日～金曜日 9:45～17:00

（大学の活動方針により、短縮開室となる場合があります。）

学生自習室

場所：研究推進室東側

開室時間：月曜日～金曜日 10:00～17:00

（大学の活動方針により、短縮開室となる場合があります。土曜日曜、祝日は閉室。

夏季休業期間、年末年始、入学試験の前日等も、臨時閉室とすることがあります。）

一般の辞書、事典、図鑑、専門分野に関連する参考図書、最新の寄贈雑誌や購入雑誌なども閲覧でき、落ち着いて学習できるスペースとなっています。資料の一時貸出もできます。貸出期間は、一般図書が1週間、参考図書と雑誌は当日の閉室時間までとなります。

また、自習室内での利用となりますが、貸出用ノートパソコンも備えています。利用される場合は、カウンターへお申し出ください。

印刷・製本室

場所：文法経本館 1 階北側（学生自習室の向かい側廊下奥）

デジタルフィルムスキャナー、製本機、裁断機、印刷機、紙折機、穿孔機などさまざまな機器類を備えています。学生自習室のカウンターで記名の上、鍵の貸出しを受けて使用してください。開室時間は学生自習室に準じます。



学生自習室



印刷・製本室

教育支援室の案内

教育支援室は、文学部・人文学研究科の学生の皆さんの学習・生活・就職に関わる情報を提供し、皆さんの多様な活動をサポートするための部屋です。現在主に次のような活動を行っています。

- ・学習・生活相談の受付
- ・奨学金に関する情報提供
- ・TA（ティーチング・アシスタント）に関する情報提供
- ・インターンシップのサポート
- ・就職情報誌や求人情報などの就職に関する情報提供
- ・就職のための、面接対策講座、会社説明会などの開催
- ・コンピュータを設置して、学生の皆さんの就職活動などに役立ててもらふこと
- ・大学院進学&キャリアガイダンスの実施
- ・大学院入試問題の閲覧（期間限定）

教育支援室には、常駐の職員がいて、皆さんのお手伝いをし、相談に対応します。スタッフ一同、学生の皆さんの役に立つ、居心地のよい空間を作り、できるだけきめ細かなサービスをしてゆきたいと考えています。学生の皆さんの利用をお待ちしています。

場所・開室時間

場 所：文法経本館 1 階（文学部側の正面入口
をに入って左側にあります。）

開室時間：月曜日、金曜日 9:30～17:00

火曜日、水曜日、木曜日 9:30～19:00
（祝日は閉室）

※夏季休暇など臨時閉室することや、午後 5 時
以降閉室することがあります。

設 備：学生用パソコン 8 台（Windows 6 台・Mac 2 台）／プリンター／ミーティングスペース／
就職関係の雑誌・書籍／求人票・履歴書・就職ガイドブック／日本経済新聞
書籍の利用：貸し出し期間は 1 週間です。

H P <http://www.let.osaka-u.ac.jp>



リサーチ・コモンズ

文法経講義棟 1 階にリサーチ・コモンズがあり、学習やミーティングに利用することができます。使用時間は、8:00～20:00 です。

※学部生・大学院生が使用責任者となる場合に、利用の 1 週間前までに申請すれば、学習やミーティング、課外活動のために占有利用をすることができます（ただし、正課授業での利用を優先しますので、申請が認められないこともあります）。詳細については、教育支援室に問い合わせてください。

就職支援事業について

文学部・人文学研究科では、教育支援室（文法経本館1階）のなかにキャリア支援部門を設け、学部生・大学院生の就職活動をサポートするさまざまな事業をおこなっています。

【就活サポート講座】

夏休みをのぞく学期中に、就職情報会社の協力を得て、就職活動準備のためのセミナーを開催します（基本的に木曜午後）。

- ・ 最新の企業採用状況、就職活動スケジュール設計方法、OB・OGによる文学部・人文学研究科の学生のキャリア形成体験紹介
- ・ 自己分析と業種・職種研究、前年度内定取得者の体験紹介
- ・ エントリーシート対策
- ・ 面接対策およびグループディスカッション



進路オリエンテーション講座

【業界セミナー】

これまで文学部からの採用実績がある企業などに多数参加いただき、各業界についての業務内容や業界の特徴等を説明していただきます。質問にもお答えいただけます。

【求人情報の提供】

文学部・人文学研究科に届いた求人票や企業情報を閲覧していただけます。また、就職情報検索のためのコンピュータ端末を設置しています。



グループディスカッション

【就活本・就活雑誌】

最新の会社四季報や業界研究マニュアル、Web 試験・面接対策、公務員試験・教員採用試験対策に関する書籍・問題集などを貸し出しています。また、日経新聞も常置しています。

随時、教職セミナーや単独の企業セミナーを開催します。イベントは、ポスター等の掲示物で案内するほか、KOAN、就職支援システム、文学研究科ホームページ (<http://www.let.osaka-u.ac.jp>) に情報をアップします。また同ホームページには、過去の就職実績データも掲載しています。その他、不明な点は教育支援室でお尋ねください。



就活スタートアップ講座



実践！模擬面接

学習・生活相談デスクについて

文学部・人文学研究科では、教育支援室（文法経本館 1 階）のなかに学習・生活相談デスクを設けています。

④困っていることないですか？

大学生活で分からないこと、
困ってることがある

小さなことを相談するのは
恥ずかしいと思っている

友達、先生には相談しにくい
悩みがある

..... YES NO

相談にいらっしゃい

学生生活を楽しんでください

学習・生活相談デスクは

あなたの問題解決をお手伝いします

どんな小さな相談も受け付け、プライバシーを固く守ります

パソコンから

人文学研究科のホームページ
(<http://www.let.osaka-u.ac.jp/ja/campus/advice>) からアクセス、相談内容をメール、もしくはフォームから送信してください。



来室して

相談用紙に記入し、係に直接手渡すこともできます。



文 学 部
人文学研究科

学習・生活相談デスク

開室場所：文学部本館 1 階教育支援室

開室日時：月～金曜日 9:30～16:00

国際連携室の案内

国際連携室は、学生の国際交流に関わる業務を担当しています。

海外からの学生受入れについては、留学生の日本での学生生活をサポートしています。また、留学生だけでなく、文学部・人文学研究科の学生が参加できる行事も実施しています。

学生の海外派遣については、以下の交換留学や語学研修などをご案内しています。パンフレット等もお渡しできますのでご活用ください。

また、留学に向けた英語力アップのために色々な支援を行っています。TOFEL, IELTS 等の英語検定試験のための資料だけではなく、検定試験受験に必要なアドバイスを受けられます。また、当学部・研究科で学ぶ学部生・院生が英語でそれぞれの専門分野で研究発表できるように添削等の補助を行うほか、海外の若手研究者と意見交換・討論できる機会も提供しています。

●交換留学制度

大阪大学または文学部・人文学研究科が学生交流協定を締結している大学への交換留学です。

○大学間協定校

大阪大学と学生交流協定を締結している大学一覧(2021年12月1日現在141校件)は以下のページでご確認いただけます。

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/action/exchange>

○部局間協定校

文学部・人文学研究科と学生交流協定を締結している大学

イギリス	マンチェスター大学 人文学部 イーストアングリア大学 ロンドン大学ゴールドスミス校
イタリア	ウーディネ大学 法学部
ポーランド	ヤギェロン大学 国際政策学部
スウェーデン	ウプサラ大学 神学部 *博士前期のみ
ドイツ	ハイデルベルク大学 日本学研究所 ゲッティンゲン大学 社会科学部
フランス	パリ大学
チェコ	オロモウツ パラツキー大学 文学部
タイ	チュラロンコン大学 アジア研究所 *大学院生のみ
台湾	国立台湾師範大学 文學院・国際与社会科学学院
韓国	韓国芸術総合学校演劇院
中国	上海戯劇学院 *大学院生のみ 西北大学 文化遺産学院

●奨学金情報

奨学金情報は、順次、大学のホームページ、KOAN等で案内されます。）

大阪大学 HP 》 国際交流・留学 》 大阪大学から海外留学したい方 》 留学助成制度

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/scholarship>

○文学部の奨学金 教育ゆめ基金

交換留学する【文学部学生】を対象とした奨学金です。1年に2回募集します。

文学部・人文学研究科 HP 》 国際交流 》 海外留学・研修 》 交換留学(部局間)について 》 「4. 教育ゆめ基金」

<http://www.let.osaka-u.ac.jp/ja/international/exchange/inter-faculty>

○その他の奨学金

＊日本学生支援機構「海外留学の奨学金」のページ

http://ryugaku.jasso.go.jp/scholarship/scholarship_other/

＊「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」

対象：学部・大学院に在籍する正規生 28 日以上 2 年以内（3 か月以上推奨）留学する者

支給額：月額 6～16 万円（経済状況や留学先地域による）

●短期語学研修

海外の大学で数週間の語学研修を受けるプログラムです。

詳しくは以下の HP の「短期語学研修」をご確認ください。

http://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/ex_students.html

●バーチャル交換留学プログラム

大阪大学ではポストコロナの状況を展望し、海外の大学等からオンラインで提供されるプログラムを学生が履修する場合、一定の条件を満たす者*に対して単位を付与し、また「留学」として認定します。

場所・連絡先・開室時間

場所 文法経本館 1 階 連絡先 inter@let.osaka-u.ac.jp

開室時間 【授業期間】月～金 10：00～17：00

＊授業期間以外は開室時間を変更する場合がありますのでご注意ください

教育職員免許状の取得について

教育職員免許状（以下「免許状」という）を取得するためには、学部及び大学院で、志望する学校の種類（中学校、高等学校、中等教育学校）や免許教科により教育職員免許法等の法令が定める授業科目を修得し、同法令が定める免許状交付申請手続きをとる必要があります。

1. 文学部・人文学研究科で取得できる免許状の種類

免許状の種類	高等学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状
文学部	国語・地理歴史・公民・ 英語・ドイツ語・フランス語	国語・社会・英語・ドイツ語・ フランス語
免許状の種類	高等学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状
人文学研究科 人文学専攻	地理歴史・公民・英語・フランス語	社会・英語・フランス語
人文学研究科 日本学専攻基盤日本学コース	地理歴史・国語	社会・国語
人文学研究科 芸術学専攻	地理歴史	社会

免許状は学校種別に分かれており、免許状は教科別に授与されます。

大学において教育職員免許法令に定める単位を修得した者には、教育委員会に対して所定の申請手続きをすることにより、それぞれ相当の免許状が授与されます。

2. 教職課程の履修方法

免許状取得のために要する科目は、4月初旬にKOAN掲示板に掲載する科目表で確認してください。

3. 注意事項

一種免許を取得するためには学部で開講している科目を履修する必要があります。一種免許の取得希望者は教務係へ問い合わせください。

学芸員の資格認定について

学芸員とは、博物館法に基づく博物館の専門的職員です。学芸員は、博物館の資料の収集、保管、展示および調査研究その他これと関係する事業について専門的事項を担当します。

学芸員の資格を取得するためには、日本国内の大学の学士の称号を有し、大学において文部科学省令（博物館法施行規則）で定める博物館に関する科目の単位を修得しなければなりません。

学芸員資格に関する科目は文学部で開講されていますので、取得希望者は教務係まで問い合わせください。

応用日本学コース

- ・ 学年暦
- ・ 授業年間スケジュール
- ・ 教育目標・各種ポリシー（カリキュラム・ディプロマ）
- ・ 履修要項
- ・ 研究指導プログラム
- ・ 学修に関する事項
- ・ その他の手続き及び提出書類
- ・ 研究指導/授業担当教員
- ・ 学術交流協定に基づく外国の大学への留学について

春学期授業開講期間

夏学期授業開講期間

秋学期授業開講期間

冬学期授業開講期間

月/曜	日	月	火	水	木	金	土
(2022年)						1 手帳知識検定 履修希望登録	2 履修希望登録
	3	4	5 入学式 履修希望登録	6	7	8 修進結果発表 先着順登録	9
4月	10	①①	①①	①①	①①	①①	16
	17	②②	②②	②②	②②	②②	23
	24	③③	③③	③③	③③	昭和の日 29	30
5月	1	周年記念式典 2	いちょう祭準備 3	憲法記念日 いちょう祭 4	みどりの日 いちょう祭 5	こどもの日 いちょう祭 6	7
	8	④④	④④	④④	④④	④④	14
	15	⑤⑤	⑤⑤	⑤⑤	⑤⑤	⑤⑤	21
	22	⑥⑥	⑥⑥	⑥⑥	⑥⑥	⑥⑥	28
	29	⑦⑦	⑦⑦				
6月	5	⑧⑧	⑧⑧	⑧⑧	⑧⑧	⑧⑧	11
	12	①⑨	①⑨	①⑨	①⑨	①⑨	18
	19	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	25
	26	③⑪	③⑪	③⑪	③⑪		
7月	3	④⑫	④⑫	④⑫	④⑫	④⑫	9
	10	⑤⑬	⑤⑬	⑤⑬	⑤⑬	⑤⑬	16
	17	海の日 18	⑥⑭	⑥⑭	⑥⑭	⑥⑭	23
	24	⑥⑭	⑦⑮	⑦⑮	⑦⑮	⑦⑮	30
	31						
8月	1	⑦⑮	⑧⑯	⑧⑯	⑧⑯	⑧⑯	6
	7	⑧⑯	補講	集中講義	集中講義 山の日	集中講義	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
9月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	敬老の日 19	20	21	22	秋分の日 23	24
	25	26	27	28	29	30	

・・・土・日・祝日及び休業日又は授業未実施期間を示す（緑字は祝日）。

・・・大学行事又は入試準備のための臨時の授業未実施日（予定）を示す。

入学式	4月5日
オープンキャンパス	8月17日（予定）
セメスター科目（〇数字）	春～夏学期（第1セメスター）
学期期間	4月1日～9月30日
履修登録期間	掲示に従うこと。
履修取消期間	掲示に従うこと。
集中講義期間	8月10日～12日
補講期間	8月9日
窓口休止	

月/曜	日	月	火	水	木	金	土
(2022年)							1
10月	2	①①	①①	①①	①①	①①	8
	9	スポーツの日 10	②②	②②	②②	②②	15
	16	②②	③③	③③	③③	③③	22
	23	③③	④④	④④	④④	④④	29
	30	④④	31				
11月	6	大学祭 7	⑥⑥	⑥⑥	⑥⑥	⑥⑥	12
	13	⑤⑤	⑦⑦	⑦⑦	⑦⑦	⑦⑦	19
	20	⑥⑥	⑧⑧	勤労感謝の日 23	⑦⑦	⑦⑦	26
	27	⑦⑦	※⑧⑧ 月曜日分 29	⑧⑧			
		11月29日(火)は月曜日の振替授業・試験実施日					
12月	4	①⑨	①⑨	①⑨	①⑨	①⑨	10
	11	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	17
	18	③⑪	③⑪	③⑪	③⑪	③⑪	24
	25	④⑫					31
(2023年)	元日 1	振替休日 2	3	④⑫	④⑫	④⑫	7
	8	成人の日 9	④⑫	⑤⑬	⑤⑬	試験準備 13	14
1月	15	共通テスト 16	⑤⑬	⑥⑭	⑥⑭	⑥⑭	21
	22	⑥⑭	⑥⑭	⑦⑮	⑦⑮	⑥⑭	28
	29	⑦⑮	⑦⑮				
		2月8日(水)は金曜日の振替試験実施日					
2月	5	⑧⑯	⑧⑯	※⑧⑯ 金曜日分 8	補講 9		11 建国記念の日
	12	集中講義 13	集中講義 14	集中講義 15	天皇誕生日 23		
	19	20	21	22			
	26	27	28				
3月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	春分の日 21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

〇数字 ターム科目の授業日
試験 ターム科目の試験日

〇数字 セメスター科目の授業日
試験 セメスター科目の試験日

注：11月29日(火)は月曜日の振替授業・試験実施日
2月8日(水)は金曜日の振替試験実施日

2022(令和4)年度 人文学研究科日本学専攻(応用日本学コース)年間スケジュール

(2022年4月1日～2023年3月31日)

学 期		月 日 (曜)	行 事 等
【春 夏学期】	4月1日(金)	4月5日(火)	春季入学式
	4月10日(日)	4月上旬(予定)	新入生ガイダンス(4月入学者)
	4月11日(月)	4月1日(月)～21日(木)	春～夏学期履修登録
		4月中	[D3⑩] 博士論文題目の提出期限 [M2⑩] 修士論文題目の提出期限
		5月2日(月)	いちょう祭準備(授業休講)
		5月3日(火)～4日(水)	いちょう祭(授業休講)
		5月5日(木)	いちょう祭後片付け(授業休講)
		6月10日(金)	[D3⑩] 博士論文の提出期限
		6月中	[D1⑩] 博士論文第1次中間発表会
		7月19日(火)	[M2⑩] 修士論文の提出期限
【秋 冬学期】		7月下旬	[D3④] 博士論文最終発表会
		8月9日(火)	補講日
	8月12日(金)	8月10日(水)～12日(金)	集中講義期間
	8月13日(土)		
		9月上旬～10月上旬	[M2④] 修士論文最終発表会
		9月～10月中	[D2④] 博士論文第2次中間発表会 [M1⑩] 修士論文中間発表会
	9月30日(金)	9月22日(木)～10月12日(水)	秋～冬学期履修登録
		9月終り～10月初め(予定)	新入生ガイダンス(10月入学者)
	10月3日(月)	10月中	[D3④] 博士論文題目の提出期限 [M2④] 修士論文題目の提出期限
		11月3日(木)	大学祭準備(授業休講)
【秋 冬学期】		11月4日(金)～6日(日)	大学祭(授業休講)
		11月7日(月)	大学祭後片付け(授業休講)
		12月中	[D1④] 博士論文第1次中間発表会
	12月26日(月)	12月20日(火)	[D3④] 博士論文の提出期限
	12月27日(火)		
	令和5年 1月3日(火)		
	1月4日(水)	1月中	[D3⑩] 博士論文最終発表会
		1月13日(金)	授業休講(大学行事のため)
		1月19日(木)	[M2④] 修士論文提出期限
		2月9日(木)	補講日
【秋 冬学期】	2月15日(水)	2月13日～15日(水)	集中講義期間
		3月中	[M2⑩] 修士論文最終発表会
		3月～4月中	[D2⑩] 博士論文第2次中間発表会 [M1④] 修士論文中間発表会

【凡例】 [M1④]は博士前期課程1年生・4月入学者を、[D3⑩]は博士後期課程3年生・10月入学者を示す

学位プログラム「応用日本学」

教育目標

学位プログラム「応用日本学」は、大阪大学と人文学研究科の教育目標のもと、次のような能力を身につけた人材を養成することを目的とします。

- ・比較や交流の観点から日本を世界的視野のうちに捉え、日本語・日本文化を通して日本と世界を結びとともに、人類の抱えるグローバルな課題に対しても日本研究の最先端の知見に基づいて積極的な発信を行うことのできる人材
- ・研究成果を国内外に向けて発信し社会実装することのできる高度な俯瞰力、デザイン力及びコミュニケーション力を身につけた人材

比較日本学分野、応用日本語学分野、日本語教育学分野の3分野から成る学位プログラム「応用日本学」は、博士前期課程及び博士後期課程を通じて、上記の能力を兼ね備え社会の多様な分野のプロフェッショナルとして活躍し得る人材の育成に取り組みます。

【博士前期課程】

○最先端かつ高度な専門性と深い学識

学位プログラム「応用日本学」においては、比較や交流の観点から日本を世界的視野のうちに捉え、その観点から日本語・日本文化についての専門的理解を深めるとともに、先端的かつ高度に専門的な日本語・日本文化の理解に立脚して実践的に日本と世界を結ぶことにより、日本研究の領域から人文学の新たな展開に貢献します。

○高度な教養

日本の言語や文化についての比較や交流の観点からの豊かな知見を基礎としつつ、現代にふさわしい高度な情報リテラシーを培い、また複眼的、俯瞰的に思考する訓練を積むことで、対象を多角的に評価できる力を養います。

○高度な国際性

豊かで論理的な日本語能力、日本の言語や文化についての比較や交流の観点からの豊かな知見を基礎としつつ、豊かなコミュニケーションを实らせる高度な多言語運用能力、そして他者や異文化に対する鋭敏な感受性と深い理解力を涵養します。

○高度なデザイン力

3つの分野の特長を縦横に組み合わせ、日本研究の新たな展開に貢献し、その成果を国内外で発信し社会実装するためのデザイン力を養います。

【博士後期課程】

○最先端かつ高度な専門性と深い学識

学位プログラム「応用日本学」においては、比較や交流の観点から日本を世界的視野のうちにしっかりと位置づけ、その観点から日本語・日本文化についての専門的理解を深めるとともに、先端的かつ高度に専門的な日本語・日本文化の理解に立脚して実践的に日本と世界を結ぶことにより、日本研究の領

域から人文学の新展開を先導します。

○高度な教養

日本の言語・文化・社会・歴史・文学などについての深い学識を基盤として、現代にふさわしい高度な情報リテラシーを身につけ、また複眼的、俯瞰的に思考する高度な能力を養うことで、対象を多角的に評価し新たな価値を創造できる力を養います。

○高度な国際性

豊かで論理的な日本語能力、日本の言語や文化についての深い学識を基盤として、豊かなコミュニケーションを实らせる高度な多言語運用能力、他者や異文化に対する鋭敏な感受性と深い理解力、さらには自身の研究成果を広く国際発信しグローバルな知的貢献をなす能力を涵養します。

○高度なデザイン力

3つの分野の特長を縦横に組み合わせ、日本研究の新たな地平を切り開き、その成果を国内外で発信し社会実装して、日本研究の立場からイノベーションに貢献するためのデザイン力を養います。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学位プログラム「応用日本学」は、大阪大学と人文学研究科のディプロマ・ポリシーのもと、日本語・日本文化についての深い理解に立ちつつ学際的・国際的視野から新たな学術的成果を生み出しそれを実践的に社会実装するための修練を積み、伝統的かつ最先端の人文学の知見や、日本の言語と文化に関する高度な専門性と深い学識、教養・国際性・デザイン力に関する下記の能力や学識を身につけ、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、博士前期課程では修士（日本語・日本文化または学術）、博士後期課程では博士（日本語・日本文化または学術）のいずれかの学位を授与します。

【博士前期課程】

○最先端かつ高度な専門性と深い学識

- ・明解な論旨で一貫した構成の論文をまとめる確かな論述能力と豊かな文章表現力を有し、日本学に関わる高度な専門的知識を身につけ、先端的な研究に取り組んでいる。
- ・広い視野に立って研究を遂行し、学際的視点からみずからの研究成果を位置づけることのできる深い学識を有している。

○高度な教養

- ・学問全般にわたる幅広い教養と、自立した研究者ならびに高度専門職業人に必要な総合的な人文学的教養、また日本を含む世界の言語・文化・社会・歴史等に関する学際的で現代的な教養を有している。

○高度な国際性

- ・国際的視野に立って研究を遂行し、グローバルな人文学の展開のなかにみずからの専門的な研究成果を位置づけることができるとともに、それを国際的に発信するための言語能力とコミュニケーション・スキルを身につけている。

○高度なデザイン力

- ・日本学の各分野において、本質的に重要な課題を発見し、データや資料の的確な収集・分析を通して、解決の道筋を構想できる能力を有している。
- ・国内外のステークホルダーと的確にコミュニケーションを交わし、みずからの研究成果を社会実装する道筋を構想できる俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力を有している。

【博士後期課程】

○最先端かつ高度な専門性と深い学識

- ・明晰な論述能力を身につけ、自立した研究者ならびに高度専門職業人に必要な、高度な専門性と高度な研究能力を有し、先端的で独創的な研究に取り組んでいる。
- ・広い視野に立って独創的な研究を遂行し、学際的視点からみずからの先端的かつ高度に専門的な研究成果を積極的に位置づけることのできる深い学識を有している。

○高度な教養

- ・学問全般にわたる高度で幅広い教養と、自立した研究者ならびに高度専門職業人に必要な高度で総合的な人文学的教養、また日本を含む世界の言語・文化・社会・歴史等に関する学際的かつ現代的で高度な教養を有している。

○高度な国際性

- ・国際的視野に立って研究を遂行し、グローバルな人文学の展開のなかにみずからの独創的で高度に専門的な研究成果を位置づけることができるとともに、それを国際的に発信するための高度な言語能力とコミュニケーション・スキルを身につけている。

○高度なデザイン力

- ・日本学の各分野において、先行研究を広く踏まえつつ、本質的に重要な課題を発見し、データや資料の的確な収集・分析を通して、独創的かつ先端的なかたちで解決の道筋を構想できる能力を有している。
- ・国内外のステークホルダーと的確にコミュニケーションを交わし、みずからの高度な研究成果を効果的に社会実装する道筋を構想できる俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力を有している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

学位プログラム「応用日本学」は、大阪大学と人文学研究科のカリキュラム・ポリシーのもと、本学位プログラムのディプロマ・ポリシーに掲げられた能力や学識を修得させるため、カリキュラムを以下の方針で編成します。

【博士前期課程】

＜教育課程編成の考え方＞

博士前期課程を通じて、専門教育、教養教育、国際性涵養教育の3つの柱に基づいた科目編成を行い、日本学の最先端かつ高度な専門性と深い学識、高度な教養、高度な国際性、高度なデザイン力を養います。

- 専門教育：学位プログラム「応用日本学」の「専門教育科目」は、人文学研究科共通の「研究科共通科目」、日本学専攻共通の「専攻共通科目」、各分野が主体となって開講する「分野開講科目」により構成されます。

- ・「研究科共通科目」：人文学のあらゆる分野に共通の基礎的な知識と研究の方法論、ならびに諸外国語を含め、隣接する分野に関する高度で幅広い知見を培います。特に人文学研究科の必修科目である「人文学基礎（人文学と対話）」では、現代の文化・社会の諸課題に関する最先端の知見を修得させるとと

もに、問題解決のための思考力を涵養します。

- ・「専攻共通科目」：英語で日本研究の最先端のコンテンツについて講じる英語講義科目、英語による研究発信力の強化を目的とする英語アカデミック・スキル科目を選択科目として開講することにより、日本学専攻の学生一人ひとりがみずからの必要に応じて俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力等を高められるようにします。
- ・「分野開講科目」：分野ごとに開講される科目ですが、一部の高度に専門的な科目以外は、他分野の学生も受講することを前提として開講されます。当該分野で必要となる専門知識と研究能力を教授するとともに、専門性に立脚する日本学専攻の学術的基盤の共有をも図ります。
- ・専門教育の一環として、年度ごとに研究計画の提出を課すなど、主体的かつ計画的に研究を構想・遂行するよう促し、高度な専門性を備えた修士論文の完成へと導きます。また、交換留学、私費留学、海外研修、国内外のインターンシップなどへの参加を積極的にサポートすることにより、俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力等の強化を図ります。

○教養教育：人文学研究科の必修科目である「人文学基礎（現代の教養）」を含む「高度教養教育科目」により、専門分野以外の学問分野や領域横断的な分野に関する高度な教養を培います。

○国際性涵養教育：「高度国際性涵養教育科目」により、高度な外国語運用能力、異文化や他者に対する感受性と知識を涵養します。

学位プログラム「応用日本学」のカリキュラムの特徴の1つは、世界中から多様なバックグラウンドを持った優秀な学生を獲得するため、大阪大学で受験する学生を対象とするトラック（実践トラック、4月入学のみ）とは別に、外国人留学生を対象とし、海外からの受験を可能とするトラック（専修トラック、10月入学のみ）が設けられている点です。専修トラックの留学生については、実践トラックの学生との修学背景の違いに配慮し、各指導教員が研究指導科目を開講して、きめ細やかな研究指導・履修指導を行い、多様なバックグラウンドを持った学生がともに学びともに高めあえるようカリキュラム上の工夫がなされています。

＜学修内容及び学修方法＞

学位プログラム「応用日本学」では、「分野開講科目」の履修を通じて、比較や交流の観点から日本を世界的視野のうちに捉え、先端的かつ高度に専門的な日本語・日本文化の理解に立脚して実践的に日本と世界を結ぶことのできる能力を養います。この「分野開講科目」には、各分野の専門科目に加え、全分野共通の基盤となる横断的基礎科目として、総論科目が設けられており、自らが専門とする分野の関連領域についても学べるカリキュラム編成になっています。

学位プログラム「応用日本学」の「分野開講科目」の授業形式は、学生自身による問題解決型の学習を取り入れつつ、各科目の教授内容に合わせて、講義、演習などさまざまな形態をとります。いずれの形態の授業においても、学生が資料収集や分析・考察を行い、学生間で、あるいは学生と教員の間で自由闊達な議論がおこなわれるよう工夫されており、研究成果を説得力を持って他者にわかりやすく伝えるデザイン力の育成が図られています。

また日本語・日本文化を発信する国際的な場で活躍するために必要な、海外での研究集会やワークショップの企画・立案・交渉・運営にかかわる実践的能力を育成するため、海外のジョイントキャンパスを拠点として、現地で日本語・日本文化を専攻する大学院生との学術交流会の実施・運営に従事する機会を提供します。

修士論文は、主指導教員と副指導教員による綿密な指導を受けながら作成を進めることにより、学術的完成度を高めます。

以上と並行して、一人ひとりの関心と必要に応じて「専攻共通科目」を履修することにより、俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力等を高めます。

＜学修成果の評価方法＞

授業の成績は、シラバスに記載されている学習目標の達成度を基準として、シラバスに記載されている方法により評価します。

修士論文については、複数の審査員が、テーマ設定の妥当性、研究の枠組や方法の妥当性、論述の明晰さ、資料の選択や解釈の適切性、主張の独自性などを総合的に判断し、評価します。

【博士後期課程】

＜教育課程編成の考え方＞

博士後期課程を通じて、日本学の最先端かつ高度な専門性と深い学識、高度な教養、高度な国際性、高度なデザイン力を養い、学術的な貢献度の大きい博士論文を完成させます。

博士後期課程の科目は、日本学専攻共通の「専攻共通科目」と、各分野が主体となって開講する「分野開講科目」とにより構成されます。

- ・「専攻共通科目」：英語で日本研究の最先端のコンテンツについて講じる英語講義科目、英語による研究発信力の強化を目的とする英語アカデミック・スキル科目を選択科目として開講することにより、一人ひとりの学生がみずからの必要に応じて俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力等を高められるようにします。
- ・「分野開講科目」：分野ごとに開講し、当該分野で必要となる高度な専門知識と高度な研究能力を教授します。
- ・専門教育の一環として、年度ごとに研究計画の提出を課すなど、主体的かつ計画的に研究を構想・遂行するよう促します。また、逐次研究の進捗状況を確認するとともに助言を与え、最終年次には自立した専門家としての独創性を備えた博士論文を完成させられるよう導きます。さらに、交換留学、私費留学、海外研修、国内外のインターンシップなどへの参加を積極的にサポートすることにより、俯瞰力、デザイン力、コミュニケーション力等の強化を図ります。

＜学修内容及び学修方法＞

博士論文は、主指導教員と副指導教員による綿密な指導を受けながら作成を進めることにより、学術的完成度を高めます。

授業は、学生自身による問題解決型の学習を取り入れつつ、各科目の教授内容に合わせて開講されます。

＜学修成果の評価方法＞

授業の成績は、シラバスに記載されている学習目標の達成度を基準として、シラバスに記載されている方法により評価します。

博士論文については、当該分野の専門家である複数の審査員が、テーマ設定の妥当性、研究の枠組や方法の選択の妥当性、論述の明晰さ、資料の選択や解釈の適切性、主張の独自性、既存の研究に対する学術的貢献度の高さ、新たな研究分野を切り開こうとする意欲、社会実装への展望などを総合的に判断し、評価します。

履 修 要 項

1. 教育方法等

(1) 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）

によって行い、授業科目、授業時間数及びその単位数は、別表Ⅰ又はⅡのとおりとする。

(2) 前期課程授業科目の必修・選択の区分、履修方法は専攻別に別表Ⅳ（標準的コース別履修例）を参照のこと。

2. 指導教員

学生には、その研究分野に応じて指導教員を定める。

(1) 前期課程においては、学生 1 人につき 2 人の指導教員を定める。

(2) 後期課程においては、学生 1 人につき 3 人の指導教員を定める。

(3) 指導教員のうち 1 人を主指導教員とし、その他の指導教員を副指導教員とする。

3. 履修方法

日本学専攻応用日本学コース

1. 博士前期課程

博士前期課程での履修方法は、別表Ⅳ（標準的コース別履修例）を参照のこと。また、修了要件単位数等は以下のとおりである。

① 博士前期課程の学生は、在学期間中に次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話）」1 単位及び日本学専攻の専門教育科目のうちコースごとに別に定める方法により指定する授業科目 1 2 単位以上を含め、「専門教育科目」を計 2 1 単位以上を修得すること。

(1) 別表 1 に定める研究科共通の専門教育科目

(2) 別表 1 に定める日本学専攻の専門教育科目

(3) 別表 1 に定める他の専攻の専門教育科目

② 博士前期課程の学生は、在学期間中に次の授業科目のうちから、「高度国際性涵養教育科目」を計 2 単位以上修得すること。

(1) 別表 1 に定めるすべての高度国際性涵養教育科目

(2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で日本学専攻が指定する科目

(3) リーディングプログラム科目で日本学専攻が認める科目

(4) 国際交流科目で日本学専攻が認める科目

③ 博士前期課程の学生は、次の授業科目のうちから、「高度教養教育科目」を必修の「人文学基礎（現代の教養）」

1 単位を含め、計 1 単位以上を修得すること。

(1) 別表 1 に定めるすべての高度教養教育科目

(2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で日本学専攻が指定する科目

(3) 大学院横断教育科目で日本学専攻が認める科目

(4) リーディングプログラム科目で日本学専攻が認める科目

④ 博士前期課程の学生は、在学期間中に上記①～③の要件を満たし、科目区分ごとに次の単位数以上を修得した

上で、かつ、総合計 30 単位以上を修得すること。履修する科目については、指導教員と相談の上選択するもの

とする。

・ 専門教育科目 21 単位以上

・ 高度国際性涵養教育科目 2 単位以上

・ 高度教養教育科目 1 単位以上

⑤ 他の研究科の授業科目、大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目又は国際交流科目を履修して修得

した単位は、10 単位を超えない範囲で、④の単位数に充当することができる。希望者は当該科目を履修しよう

とする学期の履修登録期間内に、箕面キャンパス 2 階の教務系事務室（以下「箕面事務室」という。）において

所定の手続を行うこと。

2. 博士後期課程

博士後期課程の学生は、在学期間中に、次の授業科目のうちから、日本学専攻の専門教育科目のうち、コースの

定めるところにより指定する応用日本学コースの「特別研究」4 単位以上を含め、計 8 単位以上を修得すること。

履修する科目については、指導教員と相談の上選択するものとする。

(1) 別表 2 に定める研究科共通の専門教育科目

(2) 別表 2 に定める日本学専攻の専門教育科目

(3) 別表 2 に定める他の専攻の専門教育科目

4. 履修及び研究計画書の提出

(1) 学生は、毎学期始めに、指導教員の指導等に基づいて、履修授業科目を選択の上、所定の期日まで
にKOAN で履修登録をしなければならない。

(2) 学生は、各年次の始めに、指導教員の指導等に基づいて、研究計画を立て、所定の期日までに「研究計画書(所定様式)」を作成し、箕面事務室に提出しなければならない。

(3) 学生は、各年次の所定の期日までに「研究概要報告書(所定様式)」を作成し、指導教員の確認を受けなければならない。

(4) 履修登録方法等は、修学上の注意及び諸手続の《学修に関する事項》「1. 履修登録について」(58 ページ)を参照してください。

5. 履修科目の試験

(1) 履修した授業科目の試験は、筆記試験もしくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。

(2) 試験は、春～夏学期末又は秋～冬学期末に行う。ただし、必要があるときは、臨時に行うことがある。

6. 単位の認定

(1) 試験に合格した授業科目については、所定の単位を認定する。

(2) 各授業科目の成績の評価は、100点を満点として次の5段階で表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上) A (80点以上90点未満) B (70点以上80点未満) C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

7. 修士論文の提出及び最終試験

(1) 修士論文を提出しようとする学生は、1年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。

(2) 修士論文題目は、主指導教員の承認を得て、あらかじめ指定する期日までに箕面事務室を通じて研究科長に提出しなければならない。

(3) 最終試験は、修士論文の審査委員会が修士論文及びこれに関連のある授業科目について筆記試験又は口頭試験により行い、その報告に基づいて、研究科教授会が合否を決定する。

(4) 修士論文作成要領等は、修学上の注意及び諸手続の《学修に関する事項》「3. 修士論文について」(59ページ)を参照してください。

8. 博士論文の提出及び最終試験

(1) 在学中に博士論文を提出しようとする学生は、後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目を8単位以上修得又は修得見込みで、必要な研究指導を受け、かつ、次項に定める基礎資格を満たしていなければならない。

(2) 前項の基礎資格は、以下の(イ及び(ロの要件を満たしていることとする。

(イ 公的な学会の機関誌、又はそれに準ずる学会誌に1編以上の論文を掲載し、かつ、公的な学会において、1回以上研究発表していること、又はこれと同等以上と認められる研究業績を有すること。

(ロ 博士論文最終発表会で報告していること。

(3) 博士論文題目は、主指導教員の承認を得て、あらかじめ指定する期日までに箕面事務室を通じて研究科長に提出しなければならない。

(4) 博士論文及びその他提出書類は、あらかじめ指定する期日までに箕面事務室を通じて研究科長に提出しなければならない。

(5) 最終試験は、博士論文の審査委員会が博士論文及びこれに関連のある授業科目について筆記試験又は口頭試験により行い、その報告に基づいて、研究科教授会が合否を決定する。

(6) 本研究科の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、退学した者は、退学後3年以内にあつては、前項までの規定に準じて博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

なお、論文審査及び最終試験に合格した場合は、課程博士の学位を取得することができる。

(7) 博士論文の作成要領等については、修学上の注意及び諸手続の《学修に関する事項》「4. 博士論文について」(59ページ)を参照してください。

9. 他の大学院又は外国の大学院等における授業科目等の履修

(1) 研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院又は外国の大学の授業科目を1. 教育方法等(1)に定める授業科目として履修させることができる。

(2) (1)による授業科目の履修期間は1年とする。ただし、更に期間の延長を希望する者は、1年ごとに期間の延長を願い出て許可を受けなければならない。

(3) (1)により他の大学院又は外国の大学院等において授業科目等の履修をしようとする学生は、所定の手続きを行い、許可を得なければならない。

(4) 修得した単位については、審査の上、3. 履修方法①に定める授業科目の単位として認定することができる。

(5) (4)による単位認定は、博士前期課程にあつては3. 履修方法④による単位と合わせて15単位を限度とする。

10. 入学前の既修得単位の認定

(1) 研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科入学前に他の大学院において修得した授業科目の単位を審査のうえ、本研究科において修得したものとして認定することができる。

(2) (1)による単位認定を受けようとする学生は、所定の手続きに従い研究科長に願い出るものとする。

(3) (1)による単位認定は、15単位を限度とする。(ただし、9. 他の大学院又は外国の大学院等における授業科目等の履修に定める方法により認定された単位と合わせて20単位を超えないものとする)

日本学専攻(応用日本学コース):前期課程 授業科目表

区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		春～夏学期	秋～冬学期	
人文学基礎科目	人文学基礎（人文学と対話）	1		必修科目
	人文学基礎（現代の教養）	1		必修科目
実務研究科目	人文学実務研究	1		
デジタルヒューマニティーズ	人文学インターンシップ		1	
	デジタルヒューマニティーズ基礎			
	デジタルヒューマニティーズ特殊講義			
Euroculture科目	European Philosophy from the Japanese Perspective		2	
	European History from the Japanese Perspective		2	
	European Literature from the Japanese Perspective		2	
	Japanese History in the World		2	
	Japanese Literature in the World		2	
	Japanese Art in the World		2	
	Language, Society and Culture in Contemporary Japan		2	
基盤科目	ジェンダー・セクシュアリティ研究基礎講義		2	
	歴史学方法論講義（各論1）	2	2	
	歴史学方法論講義（各論2）	2	2	
言語特別演習	言語特別演習 A・B	2	2	
外国語科目1	アジア・アフリカ諸語 I - 1	1		
	アジア・アフリカ諸語 I - 2		1	
	ヨーロッパ諸語 1	1		
	ヨーロッパ諸語 2		1	
	古典語 I	2		
	古典語 II		2	
	古代ギリシア語		2	
外国語科目2	英語	1	1	
	現代イタリヤ語 A・B	2		
	現代フランス語 A・B	2	2	
	現代ドイツ語 A・B	2	2	
	現代ロシア語 A・B	2		
	現代中国語 A・B	2	2	
	現代韓国語 A・B	2	2	
	現代インドネシア語 A・B	2	2	
	現代タイ語 A・B	2	2	
	現代ベトナム語 A・B	2	2	
	現代ポルトガル語 A・B	2	2	
	現代スペイン語 A・B	2	2	
	現代アラビア語 A・B	2	2	
	現代ペルシア語 A・B	2	2	
	現代トルコ語 A・B	2	2	
	現代ロシア語 A・B	2	2	
	現代中国語 A・B	2	2	
	現代韓国語 A・B	2	2	
	現代インドネシア語 A・B	2	2	
	現代タイ語 A・B	2	2	
	現代ベトナム語 A・B	2	2	
	現代ポルトガル語 A・B	2	2	
	現代スペイン語 A・B	2	2	
	現代アラビア語 A・B	2	2	
	現代ペルシア語 A・B	2	2	
	現代トルコ語 A・B	2	2	
	現代ロシア語 A・B	2	2	
	現代中国語 A・B	2	2	
	現代韓国語 A・B	2	2	
	現代インドネシア語 A・B	2	2	
	現代タイ語 A・B	2	2	
	現代ベトナム語 A・B	2	2	
	現代ポルトガル語 A・B	2	2	
	現代スペイン語 A・B	2	2	
	現代アラビア語 A・B	2	2	
	現代ペルシア語 A・B	2	2	
	現代トルコ語 A・B	2	2	
	現代ロシア語 A・B	2	2	
	現代中国語 A・B	2	2	
	現代韓国語 A・B	2	2	
	現代インドネシア語 A・B	2	2	
	現代タイ語 A・B	2	2	
	現代ベトナム語 A・B	2	2	
	現代ポルトガル語 A・B	2	2	
	現代スペイン語 A・B	2	2	
	現代アラビア語 A・B	2	2	
	現代ペルシア語 A・B	2	2	
	現代トルコ語 A・B	2	2	
	現代ロシア語 A・B	2	2	
	現代中国語 A・B	2	2	
	現代韓国語 A・B	2	2	
	現代インドネシア語 A・B	2	2	
	現代タイ語 A・B	2	2	
	現代ベトナム語 A・B	2	2	
	現代ポルトガル語 A・B	2	2	
	現代スペイン語 A・B	2	2	
	現代アラビア語 A・B	2	2	
	現代ペルシア語 A・B	2	2	
	現代トルコ語 A・B	2	2	
	現代ロシア語 A・B	2	2	
	現代中国語 A・B	2	2	
	現代韓国語 A・B	2	2	
	現代インドネシア語 A・B	2	2	
	現代タイ語 A・B	2	2	
	現代ベトナム語 A・B	2	2	
	現代ポルトガル語 A・B	2	2	
	現代スペイン語 A・B	2	2	
	現代アラビア語 A・B	2	2	
	現代ペルシア語 A・B	2	2	
	現代トルコ語 A・B	2	2	
	現代			

専攻横断

区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		春～夏学期	秋～冬学期	
MLE科目	ヨ ー ロ ツ パ の 哲 学 学 I	2		
	ヨ ー ロ ツ パ の 哲 学 学 II		2	
	ヨ ー ロ ツ パ の 哲 学 学 III	2		
	ヨ ー ロ ツ パ の 哲 学 学 IV	2		
	ヨ ー ロ ツ パ の 哲 学 学 V		2	
	ヨ ー ロ ツ パ の 哲 学 学 VI		2	
	ヨ ー ロ ツ パ の 現 代 I	2		
	ヨ ー ロ ツ パ の 現 代 II		2	

日本学専攻(応用日本学コース)

区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		春～夏学期	秋～冬学期	
専攻共通	Basic Academic Skills for Humanities 1	2		
	Basic Academic Skills for Humanities 2		2	
	Advanced Academic Skills for Humanities 1	2		
	Advanced Academic Skills for Humanities 2		2	
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 1	2		
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 2		2	
	Issues in Contemporary Japanese Studies 1	2		
	Issues in Contemporary Japanese Studies 2		2	
比較日本学分野	比 較 日 本 学 研 究 総 論		2	
	比 較 日 本 文 化 研 究 I	2		
	比 較 日 本 文 化 研 究 II		2	
	比 較 日 本 文 化 研 究 III	2		
	比 較 日 本 文 化 研 究 IV		2	
	比 較 日 本 文 化 研 究 V	2		
	比 較 日 本 文 化 研 究 VI		2	
	比 較 日 本 文 化 研 究 VII	2		
応用日本学分野	比 較 日 本 文 化 研 究 VIII		2	
	比 較 日 本 文 化 研 究 指 導 A・B	2	2	
	応 用 日 本 語 学 研 究 総 論	2		
	日 本 語 学 研 究 I	2		
	日 本 語 学 研 究 II		2	
	日 本 語 学 研 究 III	2		
	日 本 語 学 研 究 IV		2	
	日 本 語 学 研 究 V	2		
日本語教育学分野	日 本 語 学 研 究 VI		2	
	日 本 語 学 研 究 VII	2		
	日 本 語 学 研 究 VIII		2	
	日 本 語 学 研 究 IX		2	
	言 語 学 研 究 I	2		
	言 語 学 研 究 II		2	
	応 用 日 本 語 学 研 究 指 導 A・B	2	2	
	日 本 語 教 育 学 研 究 総 論	2		
日本語教育学分野	日 本 語 教 育 学 研 究 I		2	
	日 本 語 教 育 学 研 究 II	2		
	日 本 語 教 育 学 研 究 III	2		
	日 本 語 教 育 学 研 究 IV		2	
	日 本 語 教 育 学 研 究 V		2	
	日 本 語 教 育 学 研 究 VI	2		
	日 本 語 教 育 学 研 究 VII		2	
	日 本 語 教 育 学 研 究 指 導 A・B	2	2	

※基盤日本学コースの科目一覧は基盤日本学コースのページにて確認して下さい

別表Ⅱ

日本文学専攻(応用日本文学コース):後期課程授業科目表

区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		春～夏学期	秋～冬学期	
専攻科目	比較日本文学特別研究 A A・B	2	2	
	比較日本文学特別研究 B A・B	2	2	
	日本語学特別研究 A A・B	2	2	
	日本語学特別研究 B A・B	2	2	
	対照言語学特別研究 A A・B	2	2	
	対照言語学特別研究 B A・B	2	2	
	日本語教育学特別研究 A A・B	2	2	
	日本語教育学特別研究 B A・B	2	2	

標準的コース別履修例（日本学専攻 応用日本学コース 博士前期課程）

別表Ⅳ

授業科目		単位数		日本語・日本文化 実践トラック		日本語・日本文化 専修トラック		備考		
		春～夏 学期	秋～冬 学期	必修 (選択必修)	選択	必修 (選択必修)	選択			
基 礎 人 文 学 目 標	人文学基礎(人文学と対話)	1		1		1				
	人文学基礎(現代の教養)	1		1		1				
実 務 研 究 目 標	人文学実務研究	1			指導により 選択		指導により 選択			
	人文学インターンシップ		1							
デ ジ タル ヒ ュー マ ニ ティ ーズ 目 標	デジタルヒューマニティーズ基礎		2							
	デジタルヒューマニティーズ特殊講義		1							
E u r o p e a n L i t e r a t u r e 科	European Philosophy from the Japanese Perspective		2							
	European History from the Japanese Perspective		2							
	European Literature from the Japanese Perspective		2							
	Japanese History in the World		2							
	Japanese Literature in the World		2							
	Japanese Art in the World		2							
	Language, Society and Culture in Contemporary Japan		2							
基 礎 目 標 科	ジェンダー・セクシュアリティ研究基礎講義		2							
	歴史学方法論講義(各論1～2)	2	2							
言語特別演習 目	言語特別演習A～B	2	2							
科外 日 国 語 1	アジア・アフリカ諸語Ⅰ～Ⅱ	1または2	1または2							
	～ 英語									
科外 日 国 語 2	アイス語									
	～ ブルガリア語A・B 他	2	2							
専 攻 共 通	Basic Academic Skills for Humanities 1～2	2	2			指導により 選択			指導により 選択	○日本語・日本文化実践トラック 「比較日本学分野」、「応用日本学分 野」、「日本語教育学分野」の3分野から各 4単位以上を選択履修すること。
	Advanced Academic Skills for Humanities 1～2	2	2							
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 1～2	2	2							
	Issues in Contemporary Japanese Studies 1～2	2	2							
野 本 比 較 日 本 学 分 野	比較日本学研究総論		2	4	2			○日本語・日本文化専修トラック (1) 各分野の総論科目(「比較日本学研究 総論」、「応用日本語学研究総論」、「日 本語教育学研究総論」)の中から必ず2科目 4単位を選択履修すること。 (2) 研究指導科目(「比較日本学研究指導 A・B」、「応用日本語学研究指導A・ B」、「日本語教育学研究指導A・B」) を各セメスターごとに履修し、4科目8単位 を必修とする。		
	比較日本文化研究Ⅰ～Ⅷ	2	2		選択					
	比較日本学研究指導A・B	2	2		2					
分 野 用 日 本 学	応用日本語学研究総論	2		4	2					
	日本語学研究Ⅰ～Ⅸ	2	2		選択					
	言語学研究Ⅰ～Ⅱ	2	2							
	応用日本語学研究指導A・B	2	2		2					
分 教 日 本 語 学	日本語教育学研究総論	2		4	2					
	日本語教育学研究Ⅰ～Ⅶ	2	2		選択					
	日本語教育学研究指導A・B	2	2		2					

①専門教育科目	在学中に人文学基礎(人文学と対話)1単位、各コースの必修及び選択必修科目を含め、計21単位以上修得すること。
②高度国際性涵養教育科目	在学中に大阪大学大学院人文学研究科規程の別表1に定めるすべての高度国際性涵養教育科目、他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で日本学専攻が指定する科目、リーディングプログラム科目で日本学専攻が認める科目、国際交流科目で日本学専攻が認める科目のうち2単位以上修得すること。
③高度教養教育科目	人文学基礎(現代の教養)1単位を修得すること。



総合計	上記①～③の条件を満たし、かつ、総合計30単位以上を修得すること。
-----	-----------------------------------

①博士前期課程研究指導プログラム（４月入学者）

年次	学期	プログラム	内 容 等	手続	提出先	提出期限 又は 実施期間
1	春 夏 学期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		「研究計画書」の提出	1年次の研究計画の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	4月中
	秋 冬 学期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		9月22日～ 10月12日
		「修士論文構想」の提出	A4判、横40字、縦30行、横書2,000字程度で作成	院生→主指導教員	主指導教員	10月中
		「研究概要報告書」の提出	1年次の研究概要の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	2月中
2	春 夏 学期	中間発表会	修士論文に関する発表	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		3～4月中
		予備審査面接	中間発表を終えた者に対して教員が面接	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		3～4月中
		「研究計画書」の提出	2年次の研究計画の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	4月中
		履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		修士論文テーマの決定及び修士論文概要の提出	書式等は指導教員の指示に従うこと	院生→←主指導教員	主指導教員	6月中
		最終発表会	修士論文のテーマと概要を提出した者が修士論文について最終発表を行う	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		実施期間 9月上旬～ 10月上旬
	秋 冬 学期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		9月22日～ 10月12日
		「修士論文題目」の提出	最終発表会を終えた者が修士論文題目届を提出	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	10月中
		「修士論文」の提出	学位申請書、修士論文要旨、修士論文の提出	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	1月10日～ 1月19日
		「研究概要報告書」の提出	2年次の研究概要の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	2月中

②博士前期課程研究指導プログラム（10月入学者）

■新入生(2022年10月入学者)

年次	学期	プログラム	内 容 等	手 続	提出先	提出期限 又は 実施期間
1	秋 冬 学期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		10月1日～ 10月12日
		「研究計画書」の提出	1年次の研究計画の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	10月中

■在学者(2022年4月時点の在学年次に応じ、下記(1)又は(2)を参照のこと)

(1) 1年次在学者

年次	学期	プログラム	内 容 等	手 続	提出先	提出期限 又は 実施期間
1	春 夏 学期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		「修士論文構想」の提出	A4判、横40字、縦30行、横書2,000字程度で作成	院生→主指導教員	主指導教員	4月中
		「研究概要報告書」の提出	1年次の研究概要の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	8月中
2	秋 冬 学期	中間発表会	修士論文に関する発表	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		実施期間 9月～ 10月中
		予備審査面接	中間発表を終えた者に対して教員が面接	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		9月～ 10月中
		「研究計画書」の提出	2年次の研究計画の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	10月中
		履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		修士論文テーマの決定及び修士論文概要の提出	書式等は指導教員の指示に従うこと	院生→←主指導教員	主指導教員	12月中
		最終発表会	修士論文のテーマと概要を提出した者が修士論文について最終発表を行う	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		実施期間 3月中

(2) 2年次在学者

年次	学期	プログラム	内 容 等	手 続	提出先	提出期限 又は 実施期間
2	春 夏 学期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		「修士論文題目」の提出	最終発表会を終えた者が修士論文題目届を提出	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	4月中
		「修士論文」の提出	学位申請書、修士論文要旨、修士論文の提出	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	7月1日～ 7月19日
		「研究概要報告書」の提出	2年次の研究概要の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	8月中

③博士後期課程研究指導プログラム（4月入学者）

年次	学期	プログラム	内 容 等	手続	提出先	提出期限 又は 実施期間
1	春 ～ 夏 学期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		「研究計画書」の提出	1年次の研究計画の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	4月中
		学術誌等への論文発表又はこれと同等以上の研究業績等		院生→←主指導教員		3年次の「博士論文題目届」提出時迄に終えていること
	秋 ～ 冬 学期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員	箕面事務室	9月22日～ 10月12日
		「博士論文構想」の提出	A4判、横40字、縦30行、横書2,000字程度で作成	院生→主指導教員	主指導教員	10月中
		第1次中間発表会	指導教員の指示により発表会を行う	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		実施期間 12月中
		「研究概要報告書」の提出	1年次の研究概要の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	2月中
2	春 ～ 夏 学期	「研究計画書」の提出	2年次の研究計画の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	4月中
		履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		「博士論文のテーマ、論文概要」の提出	博士論文のテーマの決定、論文概要の提出。書式等は主指導教員の指示に従うこと	院生→←主指導教員	主指導教員	6月中
		予備審査面接	実施計画及び実施済報告書は主指導教員が行う	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	実施期間 9月～ 10月中
		第2次中間発表会	指導教員の指示により発表会を行う	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		実施期間 9月～ 10月中
	秋 ～ 冬 学期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		9月22日～ 10月12日
		「研究概要報告書」の提出	2年次の研究概要の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	2月中
3	春 ～ 夏 学期	「研究計画書」の提出	3年次の研究計画の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	4月中
		履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		最終発表会	指導教員の指示により発表会を行う（発表及びドラフトを指導教員に提出する）	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		実施期間 7月下旬
	秋 ～ 冬 学期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		9月22日～ 10月12日
		「博士論文題目届」の提出	※単位修得退学を予定している者は必ず提出のこと	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	10月中 又は翌年の 4月中
		「博士論文」等の提出	学位申請書、博士論文、日本語及び外国語要旨、履歴書、論文目録の提出 ※単位修得退学を希望する者は、学位申請書のみ提出	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	12月1日～ 12月20日 又は翌年の 6月1日～ 6月10日
		「研究概要報告書」の提出	3年次の研究概要の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	2月中

④博士後期課程研究指導プログラム（10月入学者）

■新入生(2022年10月入学者)

年次	学期	プログラム	内 容 等	手続	提出先	提出期限 又は 実施期間
1	秋 冬 学 期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		10月1日～ 10月12日
		「研究計画書」の提出	1年次の研究計画の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	10月中
		学術誌等への論文発表又はこれと同等以上の研究業績等		院生→←主指導教員		3年次の「博士論文題目届」提出時迄に終えていること

■在学者(2022年4月時点の在学年次に応じ、下記(1)、(2)又は(3)を参照のこと)

(1) 1年次在学者

年次	学期	プログラム	内 容 等	手続	提出先	提出期限 又は 実施期間
1	春 夏 学 期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		「博士論文構想」の提出	A4判、横40字、縦30行、横書2,000字程度で作成	院生→主指導教員	主指導教員	4月中
		第1次中間発表会	指導教員の指により発表会を行う	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		実施期間 6月中
		「研究概要報告書」の提出	1年次の研究概要の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	8月中
2	秋 冬 学 期	「研究計画書」の提出	2年次の研究計画の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	10月中
		履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		9月22日～ 10月12日
		「博士論文のテーマ、論文概要」の提出	博士論文のテーマの決定、論文概要の提出。書式等は主指導教員の指示に従うこと	院生→←主指導教員	主指導教員	12月中
		予備審査面接	実施計画及び実施済報告書は主指導教員が行う	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	実施期間 3月～ 4月中
		第2次中間発表会	指導教員の指示により発表会を行う	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		実施期間 3月～ 4月中

(2) 2年次在学者

年次	学期	プログラム	内 容 等	手続	提出先	提出期限 又は 実施期間
2	春 夏 学 期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		「研究概要報告書」の提出	2年次の研究概要の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	8月中
3	秋 冬 学 期	「研究計画書」の提出	3年次の研究計画の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	10月中
		履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		9月22日～ 10月12日
		最終発表会	指導教員の指示により発表会を行う(発表及びドラフトを指導教員に提出する)	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室		1月中

(3) 3 年次在学者

年次	学期	プログラム	内 容 等	手続	提出先	提出期限 又は 実施期間
3	秋 冬 学 期	履修登録	主指導教員と相談のうえ、学務情報システム（KOAN）からWeb登録する	院生→←主指導教員		4月1日～ 4月21日
		「博士論文題目届」の提出	※ <u>単位修得退学を予定している者は必ず提出のこと</u>	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	4月中 又は 10月中
		「博士論文」等の提出	学位申請書、博士論文、日本語及び外国語要旨、履歴書、論文目録の提出 ※単位修得退学を希望する者は、学位申請書のみ提出	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	6月1日～ 6月10日 又は 12月1日～ 12月20日
		「研究概要報告書」の提出	3年次の研究概要の報告	院生→←主指導教員 ↓ 箕面事務室	箕面事務室	8月中

《学修に関する事項》

1. 履修登録について

(1) 履修登録方法

1. 人文学研究科規程に定める履修方法及び指導教員の指導等に基づいて、あらかじめシラバスを参照し、時間割コードを調べておくこと。
2. 学務情報システム（KOAN）にログインし、履修登録・登録状況照会メニューから登録する。
3. 人文学研究科以外の授業科目を履修する場合は、指導教員の承認を得たのち、当該授業担当教員の承諾を得ておくこと。
4. 登録期間中は、登録済の授業科目の変更も可能である。
5. 他専攻、他研究科の授業科目、リーディングプログラム科目又は国際交流科目を履修し、その単位を修了要件の単位として認定を希望する場合は、「他専攻、他研究科等授業科目単位認定願」を箕面事務室教務係に提出すること。

※学務情報システム（KOAN）について

大阪大学の学務情報システムは、Knowledge of Osaka university Academic Nucleus の頭文字をとってKOANと愛称で呼ばれています。

インターネットを通じて授業科目の履修登録や成績照会などができます。

また、休講情報や掲示板サービスもあり、携帯電話サイトも利用できます。

KOANの起動方法は以下のとおりです。

1. Web ブラウザを起動する。
2. <https://my.osaka-u.ac.jp/> にアクセスする。
3. 全学IT 認証のログイン画面が表示されます。
4. 「大阪大学個人 ID」と「パスワード」でログインする。

2. 研究指導について

博士前期課程

(1) 研究指導教員

主指導教員 1 名、副指導教員 1 名、計 2 名の指導教員により研究指導が行われる。

研究計画書に記載された指導教員は、専攻会議で正式に決定される。なお、予定の指導教員と異なる決定があった場合は、あらためて履修計画書を正式決定された指導教員に提出し直すこと。

(2) 研究指導プログラム

博士前期課程では「博士前期課程研究指導プログラム」（53・54頁参照）のように研究指導が行われる。それぞれの時期に行われる研究指導プログラムを修了しなければ次のプログラムへ進めないで、十分に注意して定められた時期に必ず必要な手続きを行い、研究指導を受けること。

博士後期課程

(1) 研究指導教員

主指導教員 1 名、副指導教員 2 名、計 3 名の指導教員により研究指導が行われる。

(2) 研究指導プログラム

博士後期課程では「博士後期課程研究指導プログラム」（55～57頁参照）のように研究指導が行われる。それぞれの時期に行われる研究指導プログラムを修了しなければ次のプログラムへ進めないで、十分に注意して定められた時期に必ず必要な手続きを行い、研究指導を受けること。

3. 修士論文について

①修士論文題目届

- (1) 最終発表会を終えた者は、修士論文を提出しようとする年の指定された日までに主指導教員の承認を得た「修士論文題目届」を提出しなければならない。この届出がなされていない場合は、修士論文を作成しても受理されないで、特に注意すること。
- (2) 箕面事務室配付の所定用紙により、主指導教員の印を得たうえで箕面事務室へ提出すること。

②学位申請書

- (1) 箕面事務室配付の所定用紙を使用すること。
- (2) 修士論文提出時に1部提出すること。

③修士論文

- (1) A4判の用紙を使用し、縦方向、横書きで作成すること。ただし、特段の必要があり、指導教員が必要と認めた場合は、縦書きで作成することも可とする。
- (2) 使用言語、執筆枚数、記入要領は主指導教員の指示に従うこと。
- (3) 正1部、副3部の計4部を指定された日までに箕面事務室に提出すること。表紙及び製本方法は箕面事務室の指示に従うこと。

④修士論文の要旨

- (1) 日本語要旨・外国語要旨をつけること。日本語要旨は2000字程度、外国語要旨は500語程度で、書式は本文に準ずる。
- (2) 正1部、副3部の計4部提出すること。

4. 博士論文について

①博士論文題目届

- (1) 最終発表会を終えた者は、指定された日までに主指導教員の承認を得た「博士論文題目届」を提出しなければならない。この届出がなされていない場合は、博士論文を作成しても受理されないで、特に注意すること。
- (2) 所定用紙により、主指導教員の印を得たうえで箕面事務室に提出すること。

②博士論文

- (1) A4判の紙を使用し、縦方向、横書きで作成すること。ただし、特段の必要があり、指導教員が必要と認めた場合は、縦書きで作成することも可とする。
- (2) 使用言語、執筆枚数は主指導教員の指示に従うこと。
外国語：30行／1頁（1行65ストロークを目安とする。）
日本語：30行／1頁（1行40字を目安とする。）

※縦書きとする場合

- ・ A4判の紙を使用し、縦方向で作成する。
- ・ 各頁は2段組みとし、各段30字・23行を目安とする。

(3) 日本語要旨・外国語要旨を付けること。日本語要旨は4000字程度、外国語要旨は1000語程度で、書式は本文に準ずる。（ただし、論文が縦書きの場合も、要旨については横書きで作成すること。）

(4) その他、適宜主指導教員の指示に従うこと。

(5) 正1部、副5部の計6部を提出すること。表紙及び製本方法は箕面事務室の指示に従うこと。

③その他の提出書類

(1) 学位申請書(所定の様式) 1部

(2) 履歴書(所定の様式) 6部

(3) 研究業績書(所定の様式) 6部

(4) 博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）確認書（所定の様式） 1部

※本研究科において、全文の公表の可否又は保留とする判断を行う。

5. 授業科目の試験における留意事項について

人文学研究科日本学専攻応用日本学コースの授業科目の試験等において次の不正行為を行った者については、教育課程上の処分として、原則当該学期に履修した人文学研究科日本学専攻応用日本学コースの全授業科目の成績を無効とするほか、大阪大学大学院学則の規定に基づき懲戒処分を行うことがあるので、留意すること。

(1) 持込を許可されたテキスト、ノート、辞書等以外のものを使用した場合

(2) カンニングペーパーの使用等カンニングとみなされる行為を行った場合

(3) 代人受験とみなされる行為を行った場合

(4) その他試験監督者の指示に従わない場合

(5) 授業担当教員が成績評価の対象として求めるレポート等の提出物において、他人の論文、著作、レポート、ウェブサイト、インターネット投稿、講義配布物（公表・未公表を問わない。）の一部又は全部を剽窃した場合

6. 修士論文及び博士論文作成に際しての留意事項について

修士論文及び博士論文（以下この項において「学位論文」という。）の作成に際して、他人の文章の一部又は全部を引用する場合は、必ずその出典を明記し、自分の書いた文章でないことを明示する必要がある。

提出された学位論文において出典の記載がない場合は、盗用する意図の有無にかかわらず剽窃とみなし、教育課程上の処分として、原則提出された論文を不合格とするほか、大阪大学大学院学則の規定に基づき懲戒処分を行うことがあるので、留意すること。

《その他の手続き及び提出書類》

1. 休学・復学・退学・留学の願出について

休学・復学・退学・留学を願出しようとする者は、必ず事前（原則として1 か月前）に、理由を具し、所定の様式により箕面事務室を通じて研究科長又は総長に願出すること。

なお、病気の理由による休学・復学・退学の場合は医師の診断書を添付し、留学の場合は、「留学希望期間中、留学先大学に在学し、研究する」という証明になるものを添付すること。

2. 住所、姓名、保護者(保証人)住所の変更届について

住所、保護者(保証人)住所の変更が生じたときは、KOANにアクセスし、新住所を入力すること。

姓名の変更が生じたときは、速やかに所定の様式により箕面事務室を通じて研究科長に届け出ること。

3. 就職に関する届出について

修了予定年次の学生は、進路・就職の報告をWEB上から必ず行うこと。

<http://cs-web.osaka-u.ac.jp/recruit/>

4. その他の提出書類について

その他の提出書類に関しては、掲示に従うこと。

別表

日本学専攻（応用日本学コース） 研究指導／授業担当教員

専攻	教授	准教授	講師	助教
日本学専攻 (応用日本学コース)	今井 忍 岩井 茂樹 岩井 康雄 加藤 均 岸田 泰浩 五之治 昌比呂 筒井 佐代 中田 一志 荘司 育子	小森 万里 佐野 方郁 柴田 芳成 高井 美穂 松村 薫子 水野 亜紀子 村田 真実 山川 太 大和 祐子 永原 順子 山泉 実 櫻井 千穂	儀利古 幹雄 立川 真紀絵 鴻野 知暁	秦 秀美

学術交流協定に基づく外国の大学への留学について

人文学研究科は以下の海外の大学との間で、学生交流の覚書を締結し、相互に学生の派遣と受け入れを行う協定を結んでいます。（外国学専攻又は日本学専攻(応用日本学コース)教員がコンタクトパーソンをしている大学）※網かけが日本学専攻(応用日本学コース)の協定校

北京語言大学	中国	ジャワールハルラル・ネルー大学	インド
上海外国語大学	中国	ティラク・マハーラーシュトラ大学	インド
大連理工大学	中国	デリー大学	インド
西北大学	中国	カイロ大学	エジプト
国立台湾師範大学	台湾	アスワン大学	エジプト
ウダヤナ大学	インドネシア	ウラル連邦大学	ロシア
アンダラス大学	インドネシア	モスクワ言語大学	ロシア
アル・ラニーリ国立イスラーム大学	インドネシア	タラス・シェフチェンコ記念キエフ国立大学	ウクライナ
コーンケン大学	タイ	カーロリ・ガシュパールカルビン派大学	ハンガリー
シラパコン大学	タイ	セゲド大学	ハンガリー
チュラロンコン大学	タイ	ハイデルベルク大学	ドイツ
ランシット大学	タイ	フランクフルト応用科学大学	ドイツ
マヒドン大学	タイ	ベルゲン大学	ドイツ
カセサート大学	タイ	ヴェネツィア・カフォスカリ大学	イタリア
ハノイ大学	ベトナム	ミラノ大学	イタリア
ハロン大学	ベトナム	フルミネンセ連邦大学	ブラジル
ホアセン大学	ベトナム	ストックホルム大学	スウェーデン
ホーンバーン国際大学	ベトナム	ウェリントン・ヴィクトリア大学	ニュージーランド
マンダレー大学	ミャンマー	サマルカンド国立大学	ウズベキスタン
ヤンゴン外国語大学	ミャンマー		

※その他、大学間交流協定校142校あり

- 1 学生の派遣期間は原則として1年以内です。
- 2 派遣された大学での授業料は免除されます。
- 3 派遣された大学で修得した単位は審査の上、履修要項にあるとおり定められた範囲内で本研究科で修得した単位として認定されます。
- 4 派遣希望者の選考は本研究科で行い、最終決定は派遣先の大学が行います。
- 5 派遣人数など詳細については箕面事務室教務係に問い合わせてください。

専攻共通

- ・学 生 心 得

- 学生証について

- 通学定期乗車券発行控（通学証明書）について

- 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について

- 証明書の発行について

- 学務情報システム（KOAN）について

- 授業に関すること

- 美術館・博物館等のキャンパスメンバーズについて

- 授業料の納入について

- 横断教育について

- ・ 学生教育研究災害傷害保険について

- ・ 授業料（入学料）免除等制度について

- ・ 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金（外国人留学生を除く）について＜貸与型＞

- ・ 地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について

学 生 心 得

1. 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するものであるだけでなく、証明書自動発行機利用時や図書館の入館等にも使用しますので、所定のケースに収納し、常時携帯してください。

△学生証に関する注意事項

- 学生証の有効期限は修業年限です。
中途退学等により学生証の有効期間が切れる前に学籍を離れた時は、直ちに文学部・人文学研究科教務係（以下 教務係）に返却してください。
- 汚損・紛失しないよう大切に扱ってください。
なお、汚損・紛失した場合は、直ちに学生センターで再発行の手続きを行ってください。
- 他人に貸与したり、譲渡してはいけません。
- 定期試験の際や諸証明の申し込み、通学定期乗車券又は学生割引乗車券によって乗車船する際に係員の請求があったとき、その他本学職員に請求されたときは、必ず提示してください。
- 改姓など記載事項に変更があった場合は、直ちに教務係に届け出てください。

2. 通学定期乗車券発行控（通学証明書）について

通学定期乗車券発行控（以下「通学証明書」）は主に、通学のために使用する交通機関での通学定期券購入時に求められるものです。

通学証明書の利用にあたって

通学証明書は、電車等を利用して通学する学生に対して教務係窓口で配付しますので、裏面に記載されています注意事項に留意の上、住所（※）・通学区間（1 区間かつ 1 経路）等を記入し、教務係員の確認を受けてから使用してください。また、記載内容に変更（記入ミスによる修正含む）があった場合も、必ず教務係で確認を受けてください。※K O A N登録の住所と同一でなければ認めません。

通学定期乗車券発行控		学校種別 大学	大阪大学 平成22年度 在籍確認 （大阪大学総長印）
学籍番号	氏名		
住所			
通学区間	駅～	駅間(	線経由)
	駅～	駅間(	線経由)
	駅～	駅間(	線経由)
	駅～	駅間(	線経由)
通学定期乗車券発行控は、年度ごとに更新する。 有効期限 平成23年3月31日			

注意事項

- ・通学定期乗車券発行控は、電車等を利用して、所属する学部(研究科)に通学する学生に対して交付する。
- ・通学区間は、居住地最寄駅と在学する学部(研究科)の最寄り駅の最短区間・同一経路でなければならない。したがって、自宅最寄駅以外の駅を申請することや、学校最寄駅以外の駅を最寄り駅として申請することはできない。ただし、他の公共交通機関を利用するなど、通学に合理的であると鉄道事業者が認める場合には、自宅最寄駅以外の駅等を申請することができる。
- ・通学定期券は、①クラブ活動・サークル活動等の課外活動を目的として通学する場合、②学校帰りにアルバイト先へ通勤する場合、③資格取得等のために指定学校以外の予備校・専門学校へ通学する場合、④最短経路以外の経路で通学する場合(ただし、鉄道事業者が通学に合理的であると認めた場合を除く。)には購入することはできない。
- ・通学定期券を購入する際には、通学定期乗車券発行控を販売窓口へ提出するとともに、学生証を提示しなければならない。
- ・住所変更等により、通学定期乗車券発行控の記載事項に変更が生じた場合や、通学定期乗車券発行控を紛失した場合は、速やかに所属の学部(研究科)の教務担当係に届け出なければならない。
- ・住所変更等により、通学定期乗車券発行控を使用する必要がなくなった場合は、速やかに所属の学部(研究科)の教務担当係に返却しなければならない。
- ・通学定期乗車券発行控は、他人に貸与又は譲渡することはできない。

⚠️ 通学証明書に関する注意事項

通学証明書を不正に使用し、通学定期券を購入した場合、本人が規定の数倍の追徴金等の罰を受けるだけでなく、本学に在籍する学生が通学定期券を購入できなくなることもありますので、くれぐれも不正利用がないようにしてください。

不明な点等があれば、教務係もしくは教育・学生支援部教育企画課学務係まで問い合わせてください。

3. 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について

JR各社の片道の営業キロが100kmを超える場合、学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という）を使用することにより割引普通乗車券を購入できます。学割証は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。

したがって、学生個人の自由な権利としてあるわけではなく、使用目的、使用枚数には制限があります。

学割証の利用にあたって

学割証は証明書自動発行機より1日3枚まで取得可能です。使用枚数は、一人あたり年間10枚となっており、有効期限は発行日から3ヶ月となっていますので、計画的に利用してください。なお、上限を超える枚数が必要な場合は、教務係に相談してください。

⚠️ 学割証に関する注意事項

学割証の使用目的は①正課教育、②課外活動、③就職・受験、④帰省、⑤見学、⑥傷病治療、⑦保護者旅行随伴等に限られます。

なお、学割証の使用は記載名義人のみに有効です。他人等に貸与し使用させる等、不正に使用した場合は、懲戒の対象となるだけでなく、大学で学割証を発行できなくなるなど、多くの学生に迷惑をかけることになりますので、不正使用をしないようにしてください。

また、発行された学割証に加筆修正することはできません。

4. 証明書の発行について

証明書が必要となった場合は、学内に設置されている証明書自動発行機や教務係窓口で発行することができます。

証明書自動発行機や教務係窓口で発行する証明書は、下の表のとおりです。

なお、教務係窓口での証明書の発行は、教務係備え付けの申請用紙で申請してください。

また、教務係窓口での証明書発行は、原則として3日[資格関係の証明書や特別な証明書については7日]要しますので、余裕をもって申請してください。

*発行に要する日には、土・日・祝日を含んでいませんので注意してください。

証明書自動発行機で発行するもの	教務係窓口で発行するもの
●在学証明書 ●成績証明書 ●卒業見込証明書（学部）【最終学年次のみ】 ●修了見込証明書（博士前期課程） 【最終学年次のみ】 ●学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証） ●健康診断書 ＊健康診断証明書は個人によって証明書自動発行機から出力されない場合があります。その場合、詳しくは各キャンパスのキャンパスライフ健康支援センターに問い合わせください。 ●卒業証明書・修了証明書 ＊ ＊卒業証明書・修了証明書は、卒業・修了日の翌日から月末まで証明書自動発行機で発行することができます。それ以降は教務係で発行しますので、手続きを行ってください。	●卒業証明書・修了証明書（卒業・修了月の翌月以降） ●退学証明書 ●博士後期課程の単位修得退学証明書 ●博士後期課程の修了見込証明書 ●通学証明書（通学定期乗車券発行控） ●教職課程単位修得証明書（学力に関する証明書） ●教育職員免許状取得見込証明書 ●学芸員単位修得証明書 ●研究生・科目等履修生・特別聴講学生 特別研究学生に関する証明書 （在学証明書・成績証明書・終了証明書等） ●その他（上記以外の証明書） ＊上記以外の証明書の発行については、教務係に相談してください。

※英文証明書も発行できます。ただし、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）など一部の証明書を除きます。

証明書自動発行機の利用に関して

- 本学の学部から博士前期課程に、また博士前期課程から博士後期課程に進学した学生は、学部や博士前期課程の証明書も発行できます。
- 証明書の記載（氏名等）に誤り、疑義がある場合は、教務係に申し出てください。
- 厳封する必要がある場合は、教務係に申し出てください。
- 証明書自動発行機での証明書発行は、紙づまり防止のため1回につき10枚までとさせていただきます。

【設置場所等】 ※詳しい場所等は本学ホームページ等で確認してください。

キャンパス	設置場所（台数）	利用時間
豊中	豊中学生センター2階ホール（2台）	8：30～17：00
	全学教育推進機構 管理・講義A棟2階教務係前（1台）	8：30～17：00
吹田	工学部管理棟U1M1階 教務係窓口横（2台）	9：00～17：00
	吹田学生センター1階 ホール（1台）	8：30～17：00
	医学部医学科 共通棟1階 玄関（1台）	8：30～17：00
箕面	外国学研究講義棟 2階就職情報コーナー横	8：30～20：00

5. 学務情報システム（KOAN）について

大阪大学では授業の履修登録、住所登録、シラバス検索、掲示確認、休講・補講確認、アンケート回答等をKOANから行うことになっています。以下の要領で大阪大学個人IDを入力しログインしてください。

本学の学部から博士前期課程に、また博士前期課程から博士後期課程に進学した学生は、進学前の大阪大学個人IDを引き続き使用できます。

KOANログイン方法

- ① マイハンダイ（URL：<https://my.osaka-u.ac.jp/>）にアクセスします。
- ② 認証画面が表示されますので、自分の大阪大学個人IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- ③ ログインするとマイハンダイの画面が表示されます。ショートカットの「KOAN」アイコンをクリックするとKOANのページに移ります。
- ④ ログイン直後にKOANの「個人ポータル」と呼ばれる画面が表示されます。この画面では、各種情報の集約が表示されています。

※KOANでは休講・補講・掲示情報をメールでお知らせすることがあります。KOANからのメールは、大阪大学から全学生に配付されているメールアドレスに送信されます。

掲示板のメール通知は、掲示板作成者が必要と判断した場合にのみ送信されます。

※メールは、転送設定が可能で携帯電話や自宅のパソコンで確認することもできます。転送の設定方法など詳細については、下記リンク先に掲載していますので、確認のうえ設定を行い、確実に受信できるようにしてください。

（URL：<https://koan.osaka-u.ac.jp/portal/manual/student/mail/html/tensou.html>）

※その他、KOANの詳しい操作方法については、Webマニュアル（下記リンク先）を参照してください。

（URL：<https://koan.osaka-u.ac.jp/portal/manual/student/man/j/g-kidou.htm>）

6. 授業に関すること

（1）授業時間帯について

2022年度は時間帯が通常と違いますので留意してください。

時限	授業時間帯（2022年度）	授業時間帯（通常時間割）
1	8：50 ～ 10：20	8：50 ～ 10：20
2	10：30 ～ 12：00	10：30 ～ 12：00
3	13：30 ～ 15：00	13：00 ～ 14：30
4	15：10 ～ 16：40	14：40 ～ 16：10
5	16：50 ～ 18：20	16：20 ～ 17：50
6	18：30 ～ 20：00	18：00 ～ 19：30

(2) 授業に関する連絡方法について

授業に関する連絡方法については、原則として掲示板（KOANや研究科の掲示板）により行われます。

(3) 気象警報の発表時等における授業の取扱いについて

1. 気象警報発表時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」、又は「特別警報※」が発表された場合、授業を休講とします。

なお、当該発表が授業開始後の場合は、次の時限の授業から休講とします。

※「特別警報」については内容を限定せず、すべての「特別警報」を対象とします。

2. 公共交通機関の運休時の取扱い

災害により、通学路線のうち以下の公共交通機関のいずれかが運行の休止又は運転の見合せ（以下、「運休」という。）となった場合（一部区間の運休を含む）、当該キャンパスで開講する授業を休講とします。

①豊中キャンパス 阪急電車（宝塚線：梅田－宝塚間）又は
大阪モノレール（全線）

②吹田キャンパス 阪急電車（千里線：梅田／天神橋筋六丁目－北千里間）又は
大阪モノレール（全線）

③箕面キャンパス 大阪メトロ（御堂筋線（北大阪急行路線含む）：梅田－千里中央間）
大阪モノレール（全線）

※ただし、事故等による一時的な運転見合せについては、休講とはしません。

3. 気象警報又は公共交通機関運休の解除時の取扱い

気象警報又は公共交通機関の運休が解除された場合の取扱いは次のとおりとします。

警 報 解 除 時 刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を経過しても解除されない場合（※）	全日授業休講

注 解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によるものとします。

4. 地震発生時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合、その日の授業を休講とします。ただし、地震の発生が午後5時15分以降の場合は、翌日の授業も休講とします。

また、地震が当該地域以外で発生した場合又は震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとし、上記2の取扱いに従うこととします。

5. 災害に伴う避難勧告又は避難指示発令時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかの市から、災害に伴う避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）が発令された地域（以下「避難地域」という。）に所在する部局においては、授業を休講とする場合がありますので、部局からの連絡に従ってください。

6. その他

- (1) この取扱いに該当しないため授業を実施する場合であっても、学生の皆さんの居住地域又は通学経路にある地域で、上記1と同様の気象警報が発表された場合、上記4と同様の地震が発生した場合、上記2以外の公共交通機関が運休した場合等やむを得ない事情により授業を欠席した場合は、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。
- (2) 気象警報の発表、公共交通機関の運休又は避難勧告等の発令が事前に予想される場合、又は緊急に休講措置の必要が生じた場合は、大学ホームページ又はKOANにおいて通知します。

7. 美術館・博物館等のキャンパスメンバーズについて

教育理念としての「教養」を重視している大阪大学は、文化や芸術、科学や歴史に広く自由に接する機会を学生や教職員に提供しようとしています。文化的豊かさに恵まれた関西の各所に、大阪大学のキャンパスの延長として無料入場が可能となる施設を広げています。

学生証の提示により無料で何度でも入場できますので、とくに学生のみなさんが一人でも多くこうした施設を訪れ、一生の経験となるような作品や歴史に出会うことを望みます。

なお、利用可能施設等の詳細については、本学ホームページを確認ください。

8. 授業料の納入について

授業料及び納入時期は下記のとおりです。

授業料	年額 535,800円	
	前期分	後期分
	267,900円	267,900円
口座振替日	5月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）	11月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
銀行振込期限	5月末日まで	11月末日まで

- 授業料の改定が行われた場合は、改定時から新たな授業料が適用されます。
- 口座振替の方には引落としのお知らせ（ハガキ）を、振込の方には振込依頼書（ハガキ）をそれぞれ、前期分は5月中旬頃、後期分は11月中旬頃に学生本人住所へ送付します。
- 納入方法等について不明なことがありましたら、財務部資金管理課収入係（電話 06-6879-7055）、または、教務係にお問い合わせください。
- 休学时や退学時の授業料の取り扱いについては、教務係にお問い合わせください。

9. 横断型教育について

(1) 大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラムについて

大阪大学では、大学院教育における高度教養教育の更なる展開に向けて導入された「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム（Double-Wing Academic Architecture、DWAA）」を推進しており、その一環として、大学院に入学した学生を中心に、学生が所属する主専攻の教育課程以外の教育プログラムを履修できる「**大学院副専攻プログラム**」、「**大学院等高度副プログラム**」を提供しています。

「大学院副専攻プログラム」、「大学院等高度副プログラム」は、学生が所属する主専攻の教育課程以外の内容を学んだり、あるいは主専攻の専門性を生かすための関連分野を学んだりするための教育プログラムです。主専攻の学修と並行して、用意されたプログラム科目を効果的に受講することで、学際的・俯瞰的な視点や複眼的視野を養うことを目的としています。

どちらのプログラムも、教育目標に沿った一定のまとまりのある授業科目で構成されており、各プログラムが定める要件を満たすことで、当該プログラムの修了認定証が交付されます。

なお、2022年度は「副専攻プログラム」19プログラム、「高度副プログラム」40プログラムが実施されます。

また、「大学院等高度副プログラム」のうち、一部のプログラムは「**大学院科目等履修生高度プログラム**」として、社会人に対しても提供されています。

各プログラムの詳細については、以下の URL もしくは QR コードからご参照ください。

※大学院の新入生にはプログラムのパンフレットを別途配布します。

<https://www.celas.osaka-u.ac.jp/senior/>



(2) 学際融合教育科目について

本学における横断型教育（学部・研究科の枠を超えた学び）の、より一層の充実を目指して、複眼的視野を涵養するための授業科目として「**学際融合教育科目**」を設置しています。

学際融合教育科目は、全学の大学院学生に提供していますので、興味のある方は是非履修してみてください。

※学際融合教育科目は、大学院横断教育科目の科目区分の一つとして開講しており、その他の科目区分としては、コミュニケーションデザイン科目（高度教養・汎用力の基礎となる教育に関する授業科目）、C0 デザイン科目（社会的課題に応じた高度汎用力を備えた人材育成のための教育に関する授業科目）があります。詳細については、それぞれのシラバスを参照してください。

※履修登録は、全学で統一された「他部局科目の履修登録期間」内にKOAN（学務情報システム）から行ってください（<https://koan.osaka-u.ac.jp>）。

※これら大学院横断教育科目の単位認定についての取り扱いは、研究科によって対応が異なります。修了要件への算入可否については、事前に指導教員や所属研究科の教務担当窓口を確認してください。

詳細については、以下の URL もしくは QR コードからご参照ください。

<https://www.celas.osaka-u.ac.jp/senior/#oudan>



(3) コミュニケーションデザイン科目及びC0デザイン科目について

■教育プログラムの目的

大阪大学は、高等教育における新しい教育の目標として〈高度汎用力〉の育成を掲げています。C0デザインセンターは人をつなぎ、知識をつなぎながら、ともに創出する力を身につけるための学部・研究科横断型の新しい高度教養・高度汎用力育成プログラムの研究開発と教育にあたっています。

「コミュニケーションデザイン科目」は、対話することを通して、課題を発見し、ともにその解決をめざし、社会のなかで実践するための基礎的な教育プログラムとして学部生、大学院生を対象に開講されています。

また、「C0デザイン科目」は、さまざまな現実の社会課題の解決を目指したアドバンスト・プログラムとして、より系統的に社会実践力を修養するための科目群として大学院学生を対象に開かれています。

■コミュニケーションデザイン科目及びC0デザイン科目の修得単位について

コミュニケーションデザイン科目及びC0デザイン科目が修了要件単位に算入できるか否かについては、各研究科によって取り扱いが異なりますので、履修に際しては、事前に指導教員や所属研究科の教務担当窓口に必ず相談してください。

■履修手続方法について

コミュニケーションデザイン科目とC0デザイン科目の履修登録は、全学で統一された「他部局科目の履修登録期間」内にKOAN（学務情報システム）から行ってください（<https://koan.osaka-u.ac.jp>）。

#

学年 所属	医(医・医科)・歯・薬(薬・医療薬)			生命機能
	学部	大学院 (修士医のみ)	大学院 (後期・博士)	大学院 (博士)
1	4,700	1,750	3,300	4,050
2	4,050	1,000	2,600	3,300
3	3,300		1,750	2,600
4	2,600		1,000	1,750
5	1,750			1,000
6	1,000			

* 高等司法は、別途法科賠保険料を上乗せする。

《事故の通知》

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を事故通知ハガキにより保険会社へ通知する必要があります。事故の日から30日以内に通知のない場合は、保険金が支払われないことがあります。

事故通知ハガキは、大学生協の保険窓口に取りに来てください。記入したハガキは、大学生協の保険窓口から保険会社へ送付します。

《保険金の請求》

請求に必要な書類は大学生協の保険窓口で渡します。記入・作成のうえ、大学生協の保険窓口に提出してください。

※学生教育研究賠償責任保険（学研賠）について

正課・学校行事中やインターンシップ（大学が承認したものに限る）・介護体験活動・教育実習・保育実習及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことによる法律上支払わなければならない損害賠償金を補償する保険です。

学研賠へは、「学研災」へ先に加入していなければ、加入することができません。加入希望者は必ず「学研災」に加入していることを確認のうえ、大学生協の保険窓口で必要書類を受け取り、郵便局で保険料を払い込んでください。

4. 窓口

豊中生協事務所 （豊中キャンパス豊中福利会館4階）

吹田工学部生協事務所 （吹田キャンパスセンテラス2階）

箕面生協事務所 （箕面キャンパス外国学研究講義棟3階シャントショップ内）

5. 問い合わせ先

大阪大学 生活協同組合 総務部（豊中福利会館4階） 06-6841-3326

6. ホームページ

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/insurance.html>

授業料（入学料）の免除等制度について

本学では、奨学支援の一環として、本人の申請に基づき選考等のうえ、予算の範囲で授業料（入学料）の免除が認められる制度や、納入期限が猶予される制度等があります。各制度で定める申請対象や申請条件等に該当する場合は、これらの制度を申請することにより、授業料等の全部または一部の納入額が免除される（納入期限が猶予される）可能性がありますので、経済的理由や家庭の事情等により納入が困難な状況にあるときは、本学のホームページに掲載するこれらの制度の案内や情報をよく確認のしてください。

なお、授業料（入学料）の免除等制度への申請を希望される場合には、所定の期限までに申請手続を行うようにしてください。

（注１）授業料免除等の申請については、前期（４月から９月まで）分、後期（１０月から翌年３月まで）分のそれぞれの期の授業料ごとに免除を決定します。

（注２）入学料免除等の申請については、入学時に限り申請可能です。

１．申請対象・申請条件

（１）学部学生の授業料（入学料）免除

高等教育修学支援制度（「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）」）の支援対象者の要件に該当し、日本学生支援機構給付奨学金に採用されている方（採用予定の方又は所定の期限までに申請を行う方を含む。）は、授業料等免除の申請を行うことができます。学部学生で授業料等免除の申請を希望される方は、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件に該当するか否かを必ず確認してください。なお、高等教育修学支援制度とは別に、本学が申請対象として認める方については、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請できる可能性があります。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

《高等教育修学支援制度授業料等減免に関する留意事項》

- １）高等教育修学支援制度は、原則として日本学生支援機構給付奨学金を申請し採用され受給する者に対し、大阪大学が授業料の減免を認定する制度となりますので、同制度による授業料免除の申請を行う場合には、授業料免除の申請とは別に、日本学生支援機構給付奨学金の申請手続も別途行わなければなりません。
- ２）高等教育修学支援制度の支援対象者の要件に該当し、支援を受ける権利があるにも関わらず、期限までに所定の申請手続を行っていない場合には、せっかくの支援が受けられず自身の不利益となる可能性がありますので、現時点で支援対象者の要件に該当しない場合であっても、同制度の支援対象者に該当するか否かについては、在籍中の各期において必ず確認を行うようにしてください。

（２）大学院学生の授業料（入学料）免除

以下の要件に該当する方は、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請することができます。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

- ①経済的理由によって納入が困難であり、学力基準を満たす方。
- ②授業料免除については、前後期各期の授業料の納入前６ヶ月以内（新入生に限り納入前１年以内）に、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が困難であると認められる方。入学料免除については、入学前１年以内において、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納入が著しく困難であると認められる方。

(3) 入学料収納猶予・授業料収納猶予・授業料分納

大阪大学独自の支援制度として実施します。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

2. 申請方法等

高等教育修学支援制度、大阪大学独自の支援制度のいずれの制度も、申請方法、申請期間、提出書類等については、次のとおり、各年度各期に大阪大学ホームページに掲載する「申請要項」にその詳細を記載してお知らせしますので、申請を希望される場合は必ず確認のうえ申請を行ってください。

○前期（4月から9月まで）分授業料免除（4月入学者の入学料免除）申請

「申請要項」の掲載：前年度2月末頃（予定）

○後期（10月から翌年3月まで）分授業料免除（10月入学者の入学料免除）申請

「申請要項」の掲載：当年度8月末頃（予定）

3. 問い合わせ先

吹田学生センター（ICホール1階） メール：gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

4. ホームページ <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/index.html>

日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について〈貸与・給付〉

日本学生支援機構奨学金は、学業、人物ともに優れ、かつ、健康であって、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方が受給できる制度です。貸与奨学金は返済の義務があり、必ず返済しなければなりません。給付奨学金は原則として返済の義務はありません。

1. 貸与奨学金について

（2021年12月時点）

奨学金の種類		貸与月額	
大学 (学部)	第一種奨学金 (無利子)	自宅通学	<u>20,000円</u> 、30,000円、45,000円のいずれかを選択
		自宅外通学	<u>20,000円</u> 、30,000円、 <u>40,000円</u> 、51,000円のいずれかを選択
	第二種奨学金 (有利子)	20,000円～120,000円（10,000円単位）のいずれかを選択	
大学院	第一種奨学金 (無利子)	博士前期（修士）課程	50,000円、88,000円のいずれかを選択
		博士後期（博士）課程	80,000円、122,000円のいずれかを選択
	第二種奨学金 (有利子)	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円 150,000円のいずれかを選択	

（注1）下線付きの月額は、2018年度入学者から新たに選択できるようになった月額です。2017年度以前入学者は選択できません。

（注2）第二種奨学金に採用された方は、卒業・修了後、奨学金を返還する際、利子を附加した額を返還することになります。なお、利率は年3%を上限に変動します。

（注3）大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた方として認定された場合、奨学金の返還が免除される制度があります。

（注4）高等司法研究科の方で第二種奨学金 150,000円を選択した場合、40,000円又は70,000円の増額貸与を受けることができます。

【募集情報（大阪大学ウェブサイト）】

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/recruit>

1. 給付奨学金について

(2021 年 12 月現在)

奨 学 金 の 種 類		貸 与 月 額	
大学 (学部)	給付奨学金 (2020 年度以降採用)	自宅通学	第Ⅰ区分：29,200 円 (33,300 円)、 第Ⅱ区分：19,500 円 (22,200 円)、 第Ⅲ区分：9,800 円 (11,100 円) (注 2)
		自宅外通学	第Ⅰ区分：66,700 円、 第Ⅱ区分：44,500 円、 第Ⅲ区分：22,300 円
	給付奨学金 (2019 年度以前採用)	自宅通学	20,000 円 (0 円) (注 3)
		自宅外通学	30,000 円 (20,000 円) (注 3)

(注 1) 給付奨学金は、「学部生」のみが対象です。大学院生は申請できません。

(注 2) 生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人等は、カッコ内の金額となります。

(注 3) 授業料の全額免除を受けた場合はカッコ内の金額となります。

(注 4) 給付奨学金と第一種奨学金（貸与）の両方の奨学生となり、第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分で給付奨学金を受ける場合は、第一種奨学金の貸与月額は 0 円に調整され、貸与を受けることができません。また、第Ⅲ区分で給付奨学金を受ける場合は、第一種奨学金の月額が、自宅通学者は 20,300 円 (25,000 円)、自宅外通学者は 13,800 円に減額調整されます。

(注 5) 2020 年度以降採用者の給付奨学金は、日本学生支援機構が世帯に関する前年の所得情報を確認したうえで、原則として毎年 10 月に支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分及び支援対象外の 4 区分のいずれか）の見直しを行います。採用時の支援区分による支援が必ずしも継続されるとは限らないため注意してください。

(注 6) 給付奨学生は奨学金と併せて学費の減免を受けることができます。ただし、学費減免を受けるためには別途、「高等教育修学支援制度による授業料等免除」の申請が必要です。

【募集情報（大阪大学ウェブサイト）】

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2

2. 申請方法等について

入学前に「予約採用」で採用候補者となった場合や、入学後に新規で申請したい場合の必要手続きや期限の詳細は、3 月下旬頃に本学ウェブサイトに掲載します。

貸与奨学金、給付奨学金でそれぞれ手続きが異なります。上記「1」「2」に記載した URL から該当する募集情報を確認して、所定の方法により期限までに手続きを行ってください。

3. 問合せ先

豊中学生センター奨学金担当（豊中キャンパス学生交流棟 2 階）

※お問い合わせは E メール（gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp）をご利用ください。

地方公共団体及び民間奨学団体奨学金 (外国人留学生を除く) について

地方公共団体及び民間奨学団体奨学会による奨学金(以下、「各種奨学金」という。)は、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に給与もしくは貸与される制度です。

学生センターで取り扱っている各種奨学金は、「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」と「希望者が直接出願する奨学金」があります。

「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」については、推薦人数に限りがあり、またそれぞれの奨学会での推薦基準があるため、必ずしも申請者全員が推薦候補者になるとは限りません。

また、民間奨学団体等奨学会の奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も民間奨学団体等との関係は続きます。大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、交流会、面談、研修会への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もありますので、十分に考慮の上、申請してください。

1. 対象者

奨学金の種類により異なります。

2. 申請方法

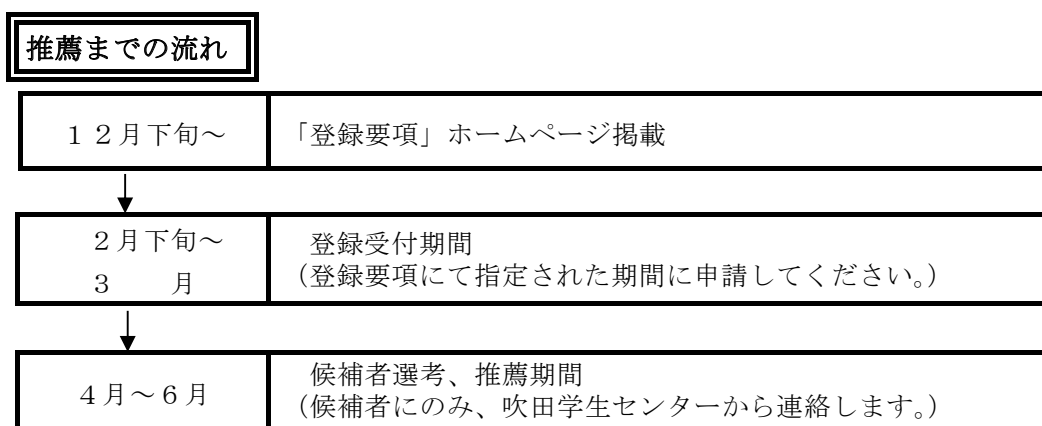
◆候補者を選考し大学から推薦する奨学金

大学からの奨学生候補者は、登録者から選考します。

登録要項をダウンロードのうえ、要項で指定している受付期間内に申請してください。

詳細は、当該期の「民間団体等奨学生推薦候補者登録要項」(以下、「登録要項」)を参照してください。

「登録要項」は、12月下旬から、大阪大学ホームページよりダウンロードできます。



◆希望者が直接出願する奨学金

大学に募集案内があった場合、その都度KOAN掲示板にてお知らせします。

地方公共団体奨学金については、本学に募集案内が来ない場合があるので、直接、出身地等の教育委員会等へ照会してください。

3. 問い合わせ先

吹田学生センター (IC ホール1階) メール: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

4. ホームページ

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/gov_n_private

規程集

- ・ 大阪大学学則
- ・ 大阪大学大学院学則
- ・ 大阪大学学位規程
- ・ 大阪大学大学院人文学研究科規程

大阪大学学部学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の学部の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 人文学科

人間科学部 人間科学科

外国語学部 外国語学科

法学部 法学科、国際公共政策学科

経済学部 経済・経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

工学部 応用自然科学科、応用理工学科、電子情報工学科、環境・エネルギー工学科、地球総合工学科

基礎工学部 電子物理科学科、化学応用科学科、システム科学科、情報科学科

(収容定員)

第3条 前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表1のとおりとする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の4学期とする。

春学期

夏学期

秋学期

冬学期

2 春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、夏学期及び冬学期の開始日は、総長がその都度定める。

3 夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ9月30日及び3月31日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日

大阪大学記念日 5月1日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月5日から9月30日まで

- 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。
 - 3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。

第7条 削除

第2章 学生

(修業年限)

第8条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、6年とする。

- 2 第10条の5の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

(在学年限)

第9条 在学年限（長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。）は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、12年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第14条から第15条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。
- 3 学生が前2項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(教育課程及びその履修方法等)

第10条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、教養教育、専門教育及び国際性涵養教育を基に体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養教育系科目

学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー、コミュニケーションデザイン科目

専門教育系科目

専門基礎教育科目、専門教育科目

国際性涵養教育系科目

マルチリンガル教育科目、高度国際性涵養教育科目、国際交流科目

- 3 前項に定める区分の各授業科目、履修方法等については、学部規程で別に定める。ただし、全学の協力のもとに実施する科目については、全学共通教育科目として別に定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、コミュニケーションデザイン科目及び国際交流科目の開設及び履修方法等については、別に定める。
- 5 第2項に定めるもののほか、教職教育科目を開設し、その授業科目、履修方法等については、別に定める。

(大学院等高度副プログラム)

第10条の2 前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、大学院等高度副プログラムを開設する。

- 2 大学院等高度副プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第10条の2の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第10条の2の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修証明書等)

第10条の2の4 第10条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間を、第8条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

(他の大学等における授業科目の履修)

第10条の3 学部長(学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。)が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学若しくは短期大学(専門職短期大学を含む。以下同じ。)又は外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、60単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の3の2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の4 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学において修得したものとして認定することができる。

2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数は、第14条から第15条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条の3第2項及び前条第2項の規定により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の5 学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の6 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

(試験及び評価)

第10条の7 履修した各授業科目の合否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上90点未満)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

(成績評価基準等の明示等)

第10条の8 本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第10条の9 本学においては、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

第12条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるものと認められた者で、18歳に達したもの

第13条 入学を志願する者に対して選抜試験を行い、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 選抜試験については、別に定める。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科（文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあっては、同一学科の他の専攻分野）に入学を志願する者
 - (2) 学部を退学した後、更にその学部に入學を志願する者
 - (3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入學を志願する者
- 2 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学の学部に入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することがある。
- 3 高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することがある。
- 第14条の2** 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第3年次に入學を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入學を許可することがある。
- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (2) 大学又は専門職大学において2年以上在學し、法学部が別に定める所定の単位を修得した者
 - (3) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（外国において最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。）
 - (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 第14条の3** 次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部又は経済学部の第3年次に入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入學を許可することがある。
- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (2) 大学又は専門職大学において2年以上在學し、当該学部が別に定める所定の単位を修得した者
 - (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号に相当する学校教育における課程を修了した者
- 第14条の4** 外国語学部の第3年次、医学部の第2年次若しくは第3年次又は歯学部の第3年次に入學を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入學を許可することがある。
- 第15条** 他の大学又は専門職大学の学部の学生で本學に転學を志願する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転學を許可することがある。
- 2 前項の規定により、転學を願い出た者は、その際現に在學する大学又は専門職大学の長の許可書を願書に添えなければならない。
- 第16条** 第14条から前条までの規定により、入學を許可された者であって、既に1学年以上本學の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1学年以上本學において修業したものとみなすことができる。
- 2 前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。
- 第17条** 入學を志願する者は、所定の期日までに、入學願書に別に定める書類を添えて、提出しなければならない。
- 第18条** 入學の許可は、別に定める書類の提出、入學料の納付等所定の手続を経た者に対して行う。
- 第19条** 前2条に定める手続その他に虚偽又は不正があった場合は、入學の許可を取り消すことがある。
- 第19条の2** 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入學料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。
- (1) 第45条の2第1項又は第2項の規定により入學料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの
 - (2) 第45条の3第1項又は第2項の規定による入學料の徴収猶予の可否を決定された者（転部等）

第19条の3 転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。

2 前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部の長の許可書を願書に添えなければならない。

3 第1項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

(転学)

第20条 他の大学又は専門職大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第20条の2 第10条の3第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入するものとする。

(休学)

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

第22条 疾病のため、修学が不適当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第23条 休学した期間は、在学年数には算入しない。

第24条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、その休学期間は、6年を超えることができないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、薬学部については、薬学部長が特別の事情があると認めたときは、休学期間を延長することができる。

第25条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 削除

(卒業)

第28条 第8条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部を除き本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

3 学部長は、前2項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。

4 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第10条の2の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学士の学位)

第29条 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、学士の学位を授与する。

2 前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

文学部 文学

人間科学部 人間科学

外国語学部 言語・文化

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学科 医学

保健学科／看護学／保健衛生学

歯学部 歯学

薬学部 薬学

工学部 工学
基礎工学部 工学

- 3 本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。
- 4 学士の学位記の様式は、別表 2 のとおりとする。

(除籍)

第 30 条 削除

第 31 条 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。

第 32 条 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍することができる。

(復籍)

第 32 条の 2 前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

(懲戒)

第 33 条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。

- 2 懲戒は、戒告、停学及び放學とする。
- 3 停学の期間は、第 9 条に規定する在学年限に算入し、第 8 条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が 1 月未満の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する手続は、別に定める。

第 3 章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生)

第 34 条 他の大学、専門職大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学部長(大阪大学全学交換留学プログラムに係る場合にあつては、学部長又は当該プログラムの受入部局の長。第 37 条、第 38 条の 2 及び第 40 条において同じ。)は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

第 34 条の 2 授業科目中 1 科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第 35 条 授業科目中 1 科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第 36 条 学部において特定事項について攻読しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。
- 3 在学期間は原則として 1 年とする。ただし、研究上必要と認めたときは在学期間を延長することができる。

第 37 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長に提出しなければならない。

第 38 条 実習及び攻読に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。

第 38 条の 2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、除籍することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

第 39 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定めるもののほか、学部規程(大阪大学全学交換留学プログラムに係るものにあつては、大阪大学全学交換留学プログラム規程)で定める。

第4章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第39条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

第40条 外国人で留学のため、本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は、入学を許可することがある。

2 前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第44条の2 総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(入学料の免除等)

第45条の2 入学する者（科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

（1）入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

（2）前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 前項に定めるもののほか、入学する者であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づく入学料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

3 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。

4 本学学部合格し、一方の学部に対する入学（編入学、転入学及び聴講生、研究生としての入学を除く。）を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入学料を免除することができる。

第45条の3 入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

（1）経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

（2）前条第1項第1号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

（3）その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合

- 2 前項に定めるもののほか、修学支援法に基づく入学料免除の申請を入学する者から受理した場合は、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。
- 3 前2項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

第45条の4 第45条の2第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

(授業料の納付)

第46条 学生は、授業料を毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、月割分納を許可することができる。

- 2 第1項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数分又は月数分の授業料を第1項（ただし書を除く。）に準じて納付しなければならない。
- 4 第1項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。

第47条 学生が退学し、除籍又は放學された場合の授業料については、別に定める場合を除くほか、その納期に属する分は徴収する。

- 2 停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

(授業料の免除等)

第48条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあつては5月以後、後期にあつては11月以後であつて、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

- 2 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合、第32条若しくは第38条の2の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。
- 3 第49条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第49条 本学の学生（科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。次項において同じ。）であつて、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、本学の学生であつて、修学支援法に基づく授業料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 3 前2項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

第49条の2 前2条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。

第50条 第49条の規定により授業料の免除又は徴収猶予（月割分納の場合を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

第51条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。

第52条 授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

- 2 授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

(授業料等の不徴収等)

第52条の2 第44条及び第45条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

- 2 第46条第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

(1) 国立の大学又は専門職大学の学生

(2) 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定（部局間協定を含む。）に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校 of 学生

- 3 第44条、第45条及び第46条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第53条 第44条の検定料、第45条の入学料及び第46条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

（納付済の検定料、入学料及び授業料）

第54条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

- 2 第13条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。

(1) 出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第2条第4項に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額（以下「第2段階目選抜検定料相当額」という。）

(2) 出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第2段階目選抜検定料相当額

- 3 第46条第2項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

- 4 第45条の2第2項又は第49条第2項の規定により入学料又は授業料の免除が認定された場合で、免除対象の入学料又は授業料を納付済のときは、それぞれ免除された額の相当額を返付する。

第7章 学寮等

(学寮等)

第55条 本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設（以下「学寮等」という。）を設ける。

- 2 学寮等は、総長の監督に属する。

第56条 学寮等について必要な事項は、別に定める。

附 則

（略）

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、改正前の第10条の適用については、同条第2項中「グローバルコラボレーション科目」の次に
「国際性涵養教育系科目

グローバルイニシアティブ科目」
を加え、同条第5項中「及びグローバルコラボレーション科目」とあるのは、「、グローバルコラボレーション科目及び国際性涵養教育系科目のグローバルイニシアティブ科目」と読み替えるものとする。

(略)

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

別表1

収容定員表

学部名	学科名	入学定員及び編入学定員	収容定員
文学部	人文学科	165	660

別表2

(略)

大阪大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨及び目的等)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の大学院の修業年限、教育方法その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

2 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

3 本学大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(課程及び標準修業年限)

第2条 本学大学院の課程は、博士課程とする。ただし、医学系研究科においては、修士課程及び博士課程とし、高等司法研究科においては、法科大学院の課程とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学系研究科医学専攻、歯学研究科又は薬学研究科医療薬学専攻の博士課程（以下「医学・歯学・薬学の博士課程」という。）の標準修業年限は、4年とする。

4 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。ただし、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程にあっては、この区分を設けないものとする。

5 前項の前期課程は、標準修業年限を2年とし、これを修士課程として取り扱うものとする。

6 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

7 第3項及び第4項の規定にかかわらず、大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所の博士課程は、後期課程のみの博士課程とし、その標準修業年限は、3年とする。

8 第10条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

(研究科、専攻及び課程)

第3条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	人文学、言語文化学、外国学、日本学、芸術学	博士課程
(略)		

2 前項の高等司法研究科は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に定める専門職大学院とする。

(課程の目的)

第4条 修士課程及び前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第5条 後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第5条の2 法科大学院の課程は、専門職大学院設置基準に定める専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第2章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第5条の3 本学大学院の教育課程は、専門教育、国際性涵養教育及び教養教育を基に体系的に編成するものとする。

第5条の4 本学大学院（専門職大学院を除く。以下次項、第5条の6第1項、第9条の2、第9条の4第1項及び第12条において同じ。）においては、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院においては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第5条の5 専門職大学院においては、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、開設するものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

(博士課程教育リーディングプログラム等)

第5条の6 各研究科において編成する教育課程を充実させるため、本学大学院に、次のプログラムを開設する。

博士課程教育リーディングプログラム
卓越大学院プログラム

- 2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院副専攻プログラム等)

第5条の7 第5条の3から前条までに規定する教育課程等のほか、本学に、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、次のプログラムを開設する。

大学院副専攻プログラム
大学院等高度副プログラム

- 2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(学修証明書等)

第5条の8 第5条の3から第5条の6までに規定する教育課程又はプログラムの一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。
- 3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法等)

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、専門職大学院にあっては、研究指導を除くものとする。

- 2 各研究科の授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において別に定める。
- 3 授業の方法及び各授業科目の単位の計算方法については、本学学部学則第10条の2の2及び第10条の2の3の規定を準用する。
- 4 第2項に規定する授業科目のほか、次の授業科目を開設する。

大学院横断型の教育に関する授業科目（以下「大学院横断教育科目」という。）
博士課程教育リーディングプログラムに関する授業科目（以下「リーディングプログラム科目」という。）
国際交流科目

- 5 大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目及び国際交流科目に関し必要な事項は、別に定める。

6 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

第7条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長（研究科長から委任を受けた者を含む。以下同じ。）が必要と認めるときは、当該研究科の他の専攻の授業科目、他の研究科の授業科目若しくは前条第4項の授業科目又は学部の授業科目を履修し、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

第8条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が必要と認めるときは、他の大学院の授業科目、外国の大学院の授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目を履修し、15単位を超えない範囲で、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

2 前項に規定する授業科目の履修については、本学学部学則第10条の3第1項の規定を準用する。

第8条の2 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程において修得した授業科目の単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和38年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により修得したものとして認定することができる単位数は、第24条の2第1項に規定する入学又は第32条第2項に規定する再入学若しくは転学を許可された場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で、第15条に規定する単位に充当することができるものとし、前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第8条の3 専門職大学院における他の大学院における授業科目、外国の大学院における授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定については、当該研究科の定めるところによる。

第9条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、他の大学院等又は外国の大学院等とあらかじめ協議の上、当該大学院等において必要な研究指導（第45条で規定する国際連携専攻の学生が第46条で規定する連携外国大学院において受けるものを除く。）を受けることができる。

2 前項の研究指導を受ける期間は、修士課程及び前期課程の学生にあつては、1年を超えることはできない。

（成績評価基準等の明示等）

第9条の2 本学大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第9条の3 専門職大学院においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院においては、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第9条の4 本学大学院においては、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 専門職大学院においては、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（長期にわたる課程の履修）

第10条 研究科長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第2条第2項、第3項及び第5項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教

育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の2 本学大学院における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

(試験及び評価)

第11条 履修した各授業科目の可否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上90点未満)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

(学位論文の提出等)

第12条 本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。ただし、第15条第1項本文に規定する特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合並びに同条第2項に規定する試験及び審査を受ける場合は、この限りでない。

第13条 後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

2 医学・歯学・薬学の博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

3 生命機能研究科の博士課程に5年以上（第24条の2の規定により入学を許可された者にあつては3年以上）在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

4 研究科長は、前3項の許可を与える場合は、研究科教授会の議を経なければならない。

(学位論文の審査等)

第14条 学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科教授会が、審査委員会を設けて行う。

2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施するものとする。

3 学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 第1項及び前項の規定は、次条第2項に規定する試験及び審査を行う場合について準用する。

(修了要件)

第15条 修士課程又は前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期課程において修得

すべきものについての審査

- 3 前項の規定は、第2条第3項に規定する標準修業年限を5年とする博士課程における一貫した人材養成上の目的を有する教育課程を履修する者に限り適用することができる。
- 4 医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に5年（修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年（修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 5 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に修士課程又は前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年（修士課程又は前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 6 医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は、この課程に4年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者又は施行規則第156条の規定により、後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者が、後期課程に入学した場合の後期課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、各研究科において必要と認めるときは、前項の修了要件として、所要の授業科目について、所定の単位を修得することを加えることができる。
- 9 法科大学院の課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について、98単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

（大学院における在学期間の短縮）

- 第15条の2** 入学前に本学大学院及び他の大学院において修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限るものとし、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものと認定することのできる場合であつて、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程（後期課程を除く。）若しくは法科大学院の課程の教育課程の一部を履修したと当該研究科が認めるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 2 前項の規定は、修士課程又は前期課程を修了した者の前条第4項及び第5項に規定する博士課程における在学期間（同条第4項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程又は前期課程における在学期間を除く。）及び法学既修者の在学期間については、適用しない。

(学位の授与)

第16条 第15条第1項から第7項まで及び前条の規定により課程を修了した者には、総長は、当該課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。

2 第15条第9項及び前条の規定により法科大学院の課程を修了した者には、総長は、法務博士の学位を授与する。

3 第1項に規定するもののほか、生命機能研究科の博士課程において、第15条第1項及び第2項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、総長は、修士の学位を授与することができる。

第17条 前条第1項及び第3項の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士
人文学研究科	文学 言語文化学 日本語・日本文化	文学 言語文化学 日本語・日本文化
(略)		

2 前条第2項の法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学際領域等の分野を専攻した者で、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めるときは、学術と付記することができる。

第18条 前条に定めるもののほか、修士、博士及び法務博士の学位については、本学学位規程の定めるところによる。

第19条 削除

第4章 入学、休学、退学、転学、転科、留学、再入学及び専攻の変更**(入学資格等)**

第20条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

(1) 大学又は専門職大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後

入学させる研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(10) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの（当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認められたものを含む。）

(11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの

(12) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

第21条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第22条 修士課程、前期課程又は生命機能研究科の博士課程の入学志願者に対しては、学力検査を行い、志望理由を記載した書類、成績証明書等を総合して、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 法科大学院の課程の入学志願者に対しては、高等司法研究科において定めるところにより選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第23条 後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第24条 後期課程の入学志願者に対しては、本学大学院において修士の学位を取得した者については、当該前期課程における学業成績及び修士論文等により、その他の志願者については、各研究科において定めるところにより、それぞれ選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第24条の2 生命機能研究科の博士課程第3年次への入学志願者については、総長は、当該研究科において定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学した者にかかる修了要件等については、当該研究科において別に定める。

第25条 医学・歯学・薬学の博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

(1) 大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程（以下「医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程」という。）を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国

の学校教育における18年の課程を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (8) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (9) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (10) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第26条 医学・歯学・薬学の博士課程の入学志願者に対しては、各研究科において定めるところにより選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第27条 第21条の規定は、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程第3年次の入学志願者に準用する。

（在学年限）

第28条 修士課程及び前期課程には4年、後期課程には5年、医学・歯学・薬学の博士課程及び法科大学院の課程には6年、生命機能研究科の博士課程には7年を超えて在学することはできない。ただし、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程、生命機能研究科の博士課程及び法科大学院の課程に限り、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、在学の年限を延長することができる。

2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

（入学の時期等）

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科長が特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めの始めに入学させることができる。

2 入学の手続、許可及び許可の取り消し並びに退学及び転学については、本学学部学則の規定を準用する。

3 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生は、その身分を失う。

（1）第38条第1項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部免除が許可となったもの

（2）第38条の2の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

（休学）

第30条 休学期間は、修士課程及び前期課程においては2年、後期課程及び法科大学院の課程においては3年、医学・歯学・薬学の博士課程においては4年、生命機能研究科の博士課程においては5年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、休学期間を延長することができる。

2 前項のほか、休学については本学学部学則の規定を準用する。

(留学)

第31条 外国の大学院に留学を志望する学生は、研究科長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第2条第2項、第3項、第5項及び第6項に規定する修業年限に算入するものとする。

(転科等)

第32条 転科又は専攻の変更を志願するときは、志願先の研究科長は、選考の上教授会の議を経て、転科又は専攻の変更を許可することがある。

2 再入学を志願するとき並びに他の大学院及

び国際連合大学から転学を志願するときは、総長は、選考の上教授会の議を経て、再入学又は転学を許可することがある。

3 前2項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科教授会の議を経て研究科長が行うものとする。

第5章 除籍、復籍及び懲戒

(除籍等)

第33条 除籍、復籍及び懲戒については、本学学部学則の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第34条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学を志願する者については、検定料を徴収しない。

2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科に入学を志願する者について準用する。

(入学料の納付)

第35条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学する者については、入学料を徴収しない。

2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科に入学を志願する者について準用する。

(授業料の納付)

第36条 大学院学生は、授業料を毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。

2 授業料の納付及び月割分納等については、本学学部学則の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第37条 第34条の検定料、第35条の入学料及び第36条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

(検定料の免除)

第37条の2 検定料の免除については、本学学部学則の規定を準用する。

(入学料の免除等)

第38条 本学大学院に入学する者（科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項において同じ。）であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるもの及びこれに該当しない者であっても、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

（１）入学前１年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

（２）前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

２ 第２９条第３項の規定により学生の身分を失った場合は、当該学生に係る入学料の全部又は一部を免除することができる。

第38条の２ 前条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

(授業料の免除等)

第39条 授業料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

第39条の２ 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

２ 第２２条第２項に規定する法科大学院の課程の入学志願者に対する選考において、出願書類等による選抜（以下「第１段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第２段階目の選抜」という。）を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第１段階目の選抜に合格しなかった者に対し、当該者の申出により、前項の検定料のうち、納付金規程第２条第５項において定める第２段階目の選抜に係る検定料相当額を返付する。

３ 第３６条第２項の規定により、学部学則第４６条第２項の規定を準用して前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

第７章 収容定員**(収容定員)**

第40条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

第８章 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生**(特別研究学生等)**

第41条 本学大学院に特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生の制度を置く。

２ 他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程に在学する学生で、本学大学院又は本学の研究所（各附置研究所、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設及び免疫学フロンティア研究センターをいう。）において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科長又は研究所の長は、これを特別研究学生として入学を許可することができる。

３ 特別研究学生の授業料及びその納付については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。ただし、特別研究学生が国立大学の大学院の学生であるとき又は本学と相互に授業料の不徴収を定めた大学間特別研究学生交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき研究指導を受ける公立若しくは私立の大学の大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

４ 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

５ 特別研究学生の除籍については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。

６ 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、本学学部学則の特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生に関する規定を準用する。

７ 外国人で、留学のため本学に大学院学生、特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生

又は研究生として入学する者を外国人留学生という。

- 8 第3項本文、第6項及び第7項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科省大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

第9章 特別の課程

（履修証明プログラム）

第41条の2 本学に、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムを編成することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学年、学期及び休業日

（学年等）

第42条 学年、学期及び休業日については、本学学部学則の規定を準用する。

第11章 教員組織

（教員組織）

第43条 本学大学院を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

- 2 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科の教育研究は、本学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の協力により実施する。

第12章 研究科委員会等

（研究科委員会等）

第44条 研究科教授会の審議事項のうち、特定の事項について審議を行うため、当該研究科に研究科委員会等を置くことができる。

- 2 研究科委員会等の組織は、当該研究科の定めるところによる。

第13章 国際連携専攻に関する特例

（国際連携専攻の設置）

第45条 研究科（高等司法研究科を除く。以下同じ。）は、教育上の目的を達成するために必要であると認める場合には、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

（国際連携教育課程の編成）

第46条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。

（共同開設科目）

第47条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

- 2 国際連携専攻を設ける研究科が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、当該研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすること

ができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第49条第1項及び第2項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第48条 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第49条 国際連携専攻の修士課程又は前期課程の修了の要件は第15条第1項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は同条第4項及び第5項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は同条第6項に、それぞれ定めるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により15単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

- 2 前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第8条若しくは第8条の2又は第48条第1項の規定により充当することができ、又は修得したものとして認定することができ、若しくは修得したものとしてみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第8条の2の規定により修得したものとして認定することができる単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻学生の授業料等)

第50条 国際連携専攻の学生のうち、連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料、入学料及び授業料については、第34条本文、第35条本文及び第36条第1項の規定にかかわらず、その全額を徴収しない。

(その他)

第51条 本学則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、あらかじめ当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議により、別に定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育組織の編成に関する事項
- (3) 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- (4) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (5) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (6) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (7) その他国際連携専攻に関する事項

附 則

(略)

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科文化形態論専攻、文化表現論専攻及び文化動態論専攻並びに言語文化研究科言語文化専攻、言語社会専攻及び日本語・日本文化専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年度の次表の左欄に掲げる研究科専攻及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応右欄のとおりとする。

左欄		右欄				
研究科名	専攻名	令和４年度			令和５年度	
		博士課程の 前期課程	博士課程の 後期課程	収容定員	博士課程の 後期課程	収容定員
人文学研究科	人文学	47	14	226	28	452
	言語文化学	32	15		30	
	外国学	25	11		22	
	日本学	40	18		36	
	芸術学	17	7		14	
	計	161	65		130	
(略)						

４ 令和４年３月３１日現在在学中の者については、改正後の第６条第４項及び第５項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

５ 前項の場合において、改正前の第６条の適用については、同条第４項中「グローバルイニシアティブ科目」の次に「国際交流科目」を加えるものとし、第５項中「及びグローバルイニシアティブ科目」とあるのは、「、グローバルイニシアティブ科目及び国際交流科目」と読み替えるものとする。

別表

大学院収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程の前期課程又は法科大学院の課程		博士課程の後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程		収容定員
		1年当	収容定員	1年当	収容定員	
人文学研究科	人文学	47	94	14	42	517
	言語文化学	32	64	15	45	
	外国学	25	50	11	33	
	日本学	40	80	18	54	
	芸術学	17	34	7	21	
	計	161	322	65	195	
(略)						

大阪大学学位規程

(総則)

第1条 大阪大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士、博士及び法務博士とする。

2 本学において授与する修士、博士及び法務博士の学位については、大阪大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 学士の学位については、大阪大学学部学則の定めるところによる。

(学位に付記する専攻分野等の名称)

第2条 本学において授与する修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学
人間科学
法学
経済学
応用経済学
経営学
理学
医科学
保健学
看護学
薬科学
工学
言語文化学
日本語・日本文化
国際公共政策
情報科学
生命機能学

2 本学において授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学
人間科学
法学
経済学
応用経済学
経営学
理学
医学
保健学
看護学
歯学
薬科学
薬学
工学

言語文化学
日本語・日本文化
国際公共政策
情報科学
生命機能学
小児発達学

- 3 前2項の規定にかかわらず、専攻分野が学際領域等に係るもので、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めたときは、学術と付記することができる。
- 4 本学において授与する法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

(学位の授与要件)

第3条 学位は、学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、学則の定めるところにより、生命機能研究科の博士課程において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）した者にも授与することができる。

(課程を経る者の論文の提出)

第4条 本学大学院の課程（法科大学院の課程を除く。）を経る者（前条第2項に規定する者を含む。以下同じ。）の学位論文は、学則の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、博士論文にあつては、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添付しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第5条 第3条第3項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に博士論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書を添え、学位に付記する専攻分野を指定して総長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、別に定める論文審査手数料を納付後に行うものとし、申請期間は、当該納付した日から4日以内とする。
- 3 総長は、前項の納付を確認後、第1項の申請書類を受理したときは、専攻分野に応じて、当該研究科長に回付するものとする。

(論文)

第6条 審査を受けるため提出する学位論文（学則第15条第1項本文の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。）は、1篇とし、所定の部数を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、研究科教授会は、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

第7条 受理した学位論文及び論文審査手数料は、返付しない。

(学位論文の審査の付託)

第8条 研究科長は、学位論文を受理（第5条第3項の規定により総長から回付された場合を含む。）したときは、その審査及び最終試験又は学力の確認を当該研究科教授会に付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 研究科教授会は、審査を付託された学位論文の審査等を行うため、審査委員会を設けるものとする。

- 2 審査委員会は、当該研究科教授2名以上の委員で組織する。ただし、修士論文の審査にあつては、当該研究科の教授1名及び准教授1名以上とすることができる。
- 3 前項の場合において、必要があるときは、研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。
- 4 審査委員会の委員は、公表するものとする。

5 審査委員会の委員は、学位論文の審査等に関し、供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(論文の発表会)

第9条の2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を公開で実施するものとする。ただし、当該論文の内容に関し、知的財産を保護する必要があるとき又は秘密保持の義務を課した本学の契約を遵守する必要があるときは、非公開とすることができる。

(課程を経る者の最終試験)

第10条 学則第12条本文に規定する最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について、口答試験又は筆答試験により行う。

(課程を経ない者の学力の確認)

第11条 第3条第3項に規定する学力の確認は、学位論文に関連のある科目及び外国語について、口答試験又は筆答試験により行うものとする。

2 前項の外国語については、2種類を課すものとする。ただし、研究科教授会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。

第12条 本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、博士論文を提出したときは、各研究科で定める年限内に限り、学力の確認を行わないことがある。

(審査期間)

第13条 審査委員会は、博士論文が提出された日から1年以内に、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。ただし、修士の学位については、学位を授与できるか否かの意見のみを報告すれば足りるものとする。

(博士論文研究基礎力審査)

第14条の2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、学則第15条第2項に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）を行う場合については、第9条及び前条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「審査を付託された学位論文の審査等」とあり、同条第2項中「修士論文の審査」とあり、及び同条第5項中「学位論文の審査等」とあるのは「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、当該博士課程の目的に応じ、研究科において定めるものとする。

(学位授与の議決等)

第15条 研究科教授会は、第14条（前条第1項において準用する場合を含む。）の報告を受け、学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。ただし、研究科の定めるところにより、教授会通則第9条に規定する代議員会等に委任し、その議決をもって研究科教授会の議決に代えることができる。

2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

第16条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は、文書で総長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、博士の学位にあつては、博士論文とともに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を添付するものとする。

(学位の授与)

第17条 総長は、前条の報告を受け、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定

の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位簿への登録)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に当該博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 前項の規定による公表は、本学の機関リポジトリの利用により行う。

(博士論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、研究科教授会の議を経て、その公表を承認するとともに、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとし、本学においては機関リポジトリの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第21条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。

(学位の取消)

第22条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、総長は、当該研究科教授会の意見を聴いた上、教育研究評議会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により、当該学位を取り消すことがある。

(学位記の様式)

第23条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

2 国際連携専攻における学位記の表記は、別表九及び別表十のとおり日本語とする。ただし、連携外国大学院との協議により、連携外国大学院が所在する国の公用語又は国際的通用性のある第三国の言語を併記することができる。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 国際連携専攻における学位申請手続き及び学位論文の審査方法等については、この規程に定めるもののほか、連携外国大学院との協議により別に定めることができるものとする。

附 則

(略)

附 則

この改正は、平成31年5月1日から施行する。

別表

(略)

大阪大学大学院人文学研究科規程

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、大阪大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、大阪大学大学院人文学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めるものとする。

2 本研究科は、多様な個人及び社会集団が生み出してきた言語、事物、思考、習慣等の精神文化及び物質文化の両面にわたる人間の営為を探究する人文学研究を継承しつつ、専門性にとらわれることなく領域横断的で柔軟に発想する能力並びに現代社会のグローバル化及び情報化に即応した最新の技術を活用する力を身に付けることにより、現代にふさわしい人文学をデザインし、今日的課題に果敢に挑戦し、そこで得られた知見を世界に向けて発信し得る人材を養成することを目的とする。

(課程及び専攻)

第2条 本研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。

3 本研究科に、次の専攻を置く。

人文学専攻

言語文化学専攻

外国学専攻

日本学専攻

芸術学専攻

(コース)

第3条 各専攻（言語文化学専攻を除く。）に、次のコースを置く。

人文学専攻

哲学コース、グローバルヒストリー・地理学コース、文学コース、比較・対照言語学コース

外国学専攻

アジア・アフリカ言語文化コース、ヨーロッパ・アメリカ言語文化コース

日本学専攻

基盤日本学コース、応用日本学コース

芸術学専攻

アート・メディア論コース、美学・文芸学コース、音楽学・演劇学コース、日本東洋美術史・西洋美術史コース

(入学)

第4条 本研究科に入学を志願する者については、研究科長は、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て選考するものとする。

(教育方法)

第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 前項に規定する授業科目は、講義、演習又は実習によって行い、単位の計算は、次のとおりとする。

(1) 講義は15時間をもって1単位とする

(2) 演習は15時間又は30時間をもって1単位とする。

(3) 実習は45時間をもって1単位とする。

(指導教員)

第6条 学生には、その研究分野、在籍するコース等に応じて指導教員を定める。

2 学生には、前項に定める指導教員のほか、必要に応じて副指導教員を定める。

3 指導教員及び副指導教員は教授とする。ただし、教授会の議を経て研究科長が必要と認めたときは、准教授又は専任講師をもって代えることができる。

4 前3項に定めるもののほか、指導教員及び副指導教員に関し必要な事項は、別に定める。

(前期課程の授業科目及び単位数)

第7条 前期課程の授業科目、単位数及び必修・選択の区分等は、別表1のとおりとする。

2 前項の授業科目の配当年次、授業時間数等は、教授会の議を経て別に定める。

(後期課程の授業科目及び単位数)

第8条 後期課程の授業科目、単位数及び必修・選択の区分等は、別表2のとおりとする。

2 前項の授業科目の配当年次、授業時間数等は、教授会の議を経て別に定める。

(前期課程の履修方法等)

第9条 前期課程の学生は、必要な研究指導を受けるほか、別表3に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

2 前期課程の学生は、研究科長が教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは他の研究科の授業科目、大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目又は国際交流科目を履修することができる。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第5条第1項に規定する授業科目として単位認定を行うとともに、別表3の定めるところにより、第1項に規定する単位に充当することができる。

(後期課程の履修方法等)

第10条 後期課程の学生は、必要な研究指導を受けるほか、別表4に定める履修方法により、8単位以上を修得しなければならない。

2 後期課程の学生は、研究科長が教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは他の研究科の授業科目、大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目又は国際交流科目を履修することができる。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第5条第1項に規定する授業科目として単位認定を行うとともに、別表4の定めるところにより、第1項に規定する単位に充当することができる。

(履修及び研究計画の届出)

第11条 学生は、授業科目を履修し、かつ、研究指導を受けるため、指導教員の指示に基づき、毎学年の始めの所定の期日までに、履修計画及び研究計画を定め、届け出なければならない。

(履修科目の試験)

第12条 第5条第1項に規定する授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。

2 前項の規定による試験は、学期末、学年末その他授業科目担当教員の都合等により適当な時期に行う。

(単位の授与)

第13条 前条の規定による試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(研究指導)

第14条 第5条第1項に規定する研究指導を受けたことの認定は、研究概要の報告に基づき指導教員が行う。

- 2 学生は、学年ごとに研究指導を受け、毎学年末に研究概要を報告しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる課程の履修)

第15条 学生が職業を有していること等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により計画的な履修を許可する学生に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等又は外国の大学院等における学修等及び単位等の認定)

第16条 教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院又は外国の大学院の授業科目を第5条第1項に規定する授業科目として履修させることができる。

- 2 教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院等又は外国の大学院等において研究指導を受けさせることができる。
- 3 前項の規定による研究指導を受ける期間は1年とする。ただし、前期課程の学生が研究指導を受ける場合を除き、必要があるときは1年ごとに期間の延長を願い出て許可を得なければならない。
- 4 前3項の規定に基づき、授業科目を履修し、又は研究指導を受けようとする学生は、あらかじめ所定の手続によって申請し、許可を得なければならない。
- 5 前項の規定により、授業科目の履修を許可された学生が修得した単位は、審査の上、これを第9条第1項又は第10条第1項に規定する授業科目の単位として認定することができる。
- 6 第4項の規定により、研究指導を受けることを許可された学生は、審査の上、これを第5条第1項に規定する研究指導として認定することができる。
- 7 第5項の規定により、第9条第1項又は第10条第1項に規定する授業科目として認定することができる単位は、15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科入学前に大学院において修得した授業科目の単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和38年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を審査の上、本研究科において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により修得したものとして認定し、第9条第1項又は第10条第1項に規定する授業科目の単位に充当することのできる単位は、15単位を超えないものとし、前条第7項に規定する単位と合わせて20単位を超えないものとする。

(学位論文の提出)

第18条 修士論文を提出しようとする学生は、前期課程に1年以上在学し、第9条第1項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。ただし、在学期間1年をもって第9条第1項に規定する単位を修得し得る者で、教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生については、この限りでない。

- 2 博士論文を提出しようとする学生は、後期課程に2年以上在学し、第10条第1項に規定する単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。ただし、修士課程又は前期課程における在学期間（2年を限度とする。）と後期課程における在学期間を合計して3年以上で、かつ、後期課程の在学期間が2年以内となる在学期間をもって第10条第1項に規定する単位を修得し得る者及び入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ後期課程に入学し、1年以上2年以内となる当該課程の在学期間をもつ

て第10条第1項に規定する単位を修得し得る者で、教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたものと認めた学生については、この限りでない。

- 3 学位論文の題目は、指導教員の承認を得て、あらかじめ指定する期日までに研究科長に届け出なければならない。
- 4 学位論文は、あらかじめ指定する期日までに研究科長に提出しなければならない。
- 5 芸術学専攻に在籍する学生は、学則第15条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果を、修士論文に代えて提出することができるものとし、次条第1項に規定する修士論文の審査は、当該研究の成果に対して、これを行うものとする。
- 6 博士論文の提出に当たっては、あらかじめ博士論文の提出の可否を審査する予備審査に合格していなければならない。
- 7 学位論文及び予備審査に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の審査及び最終試験)

第19条 修士論文の審査及び最終試験は、教授会において委嘱する教授2名以上又は教授1名及び准教授1名の2名以上の委員からなる審査委員会がこれを行う。

- 2 博士論文の審査及び最終試験は、教授会において委嘱する教授2名を含む3名以上の委員からなる審査委員会がこれを行う。
- 3 学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。
- 4 前期課程の最終試験は、第9条第1項に規定する単位を修得し、研究指導の認定を受け、かつ、修士論文を提出した者について行う。
- 5 後期課程の最終試験は、第10条第1項に規定する単位を修得し、研究指導の認定を受け、かつ、博士論文を提出した者について行う。
- 6 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連のある授業科目について、筆記試験又は口頭試験により行う。
- 7 学位論文及び最終試験の可否は、審査委員会の議を経て、教授会が審議のうえ議決する。

(特別研究学生)

第20条 他の大学院又は外国の大学院に在学する学生で本研究科において研究指導を受けようとする者は、所定の手続により研究科長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定による出願者については、選考の上、特別研究学生として入学を許可する。
- 3 特別研究学生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があり引き続き在学を希望する者は、1年を超えない範囲で研究科長に期間の延長を願い出て、許可を得なければならない。

(特別聴講学生)

第21条 他の大学院等又は外国の大学院等に在学する学生で、本研究科の授業科目を履修しようとする者は、所定の手続により研究科長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定による出願者については、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。
- 3 特別聴講学生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。
- 4 特別聴講学生が履修する授業科目の試験及び単位の授与については、第12条及び第13条の規定を準用する。

(科目等履修生)

第22条 本研究科の授業科目中1又は複数の授業科目を履修しようとする者は、所定の手続により研究科長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定による出願者については、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

- 3 科目等履修生として入学することができる者は、別に定める。
- 4 科目等履修生の入学時期は、春学期又は秋学期の始めとする。
- 5 科目等履修生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。ただし、引き続き在学し、授業科目の履修を希望する者は、研究科長に願い出て許可を受けた場合に限り、期間を延長することができる。
- 6 科目等履修生が履修する授業科目の試験及び単位の授与については、第12条及び第13条の規定を準用する。

(研究生)

第23条 本研究科において特定事項について攻究しようとする者は、所定の手続により研究科長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定による出願者については、選考の上、研究生として入学を許可する。
- 3 研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 教授会の議を経て、研究科長が前号と同等以上の学力があると認めた者
- 4 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、研究科長が認めたときは、大学又は専門職大学を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力がある者を研究生として入学させることができる。
- 5 研究生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
- 6 研究生の在学期間は1年以内とする。ただし、研究上必要があり引き続き在学を希望する者は、1年を超えない範囲で研究科長に期間の延長を願い出て、許可を得なければならない。

(規格外事項の処理)

第24条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

前期課程授業科目表

研究科共通

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
人文学基礎科目	人文学基礎（人文学と対話）	1			○			
	人文学基礎（現代の教養）	1					○	
実務研究科目	人文学実務研究			1	○			
	人文学インターンシップ			1	○			
デジタルヒューマニティーズ科目	デジタルヒューマニティーズ基礎			2	○			
	デジタルヒューマニティーズ特殊講義			1	○			
Euroculture科目	European Philosophy from the Japanese Perspective			2	○			
	European History from the Japanese Perspective			2	○			
	European Literature from the Japanese Perspective			2	○			
	Japanese History in the World			2	○			
	Japanese Literature in the World			2	○			
	Japanese Art in the World			2	○			
	Language, Society and Culture in Contemporary Japan			2	○			
基盤科目	ジェンダー・セクシュアリティ研究基礎講義			2	○			
	歴史学方法論講義（各論1）			2	○	○		
	歴史学方法論講義（各論2）			2	○	○		
言語特別演習	言語特別演習A			2		○		
	言語特別演習B			2		○		
外国語科目1	アジア・アフリカ諸語Ⅰ－1			1	○			
	アジア・アフリカ諸語Ⅰ－2			1	○			
	ヨーロッパ諸語1			1	○			
	ヨーロッパ諸語2			1	○			
	古典語Ⅰ			2	○			
	古典語Ⅱ			2	○			
	イタリア語			2	○			
	ロシア語			2	○			
	英語			1	○			
	アドバンスト・アカデミック・ライティング			2	○			
外国語科目2	アイヌ語			2		○		
	現代チベット語A			2		○		
	現代チベット語B			2		○		
	古典チベット語A			2		○		
	古典チベット語B			2		○		
	カレン語			2		○		
	シャン語			2		○		
	オセアニア諸語A			2		○		
	オセアニア諸語B			2		○		
	サンスクリット語A			2		○		
	サンスクリット語B			2		○		
	バレー語A			2		○		
	バレー語B			2		○		
	ベンガル語			2		○		
	ウイグル語			2		○		
	カザフ語A			2		○		
	カザフ語B			2		○		
	ヘブライ語A			2		○		
	ヘブライ語B			2		○		
	アラム語			2		○		
	アフロアジア諸語			2		○		
	西アフリカ諸語A			2		○		
	西アフリカ諸語B			2		○		
	東・南アフリカ諸語A			2		○		
	東・南アフリカ諸語B			2		○		
	古代教会スラブ語A			2		○		
	古代教会スラブ語B			2		○		
	ウクライナ語A			2		○		
	ウクライナ語B			2		○		
	ポーランド語A			2		○		
	ポーランド語B			2		○		
	リトアニア語A			2		○		
	リトアニア語B			2		○		
	エスペラント語			2		○		
	ラテン語A			2		○		
	ラテン語B			2		○		
	セルビア語A			2		○		
	セルビア語B			2		○		
	チェコ語A			2		○		
	チェコ語B			2		○		
	マルタ語A			2		○		
	マルタ語B			2		○		
	ブルガリア語A			2		○		
	ブルガリア語B			2		○		

人文学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
哲学コース	哲学哲学史講義Ⅰ		2		○	○		哲学哲学史分野
	哲学哲学史講義Ⅱ		2		○	○		
	哲学哲学史演習Ⅰ		2		○			
	哲学哲学史演習Ⅱ		2		○			
	現代哲学講義Ⅰ		2		○	○		
	現代哲学講義Ⅱ		2		○	○		
	現代哲学演習Ⅰ		2		○			
	現代哲学演習Ⅱ		2		○			
	言語哲学講義Ⅰ		2		○	○		
	言語哲学講義Ⅱ		2		○	○		
	言語哲学演習Ⅰ		2		○			
	言語哲学演習Ⅱ		2		○			
	認識論講義		2		○	○		
	認識論演習		2		○			
	存在論講義Ⅰ		2		○	○		
	存在論講義Ⅱ		2		○	○		
	存在論演習		2		○			
	哲学哲学史修士論文作成演習		2		○			
	科学技術社会論講義Ⅰ		2		○	○		科学技術社会論分野
	科学技術社会論講義Ⅱ		2		○	○		
	科学技術思想史講義Ⅰ		2		○	○		
	科学技術思想史講義Ⅱ		2		○	○		
	科学技術社会論演習Ⅰ		2		○			
	科学技術社会論演習Ⅱ		2		○			
	科学技術思想史演習Ⅰ		2		○			
	科学技術思想史演習Ⅱ		2		○			
	科学技術社会論修士論文作成演習Ⅰ		2		○			
	科学技術社会論修士論文作成演習Ⅱ		2		○			
	倫理学講義		2		○	○		臨床哲学分野
	倫理学演習Ⅰ		2		○			
	倫理学演習Ⅱ		2		○			
	倫理学演習Ⅲ		2		○			
	臨床哲学講義		2		○	○		
	臨床哲学演習		2		○			
	ジェンダー・セクシュアリティ研究基礎演習		2		○			
	社会哲学講義		2		○	○		
	社会哲学演習		2		○			
	臨床哲学修士論文作成演習		2		○			
	哲学対話Ⅰ		2		○			中国哲学分野
	哲学対話Ⅱ		2		○			
	漢籍資料学演習		2		○			
	中国哲学演習Ⅰ		2		○			
	中国哲学演習Ⅱ		2		○			
	中国哲学講義Ⅰ		2		○	○		
	中国哲学講義Ⅱ		2		○	○		
	中国哲学修士論文作成演習		4		○			
	インド学・仏教学講義		2		○	○		インド学・仏教学分野
	インド学・仏教学演習Ⅰ		2		○			
	インド学・仏教学演習Ⅱ		2		○			
	インド学修士論文作成演習		2		○			
	仏教学修士論文作成演習		2		○			
	インド学講義		2		○	○		
	インド学演習		2		○			
	仏教学講義		2		○	○		
	仏教学演習		2		○			
グローバルヒストリー・地理学コース	人文地理学講義Ⅰ		2		○	○		人文地理学分野
	人文地理学講義Ⅱ		2		○	○		
	人文地理学講義Ⅲ - 1		2		○	○		
	人文地理学講義Ⅲ - 2		2		○	○		
	人文地理学講義Ⅲ - 3		2		○	○		
	人文地理学演習		2		○			
	自然地理学講義		2		○	○		
	地誌学講義		2		○	○		
	人文地理学修士論文作成演習		4		○			
	地域文化空間論講義		2		○	○		
	人間・環境関係論講義		2		○	○		東洋史学分野
	東洋史講義		2		○	○		
	東洋史総合演習		2		○			
	東アジア史講義Ⅰ - 1		2		○	○		
	東アジア史演習Ⅰ - 1		2		○			
	東アジア史演習Ⅰ - 2		2		○			
	東アジア史演習Ⅰ - 3		2		○			
	東アジア史演習Ⅰ - 4		2		○			
	東アジア史リサーチ演習Ⅰ - 1		2		○			
	東アジア史リサーチ演習Ⅰ - 2		2		○			
	東アジア史リサーチ演習Ⅰ - 3		2		○			
	東アジア史リサーチ演習Ⅰ - 4		2		○			
	東アジア史講義Ⅱ - 1		2		○	○		
	東アジア史演習Ⅱ - 1		2		○			
	東アジア史演習Ⅱ - 2		2		○			
	東アジア史演習Ⅱ - 3		2		○			

	東アジア史演習Ⅱ - 4	2		○		
	東アジア文献学演習Ⅱ - 1	2		○		
	東アジア文献学演習Ⅱ - 2	2		○		
	東アジア文献学演習Ⅱ - 3	2		○		
	東アジア文献学演習Ⅱ - 4	2		○		
	中央ユーラシア史講義Ⅰ - 1	2		○	○	
	中央ユーラシア史演習Ⅰ - 1	2		○		
	中央ユーラシア史演習Ⅰ - 2	2		○		
	中央ユーラシア史演習Ⅰ - 3	2		○		
	中央ユーラシア史演習Ⅰ - 4	2		○		
	中央ユーラシア文献学演習Ⅰ - 1	2		○		
	中央ユーラシア文献学演習Ⅰ - 2	2		○		
	中央ユーラシア文献学演習Ⅰ - 3	2		○		
	中央ユーラシア文献学演習Ⅰ - 4	2		○		
	東洋史修士論文作成演習Ⅰ	2		○		
	東洋史修士論文作成演習Ⅱ	2		○		
	中央ユーラシア史修士論文作成演習Ⅰ	2		○		
	世界史演習Ⅲ	2		○		
	歴史学方法論講義（概論）	2		○	○	
	西洋古代史講義	2		○	○	西洋史学分野
	西洋古代史リサーチ演習1	2		○		
	西洋古代史リサーチ演習2	2		○		
	西洋古代史リサーチ演習3	2		○		
	西洋古代史リサーチ演習4	2		○		
	西洋古代史資料講読演習1	2		○		
	西洋古代史資料講読演習2	2		○		
	西洋古代史資料講読演習3	2		○		
	西洋古代史資料講読演習4	2		○		
	西洋中世史講義	2		○	○	
	西洋中世史リサーチ演習1	2		○		
	西洋中世史リサーチ演習2	2		○		
	西洋中世史リサーチ演習3	2		○		
	西洋中世史リサーチ演習4	2		○		
	西洋中世史資料講読演習1	2		○		
	西洋中世史資料講読演習2	2		○		
	西洋中世史資料講読演習3	2		○		
	西洋中世史資料講読演習4	2		○		
	西洋近世史講義	2		○	○	
	西洋近世史リサーチ演習1	2		○		
	西洋近世史リサーチ演習2	2		○		
	西洋近世史リサーチ演習3	2		○		
	西洋近世史リサーチ演習4	2		○		
	西洋近世史資料講読演習1	2		○		
	西洋近世史資料講読演習2	2		○		
	西洋近世史資料講読演習3	2		○		
	西洋近世史資料講読演習4	2		○		
	西洋近現代史講義Ⅰ	2		○	○	
	西洋近現代史講義Ⅱ - 1	2		○	○	
	西洋近現代史講義Ⅱ - 2	2		○	○	
	西洋近現代史リサーチ演習Ⅰ - 1	2		○		
	西洋近現代史リサーチ演習Ⅰ - 2	2		○		
	西洋近現代史リサーチ演習Ⅱ - 1	2		○		
	西洋近現代史リサーチ演習Ⅱ - 2	2		○		
	西洋近現代史演習1	2		○		
	西洋近現代史演習2	2		○		
	世界史講義Ⅰ	2		○	○	
	世界史講義Ⅱ	2		○	○	
	世界史リサーチ演習1	2		○		
	世界史リサーチ演習2	2		○		
	世界史演習Ⅱ - 1	2		○		
	世界史演習Ⅱ - 2	2		○		
	西洋史演習	1		○		
	西洋史修士論文作成演習	2		○		
	歴史学方法論講義（概論）	2		○	○	
	世界史演習Ⅰ	4		○		
	グローバルヒストリー・地理学入門	2		○		
	グローバルセミナー演習1	2		○		
	グローバルセミナー演習2	2		○		
	歴史・地理教育インターンシップ	1		○		
文学コース	中国文学講義Ⅰ	2		○	○	テキスト表現論中国文学分野
	中国文学講義Ⅱ	2		○	○	
	中国文学演習Ⅰ	2		○		
	中国文学演習Ⅱ	2		○		
	中国文学修士論文作成演習Ⅰ	2		○		
	中国文学修士論文作成演習Ⅱ	2		○		
	英文学作品研究演習	4		○		テキスト表現論英米文学分野
	英文学史講義Ⅰ	2		○	○	
	英文学史講義Ⅱ - 1	2		○	○	
	英文学史講義Ⅱ - 2	2		○	○	
	英文学史講義Ⅲ	2		○	○	
	英文学作品研究演習Ⅰ - 1	2		○		
	英文学作品研究演習Ⅰ - 2	2		○		
	アメリカ文学史講義Ⅰ	2		○	○	
	アメリカ文学史講義Ⅱ - 1	2		○	○	
	アメリカ文学史講義Ⅱ - 2	2		○	○	

	アメリカ文学作品研究演習Ⅰ - 1	2	○			
	アメリカ文学作品研究演習Ⅰ - 2	2	○			
	アメリカ文学作品研究演習Ⅱ - 1	2	○			
	アメリカ文学作品研究演習Ⅱ - 2	2	○			
	イギリス文化史講義	2	○	○		
	アメリカ文化史講義	2	○	○		
	英文学作品研究修士論文作成演習	2	○			
	アメリカ文学作品研究修士論文作成演習	2	○			
	ドイツ語学演習	2	○			テキスト表現論ドイツ文学分野
	ドイツ語文学講義	2	○	○		
	ドイツ語文学演習	2	○			
	ドイツ語文学テキスト論講義	2	○	○		
	ドイツ語文学テキスト論演習	2	○			
	ドイツ文化・芸術論講義	2	○	○		
	ドイツ文化・芸術論演習	2	○			
	中欧文化論講義	2	○	○		
	中欧文化論演習	2	○			
	ドイツ文学・思想論講義	2	○	○		
	ドイツ文学・思想論演習	2	○			
	ドイツ語文学修士論文作成演習	2	○			
	フランス文学講義1	2	○	○		テキスト表現論フランス文学分野
	フランス文学講義2	2	○	○		
	フランス文学演習Ⅰ - 1	2	○			
	フランス文学演習Ⅰ - 2	2	○			
	フランス文学演習Ⅱ - 1	2	○			
	フランス文学演習Ⅱ - 2	2	○			
	フランス文学演習	4	○			
	フランス語学講義1	2	○	○		
	フランス語学講義2	2	○	○		
	フランス語学演習1	2	○			
	フランス語学演習2	2	○			
	フランス文学史講義1	2	○	○		
	フランス文学史講義2	2	○	○		
	フランス文学史演習1	2	○			
	フランス文学史演習2	2	○			
	フランス文学作品研究講義1	2	○	○		
	フランス文学作品研究講義2	2	○	○		
	フランス文学作品研究演習1	2	○			
	フランス文学作品研究演習2	2	○			
	フランス文学作品研究演習	4	○			
	フランス文学作品研究修士論文作成演習	2	○			
	テキスト環境論講義	2	○	○		テキスト環境論分野
	テキスト環境論演習	2	○			
	文化翻訳論演習	2	○			
	文学テキスト論講義	2	○	○		
	文学テキスト論演習	2	○			
	理論文学研究演習	2	○			
	テキスト実践論演習	2	○			
	物語越境論講義	2	○	○		
	物語越境論演習	2	○			
	比較文学比較文化論講義	2	○	○		
	比較文学比較文化論演習	2	○			
	比較文学研究講義	2	○	○		
	比較文学研究演習	2	○			
	テキスト分析講義	2	○	○		
	テキスト分析演習	2	○			
	テキスト環境論修士論文作成演習	2	○			
比較・対照言語学コース	英語学講義Ⅰ	2	○	○		比較・対照言語学分野
	英語学講義Ⅱ	2	○	○		
	英語学演習Ⅰ	2	○			
	英語学演習Ⅱ	2	○			
	比較・対照言語学修士論文作成演習	2	○			
	比較言語学講義	2	○	○		
	英語史講義	2	○	○		
	理論言語学講義	2	○	○		
	機能言語学演習	2	○			
	対照言語学講義	2	○	○		
	英語史演習	2	○			
	英語音声学講義	2	○	○		
	対照言語学演習	2	○			
		2	○			

言語文化学専攻

授業科目	単位数			科目区分			備考
	必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
研究実践基礎	1			○			
研究発表演習	1			○			
超領域文化論A		2		○			
超領域文化論B		2		○			
ジェンダー論A		2		○			
ジェンダー論B		2		○			
グローバリゼーション論A		2		○			
グローバリゼーション論B		2		○			
言語文化共生論A		2		○			
言語文化共生論B		2		○			

言語文化形成論 A	2	○			
言語文化形成論 B	2	○			
表象文化論 A	2	○			
表象文化論 B	2	○			
言語文化比較交流論 A	2	○			
言語文化比較交流論 B	2	○			
翻訳研究 A	2	○			
翻訳研究 B	2	○			
コミュニケーション論 A	2	○			
コミュニケーション論 B	2	○			
語用論研究 A	2	○			
語用論研究 B	2	○			
言語技術研究 A	2	○			
言語技術研究 B	2	○			
社会言語学研究 A	2	○			
社会言語学研究 B	2	○			
応用言語学研究 A	2	○			
応用言語学研究 B	2	○			
第二言語研究法 A	2	○			
第二言語研究法 B	2	○			
第二言語教育方法論 A	2	○			
第二言語教育方法論 B	2	○			
第二言語教育実践研究 A	2	○			
第二言語教育実践研究 B	2	○			
第二言語社会・文化研究 A	2	○			
第二言語社会・文化研究 B	2	○			
理論言語学 A	2	○			
理論言語学 B	2	○			
心理言語学 A	2	○			
心理言語学 B	2	○			
史的言語研究 A	2	○			
史的言語研究 B	2	○			
言語統計学 A	2	○			
言語統計学 B	2	○			
デジタルヒューマニティーズ A	2	○			
デジタルヒューマニティーズ B	2	○			
言語認知科学論 A	2	○			
言語認知科学論 B	2	○			
認知言語学研究 A	2	○			
認知言語学研究 B	2	○			
認知意味理論研究 A	2	○			
認知意味理論研究 B	2	○			
認知レトリック論研究 A	2	○			
認知レトリック論研究 B	2	○			

外国学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
研究基礎	研究基礎		2		○		★	
広域言語論	広域言語実践論Ⅰ A		2		○			
	広域言語実践論Ⅰ B		2		○			
	広域言語実践論Ⅱ A		2		○			
	広域言語実践論Ⅱ B		2		○			
	広域言語実践論Ⅲ A		2		○			
	広域言語実践論Ⅲ B		2		○			
	広域言語実践論Ⅳ A		2		○			
	広域言語実践論Ⅴ A		2		○			
	広域言語実践論Ⅴ B		2		○			
	広域言語実践論Ⅵ A		2		○			
	広域言語文化論Ⅰ A		2		○			
	広域言語文化論Ⅰ B		2		○			
	広域言語文化論Ⅱ A		2		○			
	広域言語文化論Ⅱ B		2		○			
	広域言語文化論Ⅲ A		2		○			
	広域言語文化論Ⅲ B		2		○			
	広域言語文化論Ⅳ A		2		○			
	広域言語文化論Ⅳ B		2		○			
	広域言語文化論Ⅴ A		2		○			
	広域言語文化論Ⅴ B		2		○			
	広域対照言語論Ⅰ A		2		○			
	広域対照言語論Ⅰ B		2		○			
	広域対照言語論Ⅱ A		2		○			
	広域対照言語論Ⅱ B		2		○			
	広域対照言語論Ⅲ A		2		○			
	広域対照言語論Ⅲ B		2		○			
	広域対照言語論Ⅳ A		2		○			
	広域対照言語論Ⅳ B		2		○			
	広域対照言語論Ⅴ A		2		○			
	広域対照言語論Ⅴ B		2		○			
地域言語論	アジア言語構造論Ⅰ A		2		○			
	アジア言語構造論Ⅰ B		2		○			
	アジア言語構造論Ⅱ A		2		○			
	アジア言語構造論Ⅱ B		2		○			
	アジア言語構造論Ⅲ A		2		○			

アジア言語文化表象論XVII A	2	○		
アジア言語文化表象論XVII B	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 I A	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 I B	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 II A	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 II B	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 III A	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 III B	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 IV A	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 IV B	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 V A	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 V B	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 VI A	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 VI B	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 VII A	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 VII B	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 VIII A	2	○		
ヨーロッパ言語文化表象論 VIII B	2	○		
イギリス言語文化表象論 I A	2	○		
イギリス言語文化表象論 I B	2	○		
アメリカ言語文化表象論 I A	2	○		
アメリカ言語文化表象論 I B	2	○		
アメリカ言語文化表象論 II A	2	○		
アメリカ言語文化表象論 II B	2	○		
アメリカ言語文化表象論 III A	2	○		
アメリカ言語文化表象論 III B	2	○		
アメリカ言語文化表象論 IV A	2	○		
アメリカ言語文化表象論 IV B	2	○		
アジア言語文化資源論 I A	2	○		
アジア言語文化資源論 I B	2	○		
アジア言語文化資源論 II A	2	○		
アジア言語文化資源論 II B	2	○		
アジア言語文化資源論 III A	2	○		
アジア言語文化資源論 III B	2	○		
アジア言語文化資源論 IV A	2	○		
アジア言語文化資源論 IV B	2	○		
アジア言語文化資源論 V A	2	○		
アジア言語文化資源論 V B	2	○		
アジア言語文化資源論 VI A	2	○		
アジア言語文化資源論 VI B	2	○		
アジア言語文化資源論 VII A	2	○		
アジア言語文化資源論 VII B	2	○		
アジア言語文化資源論 VIII A	2	○		
アジア言語文化資源論 VIII B	2	○		
アジア言語文化資源論 IX A	2	○		
アジア言語文化資源論 IX B	2	○		
イギリス言語文化資源論 I A	2	○		
イギリス言語文化資源論 I B	2	○		
アジア言語社会構造論 I A	2	○		
アジア言語社会構造論 I B	2	○		
アジア言語社会構造論 II A	2	○		
アジア言語社会構造論 II B	2	○		
アジア言語社会構造論 III A	2	○		
アジア言語社会構造論 III B	2	○		
アジア言語社会構造論 IV A	2	○		
アジア言語社会構造論 IV B	2	○		
アジア言語社会構造論 V A	2	○		
アジア言語社会構造論 V B	2	○		
アフリカ言語社会構造論 I A	2	○		
アフリカ言語社会構造論 I B	2	○		
アフリカ言語社会構造論 II A	2	○		
アフリカ言語社会構造論 II B	2	○		
ヨーロッパ言語社会構造論 I A	2	○		
ヨーロッパ言語社会構造論 I B	2	○		
ヨーロッパ言語社会構造論 II A	2	○		
ヨーロッパ言語社会構造論 II B	2	○		
ヨーロッパ言語社会構造論 III A	2	○		
ヨーロッパ言語社会構造論 III B	2	○		
ヨーロッパ言語社会構造論 IV A	2	○		
ヨーロッパ言語社会構造論 IV B	2	○		
ヨーロッパ言語社会構造論 V A	2	○		
ヨーロッパ言語社会構造論 V B	2	○		
アメリカ言語社会構造論 I A	2	○		
アメリカ言語社会構造論 I B	2	○		
アジア言語社会動態論 I A	2	○		
アジア言語社会動態論 I B	2	○		
アジア言語社会動態論 II A	2	○		
アジア言語社会動態論 II B	2	○		
アジア言語社会動態論 III A	2	○		
アジア言語社会動態論 III B	2	○		
アジア言語社会動態論 IV A	2	○		
アジア言語社会動態論 IV B	2	○		
アジア言語社会動態論 V A	2	○		
アジア言語社会動態論 V B	2	○		
アジア言語社会動態論 VI A	2	○		

	アジア言語社会動態論ⅥB	2	○			
	アジア言語社会動態論ⅦA	2	○			
	アジア言語社会動態論ⅦB	2	○			
	アジア言語社会動態論ⅧA	2	○			
	アジア言語社会動態論ⅧB	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅠA	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅠB	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅡA	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅡB	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅢA	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅢB	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅣA	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅣB	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅤA	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅤB	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅥA	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅥB	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅦA	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅦB	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅧA	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅧB	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅨA	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅨB	2	○			
	ヨーロッパ言語社会動態論ⅩA	2	○			
	イギリス言語社会動態論ⅠA	2	○			
	イギリス言語社会動態論ⅠB	2	○			
	アメリカ言語社会動態論ⅠA	2	○			
	アメリカ言語社会動態論ⅠB	2	○			
地域言語社会特論	世界文学・文化論	2	○		★	
	現代英米政治外交史特殊研究	2	○			
	英米言語社会論	2	○			
	Global Area Studies A	2	○			
	Global Area Studies B	2	○			
	グローバル地域社会論A	2	○		★	
	グローバル地域社会論B	2	○		★	
	グローバル地域研究演習A	2	○			
	グローバル地域研究演習B	2	○			
	グローバル地域研究方法論	2	○			
	世界の言語	2	○		★	
	世界の言語事情	2	○		★	
複合領域特論	言語文化資源の活用と情報処理研究	2	○			
	通訳翻訳学特講A	2	○			
	通訳翻訳学特講B	2	○			
	多言語共生社会演習	2	○			
	グローバル共生実践演習	2	○			
専攻言語	中国語特別演習A	2			○	
	中国語特別演習B	2			○	
	朝鮮語特別演習A	2			○	
	朝鮮語特別演習B	2			○	
	モンゴル語特別演習A	2			○	
	モンゴル語特別演習B	2			○	
	インドネシア語特別演習A	2			○	
	インドネシア語特別演習B	2			○	
	フィリピン語特別演習A	2			○	
	フィリピン語特別演習B	2			○	
	タイ語特別演習A	2			○	
	タイ語特別演習B	2			○	
	ベトナム語特別演習A	2			○	
	ベトナム語特別演習B	2			○	
	ビルマ語特別演習A	2			○	
	ビルマ語特別演習B	2			○	
	ヒンディー語特別演習A	2			○	
	ヒンディー語特別演習B	2			○	
	ウルドゥー語特別演習A	2			○	
	ウルドゥー語特別演習B	2			○	
	アラビア語特別演習A	2			○	
	アラビア語特別演習B	2			○	
	ペルシア語特別演習A	2			○	
	ペルシア語特別演習B	2			○	
	トルコ語特別演習A	2			○	
	トルコ語特別演習B	2			○	
	スワヒリ語特別演習A	2			○	
	スワヒリ語特別演習B	2			○	
	ロシア語特別演習A	2			○	
	ロシア語特別演習B	2			○	
	ハンガリー語特別演習A	2			○	
	ハンガリー語特別演習B	2			○	
	デンマーク語特別演習A	2			○	
	デンマーク語特別演習B	2			○	
	スウェーデン語特別演習A	2			○	
	スウェーデン語特別演習B	2			○	
	ドイツ語特別演習A	2			○	
	ドイツ語特別演習B	2			○	
	英語特別演習A	2			○	
	英語特別演習B	2			○	

	英語特別演習 C	2			○	
	英語特別演習 D	2			○	
	フランス語特別演習 A	2			○	
	フランス語特別演習 B	2			○	
	イタリア語特別演習 A	2			○	
	イタリア語特別演習 B	2			○	
	スペイン語特別演習 A	2			○	
	スペイン語特別演習 B	2			○	
	ポルトガル語特別演習 A	2			○	
	ポルトガル語特別演習 B	2			○	

★印の授業科目は、他の専攻の学生が履修した場合は高度国際性涵養教養教育科目の単位として認定する

日本学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
専攻共通	Basic Academic Skills for Humanities 1		2		○	○		
	Basic Academic Skills for Humanities 2		2		○	○		
	Advanced Academic Skills for Humanities 1		2		○	○		
	Advanced Academic Skills for Humanities 2		2		○	○		
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 1		2		○	○		
	Introduction to Contemporary Japanese Studies 2		2		○	○		
	Issues in Contemporary Japanese Studies 1		2		○	○		
	Issues in Contemporary Japanese Studies 2		2		○	○		
基盤日本学コース	現代日本学講義		2		○	○		現代日本学分野
	日本の文化と思想講義		2		○	○		
	日本の社会と歴史講義		2		○	○		
	日本の地域と民俗講義		2		○	○		
	日本のジェンダーと表象講義		2		○	○		
	現代日本学演習		2		○			
	フィールドワーク演習		2		○			
	オーラルヒストリー演習		2		○			
	思想史文献講読演習		2		○			
	表象資料分析演習		2		○			
	現代日本学修士論文作成演習		2		○			
	歴史学方法論講義（概論）		2		○	○		日本史学分野
	世界史演習 I		4		○			
	歴史資料論演習		2		○			
	日本古代史講義		2		○	○		
	日本古代史演習		4		○			
	日本古代史演習		2		○			
	日本中世史講義 I		2		○	○		
	日本中世史講義 II		2		○	○		
	日本中世史演習 I		4		○			
	日本中世史演習 II		4		○			
	日本中世史演習 I - 1		2		○			
	日本中世史演習 I - 2		2		○			
	日本中世史演習 II		2		○			
	日本近世史講義		2		○	○		
	日本近世史演習		4		○			
	日本近世史演習 1		2		○			
	日本近世史演習 2		2		○			
	日本近世史演習 3		2		○			
	日本近代史講義		2		○	○		
	日本近代史演習		4		○			
	日本文化史講義 I		2		○	○		
	日本文化史講義 II		2		○	○		
	アーカイブズ学講義		2		○	○		
	アーカイブズ学演習		2		○			
	アーカイブズ・マネジメント論講義		2		○	○		
	日本史修士論文作成演習 I		4		○			
	日本史修士論文作成演習 II		4		○			
	日本史修士論文作成演習 III		4		○			
	日本史修士論文作成演習 IV		4		○			
	日本史修士論文作成演習 V		4		○			
	考古学講義		2		○	○		考古学分野
	考古学演習 1		2		○			
	考古学演習 2		2		○			
	日本考古学講義 1		2		○	○		
	日本考古学講義 2		2		○	○		
	日本考古学演習		2		○			
	比較考古学講義		2		○	○		
	比較考古学演習		2		○			
	考古資料論講義 1		2		○	○		
	考古資料論講義 2		2		○	○		
	考古資料論演習 1		2		○			
	考古資料論演習 2		2		○			
	文化財学演習		2		○			
	考古学修士論文作成演習		2		○			
	中古文学論講義		2		○	○		日本文学・日本語史学分野
	中古文学論演習		4		○			
	中世文学論講義		2		○	○		
	中世文学論演習		4		○			
	近現代文学論講義 I		2		○	○		
	近現代文学論演習 I		4		○			

	近現代文学論講義Ⅱ	2	○	○		
	近現代文学論演習Ⅱ	4	○			
	日本文学修士論文作成演習	2	○			
	国語史講義	2	○	○		
	国語史演習	4	○			
	国語学講義	2	○	○		
	国語学演習	4	○			
	国語学修士論文作成演習	2	○			
	中国文学講義Ⅰ	2	○	○		
	中国文学演習Ⅰ	2	○			
	中国文学講義Ⅱ	2	○	○		
	中国文学演習Ⅱ	2	○			
	比較文学比較文化論講義	2	○	○		
	比較文学比較文化論演習	2	○			
	テキスト分析講義	2	○	○		
	テキスト分析演習	2	○			
	現代日本語学講義Ⅰ - 1	2	○	○		基盤日本語学分野
	現代日本語学講義Ⅰ - 2	2	○	○		
	現代日本語学演習Ⅰ - 1	2	○			
	現代日本語学演習Ⅰ - 2	2	○			
	現代日本語学講義Ⅱ - 1	2	○	○		
	現代日本語学講義Ⅱ - 2	2	○	○		
	現代日本語学講義Ⅱ - 3	2	○	○		
	現代日本語学講義Ⅱ - 4	2	○	○		
	現代日本語学演習Ⅱ	2	○			
	現代日本語学講義Ⅲ - 1	2	○	○		
	現代日本語学講義Ⅲ - 2	2	○	○		
	現代日本語学演習Ⅲ - 1	2	○			
	現代日本語学演習Ⅲ - 2	2	○			
	社会言語学講義Ⅰ - 1	2	○	○		
	社会言語学講義Ⅰ - 2	2	○	○		
	社会言語学演習Ⅰ	4	○			
	社会言語学講義Ⅱ - 1	2	○	○		
	社会言語学講義Ⅱ - 2	2	○	○		
	社会言語学演習Ⅱ	4	○	○		
	語用論講義	2	○	○		
	語用論演習1	2	○			
	語用論演習2	2	○			
	語用論演習3	2	○			
	現代日本語学修士論文作成演習Ⅰ	4	○			
	現代日本語学修士論文作成演習Ⅱ	4	○			
	現代日本語学修士論文作成演習Ⅲ	4	○			
	社会言語学修士論文作成演習Ⅰ	4	○			
	社会言語学修士論文作成演習Ⅱ	4	○			
	語用論修士論文作成演習	4	○			
応用日本学コース	比較日本学研究総論	2	○			比較日本学分野
	比較日本文化研究Ⅰ	2	○			
	比較日本文化研究Ⅱ	2	○			
	比較日本文化研究Ⅲ	2	○			
	比較日本文化研究Ⅳ	2	○			
	比較日本文化研究Ⅴ	2	○			
	比較日本文化研究Ⅵ	2	○			
	比較日本文化研究Ⅶ	2	○			
	比較日本文化研究Ⅷ	2	○			
	比較日本学研究指導A	2	○			
	比較日本学研究指導B	2	○			
	応用日本語学研究総論	2	○			応用日本語学分野
	日本語学研究Ⅰ	2	○			
	日本語学研究Ⅱ	2	○			
	日本語学研究Ⅲ	2	○			
	日本語学研究Ⅳ	2	○			
	日本語学研究Ⅴ	2	○			
	日本語学研究Ⅵ	2	○			
	日本語学研究Ⅶ	2	○			
	日本語学研究Ⅷ	2	○			
	日本語学研究Ⅸ	2	○			
	言語学研究Ⅰ	2	○			
	言語学研究Ⅱ	2	○			
	応用日本語学研究指導A	2	○			
	応用日本語学研究指導B	2	○			
	日本語教育学研究総論	2	○			日本語教育学分野
	日本語教育学研究Ⅰ	2	○			
	日本語教育学研究Ⅱ	2	○			
	日本語教育学研究Ⅲ	2	○			
	日本語教育学研究Ⅳ	2	○			
	日本語教育学研究Ⅴ	2	○			
	日本語教育学研究Ⅵ	2	○			
	日本語教育学研究Ⅶ	2	○			
	日本語教育学研究指導A	2	○			
	日本語教育学研究指導B	2	○			

芸術学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
アート・メディア論コース	映像メディア論講義Ⅴ		2		○	○		アート・メディア論分野
	映像メディア論演習Ⅴ		2		○			
	メディア文化論講義Ⅲ		2		○	○		
	メディア文化論演習Ⅲ		2		○			
	メディア文化論演習Ⅵ-1		2		○			
	メディア文化論演習Ⅵ-2		2		○			
	メディア文化論講義Ⅶ		2		○	○		
	メディア文化論演習Ⅶ		2		○			
	メディア論演習		2		○			
	芸術環境論講義Ⅱ-1		2		○	○		
	芸術環境論講義Ⅱ-2		2		○	○		
	芸術環境論講義Ⅶ		2		○	○		
	芸術環境論演習Ⅱ-1		2		○			
	芸術環境論演習Ⅱ-2		2		○			
	身体メディア論講義Ⅳ		2		○	○		
	身体メディア論演習Ⅳ		2		○			
	アート・メディア論修了研究演習1		2		○			
	アート・メディア論修了研究演習2		2		○			
	アート・メディア史講義		2		○	○		
	空間メディア論講義Ⅰ		2			○		
美学・文芸学コース	空間メディア論演習Ⅰ		2		○			美学・文芸学分野
	空間メディア論演習Ⅵ		4		○			
	美学講義Ⅱ		2		○	○		
	美学講義Ⅲ		2		○	○		
	美学演習Ⅱ-1		2		○			
	美学演習Ⅱ-2		2		○			
	芸術学講義Ⅰ-1		2		○	○		
	芸術学講義Ⅰ-2		2		○	○		
	芸術学講義Ⅳ		2		○	○		
	芸術学演習Ⅰ-1		2		○			
	芸術学演習Ⅰ-2		2		○			
	芸術学演習Ⅱ		2		○			
	美学修士論文作成演習1		2		○			
	美学修士論文作成演習2		2		○			
	文芸学講義Ⅰ		2		○	○		
	文芸学講義Ⅱ		2		○	○		
	文芸学演習Ⅰ-1		2		○			
	文芸学演習Ⅰ-2		2		○			
	文芸学演習Ⅱ-1		2		○			
音楽学・演劇学コース	文芸学演習Ⅱ-2		2		○			音楽学・演劇学分野
	西洋古典学講義Ⅰ		2		○	○		
	西洋古典学講義Ⅱ		2		○	○		
	西洋古典学演習Ⅰ-1		2		○			
	西洋古典学演習Ⅰ-2		2		○			
	西洋古典学演習Ⅱ-1		2		○			
	西洋古典学演習Ⅱ-2		2		○			
	文芸学講義Ⅲ-1		2		○	○		
	文芸学講義Ⅲ-2		2		○	○		
	文芸学修士論文作成演習		4		○			
	音楽学講義Ⅰ		2		○	○		
	音楽学講義Ⅱ-1		2		○	○		
	音楽学講義Ⅱ-2		2		○	○		
	実践音楽学講義		2		○	○		
	実践音楽学演習		2		○			
	応用音楽学講義		2		○	○		
	応用音楽学演習		2		○			
	音楽学演習Ⅰ-1		2		○			
	音楽学演習Ⅰ-2		2		○			
	音楽学演習Ⅰ-3		2		○			
	音楽学演習Ⅱ-1		2		○			
	音楽学演習Ⅱ-2		2		○			
	音楽学演習Ⅱ-3		2		○			
	音楽学演習Ⅱ-4		2		○			
	音楽学演習Ⅱ-5		2		○			
	音楽学演習Ⅲ		2		○			
	音楽学修士論文作成演習1		2		○			
	音楽学修士論文作成演習2		2		○			
	演劇学講義Ⅰ-1		2		○	○		
	演劇学講義Ⅰ-2		2		○	○		
	演劇学講義Ⅱ-1		2		○	○		
	演劇学講義Ⅱ-2		2		○	○		
	演劇学講義Ⅲ-1		2		○	○		
	演劇学講義Ⅳ-1		2		○	○		
	演劇学演習Ⅰ-1		2		○			
	演劇学演習Ⅰ-2		2		○			
	演劇学演習Ⅱ-1		2		○			
	演劇学演習Ⅱ-2		2		○			
	演劇学演習Ⅴ-1		2		○			
	演劇学演習Ⅴ-2		2		○			
	演劇学演習Ⅲ-1		2		○			
	演劇学修士論文作成演習Ⅰ-1		2		○			

	演劇学修士論文作成演習Ⅰ - 2		2		○		
	演劇学修士論文作成演習Ⅱ - 1		2		○		
	演劇学修士論文作成演習Ⅱ - 2		2		○		
日本東洋美術史・西洋美術史コース	日本美術史見学演習1		4		○		日本東洋美術史・西洋美術史分野
	日本美術史見学演習2		4		○		
	日本美術史演習Ⅰ		2		○		
	日本美術史演習Ⅱ - 1		2		○		
	日本美術史演習Ⅱ - 2		2		○		
	日本美術史演習Ⅲ - 1		2		○		
	日本美術史演習Ⅲ - 2		2		○		
	東洋美術史演習Ⅰ - 1		2		○		
	東洋美術史演習Ⅰ - 2		2		○		
	日本美術史講義Ⅰ		4		○	○	
	日本美術史講義Ⅱ - 1		2		○	○	
	日本美術史講義Ⅱ - 2		2		○	○	
	日本美術史講義Ⅲ		2		○	○	
	東洋美術史講義Ⅰ - 1		2		○	○	
	東洋美術史講義Ⅰ - 2		2		○	○	
	日本東洋美術史修士論文作成演習1		2		○		
	日本東洋美術史修士論文作成演習2		2		○		
	西洋美術史講義Ⅰ		2		○	○	
	西洋美術史講義Ⅱ - 1		2		○	○	
	西洋美術史講義Ⅱ - 2		2		○	○	
	西洋美術史講義Ⅲ		2		○	○	
	西洋美術史演習Ⅰ		2		○		
	西洋美術史演習Ⅱ - 1		2		○		
	西洋美術史演習Ⅱ - 2		2		○		
	西洋美術史演習Ⅱ - 3		2		○		
	西洋美術史演習Ⅱ - 4		2		○		
	西洋美術史演習Ⅲ - 1		2		○		
	西洋美術史演習Ⅲ - 2		2		○		
	西洋美術史演習Ⅲ - 3		2		○		
	西洋美術史演習Ⅳ		2		○		
	西洋美術史講義Ⅴ		2		○	○	
	西洋美術史修士論文作成演習1		2		○		
	西洋美術史修士論文作成演習2		2		○		

知のジumnasティックス

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
グローバル・アジア・スタディーズ科目	世界の中のアジア史			2	○			大学院副専攻プログラム（マルチリンガル・エキスパート養成プログラム）
	グローバルフィロソフィー			2	○			
	グローバル・アジア研究Ⅰ			2	○			
	グローバル・アジア研究Ⅱ			2	○			
	グローバル・アジア研究Ⅲ			2	○			
	広域アジア史Ⅰ			2	○			
	広域アジア史Ⅱ			2	○			
	広域アジア史Ⅲ			2	○			
	広域アジア史Ⅳ			2	○			
	広域アジア史Ⅴ			2	○			
	アジアの思想史Ⅰ			2	○			
	アジアの思想史Ⅱ			2	○			
	アジアの思想史Ⅲ			2	○			
	アジアの思想史Ⅳ			2	○			
	アジアの芸術史			2	○			
	アジアの文化と社会Ⅰ			2	○			
	アジアの文化と社会Ⅱ			2	○			
	中国語圏文学Ⅰ			2	○			
	中国語圏文学Ⅱ			2	○			
	中国語圏文学Ⅲ			2	○			
	中国語圏文学Ⅳ			2	○			
	中国語圏文学Ⅴ			2	○			
	中国の文化と社会Ⅰ			2	○			
	中国の文化と社会Ⅱ			2	○			
	中国の文化と社会Ⅲ			2	○			
グローバル・ヨーロッパ・スタディーズ科目	ヨーロッパの哲学Ⅰ			2	○			大学院副専攻プログラム（マルチリンガル・エキスパート養成プログラム）
	ヨーロッパの哲学Ⅱ			2	○			
	ヨーロッパの哲学Ⅲ			2	○			
	ヨーロッパの哲学Ⅳ			2	○			
	ヨーロッパの哲学Ⅴ			2	○			
	ヨーロッパの哲学Ⅵ			2	○			
	ヨーロッパの歴史Ⅰ			2	○			
	ヨーロッパの歴史Ⅱ			2	○			
	ヨーロッパの歴史Ⅲ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅰ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅱ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅲ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅳ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅴ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅵ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅶ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅷ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅸ			2	○			
	ヨーロッパの文学Ⅹ			2	○			

ヨーロッパの文学XⅠ			2	○			
ヨーロッパの文学XⅡ			2	○			
ヨーロッパの文学XⅢ			2	○			
ヨーロッパの芸術Ⅰ			2	○			
ヨーロッパの芸術Ⅱ			2	○			
ヨーロッパの芸術Ⅲ			2	○			
ヨーロッパの芸術Ⅳ			2	○			
ヨーロッパの現代Ⅰ			2	○			
ヨーロッパの現代Ⅱ			2	○			
ヨーロッパの現代Ⅲ			2	○			
ヨーロッパの現代Ⅳ			2	○			

別表 2

後期課程授業科目表

研究科共通

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
実務研究科目	人文学実務研究			1	○			
	人文学インターンシップ			1	○			

人文学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
哲学コース	哲学哲学史特殊講義Ⅰ		2		○			哲学哲学史分野
	哲学哲学史特殊講義Ⅱ		2		○			
	哲学哲学史特殊演習Ⅰ		2		○			
	哲学哲学史特殊演習Ⅱ		2		○			
	現代哲学特殊講義Ⅰ		2		○			
	現代哲学特殊講義Ⅱ		2		○			
	現代哲学特殊演習Ⅰ		2		○			
	現代哲学特殊演習Ⅱ		2		○			
	言語哲学特殊講義Ⅰ		2		○			
	言語哲学特殊講義Ⅱ		2		○			
	言語哲学特殊演習Ⅰ		2		○			
	言語哲学特殊演習Ⅱ		2		○			
	認識論特殊講義		2		○			
	認識論特殊演習		2		○			
	存在論特殊講義Ⅰ		2		○			
	存在論特殊講義Ⅱ		2		○			
	存在論特殊演習		2		○			
	哲学哲学史博士論文作成演習		2		○			
	科学技術社会論特殊講義Ⅰ		2		○			科学技術社会論分野
	科学技術社会論特殊講義Ⅱ		2		○			
	科学技術思想史特殊講義Ⅰ		2		○			
	科学技術思想史特殊講義Ⅱ		2		○			
	科学技術社会論特殊演習Ⅰ		2		○			
	科学技術社会論特殊演習Ⅱ		2		○			
	科学技術思想史特殊演習Ⅰ		2		○			
	科学技術思想史特殊演習Ⅱ		2		○			
	科学技術社会論博士論文作成演習Ⅰ		2		○			
	科学技術社会論博士論文作成演習Ⅱ		2		○			
	倫理学特殊講義		2		○			臨床哲学分野
	倫理学特殊演習Ⅰ		2		○			
	倫理学特殊演習Ⅱ		2		○			
	倫理学特殊演習Ⅲ		2		○			
	臨床哲学特殊講義		2		○			
	臨床哲学特殊演習		2		○			
	ジェンダー・セクシュアリティ研究基礎特殊講義		2		○			
	ジェンダー・セクシュアリティ研究基礎特殊演習		2		○			
	社会哲学特殊講義		2		○			
	社会哲学特殊演習		2		○			
	臨床哲学博士論文作成演習		2		○			
	哲学対話法特殊Ⅰ		2		○			
	哲学対話法特殊Ⅱ		2		○			
	漢籍資料科学特殊演習		2		○			中国哲学分野
	中国哲学特殊演習Ⅰ		2		○			
	中国哲学特殊演習Ⅱ		2		○			
	中国哲学特殊講義Ⅰ		2		○			
	中国哲学特殊講義Ⅱ		2		○			
	中国哲学博士論文作成演習		4		○			
	インド学・仏教学特殊講義		2		○			
	インド学・仏教学特殊演習Ⅰ		2		○			
	インド学・仏教学特殊演習Ⅱ		2		○			
	インド学博士論文作成演習		2		○			
	仏教学博士論文作成演習		2		○			
	インド学特殊講義		2		○			
	インド学特殊演習		2		○			
	仏教学特殊講義		2		○			
	仏教学特殊演習		2		○			
	古典語Ⅰ		2		○			
グローバルヒストリー・地理学コース	人文地理学特殊講義Ⅰ		2		○			人文地理学分野
	人文地理学特殊講義Ⅱ		2		○			
	人文地理学特殊講義Ⅲ - 1		2		○			
	人文地理学特殊講義Ⅲ - 2		2		○			
	人文地理学特殊講義Ⅲ - 3		2		○			
	人文地理学特殊演習		2		○			
	地誌学特殊講義		2		○			
	人文地理学博士論文作成演習		4		○			
	地域文化空間論特殊講義		2		○			
	人間・環境関係論特殊講義		2		○			
	東洋史特殊講義		2		○			東洋史学分野
	東洋史総合特殊演習		2		○			
	東アジア史特殊講義Ⅰ - 1		2		○			
	東アジア史特殊演習Ⅰ - 1		2		○			

	東アジア史特殊演習Ⅰ - 2	2	○			
	東アジア史特殊演習Ⅰ - 3	2	○			
	東アジア史特殊演習Ⅰ - 4	2	○			
	東アジア史特殊講義Ⅱ - 1	2	○			
	東アジア史特殊演習Ⅱ - 1	2	○			
	東アジア史特殊演習Ⅱ - 2	2	○			
	東アジア史特殊演習Ⅱ - 3	2	○			
	東アジア史特殊演習Ⅱ - 4	2	○			
	東アジア文献学特殊演習Ⅱ - 1	2	○			
	東アジア文献学特殊演習Ⅱ - 2	2	○			
	東アジア文献学特殊演習Ⅱ - 3	2	○			
	東アジア文献学特殊演習Ⅱ - 4	2	○			
	中央ユーラシア史特殊講義Ⅰ - 1	2	○			
	中央ユーラシア史特殊演習Ⅰ - 1	2	○			
	中央ユーラシア史特殊演習Ⅰ - 2	2	○			
	中央ユーラシア史特殊演習Ⅰ - 3	2	○			
	中央ユーラシア史特殊演習Ⅰ - 4	2	○			
	中央ユーラシア文献学特殊演習Ⅰ - 1	2	○			
	中央ユーラシア文献学特殊演習Ⅰ - 2	2	○			
	中央ユーラシア文献学特殊演習Ⅰ - 3	2	○			
	中央ユーラシア文献学特殊演習Ⅰ - 4	2	○			
	東洋史博士論文作成演習	2	○			
	世界史特殊演習Ⅲ	2	○			
	歴史学方法論特殊講義（概論）	2	○			
	西洋古代史特殊講義	2	○			西洋史学分野
	西洋古代史特殊演習1	2	○			
	西洋古代史特殊演習2	2	○			
	西洋古代史特殊演習3	2	○			
	西洋古代史特殊演習4	2	○			
	西洋古代史資料講読特殊演習1	2	○			
	西洋古代史資料講読特殊演習2	2	○			
	西洋古代史資料講読特殊演習3	2	○			
	西洋古代史資料講読特殊演習4	2	○			
	西洋中世史特殊講義	2	○			
	西洋中世史特殊演習1	2	○			
	西洋中世史特殊演習2	2	○			
	西洋中世史特殊演習3	2	○			
	西洋中世史特殊演習4	2	○			
	西洋中世史資料講読特殊演習1	2	○			
	西洋中世史資料講読特殊演習2	2	○			
	西洋中世史資料講読特殊演習3	2	○			
	西洋中世史資料講読特殊演習4	2	○			
	西洋近世史特殊講義	2	○			
	西洋近世史特殊演習1	2	○			
	西洋近世史特殊演習2	2	○			
	西洋近世史特殊演習3	2	○			
	西洋近世史特殊演習4	2	○			
	西洋近世史資料講読特殊演習1	2	○			
	西洋近世史資料講読特殊演習2	2	○			
	西洋近世史資料講読特殊演習3	2	○			
	西洋近世史資料講読特殊演習4	2	○			
	西洋近現代史特殊講義Ⅰ	2	○			
	西洋近現代史特殊講義Ⅱ - 1	2	○			
	西洋近現代史特殊講義Ⅱ - 2	2	○			
	西洋近現代史特殊演習Ⅰ - 1	2	○			
	西洋近現代史特殊演習Ⅰ - 2	2	○			
	西洋近現代史特殊演習Ⅱ - 1	2	○			
	西洋近現代史特殊演習Ⅱ - 2	2	○			
	世界史特殊演習Ⅱ - 1	2	○			
	世界史特殊演習Ⅱ - 2	2	○			
	世界史特殊演習Ⅳ - 1	2	○			
	世界史特殊演習Ⅳ - 2	2	○			
	西洋史特殊演習	1	○			
	西洋史博士論文作成演習	2	○			
	歴史学方法論特殊講義（概論）	2	○			
	世界史特殊演習Ⅰ	4	○			
	グローバルセミナー特殊演習1	2	○			
	グローバルセミナー特殊演習2	2	○			
	歴史学方法論特殊講義（各論1）	2	○			
	歴史学方法論特殊講義（各論2）	2	○			
文学コース	中国文学特殊講義Ⅰ	2	○			テキスト表現論中国文学分野
	中国文学特殊講義Ⅱ	2	○			
	中国文学特殊演習Ⅰ	2	○			
	中国文学特殊演習Ⅱ	2	○			
	中国文学博士論文作成演習Ⅰ	2	○			
	中国文学博士論文作成演習Ⅱ	2	○			
	英文学作品研究特殊演習	4	○			テキスト表現論英米文学分野
	英文学史特殊講義Ⅰ	2	○			
	英文学史特殊講義Ⅱ - 1	2	○			
	英文学史特殊講義Ⅱ - 2	2	○			
	英文学史特殊講義Ⅲ	2	○			
	英文学作品研究特殊演習Ⅰ - 1	2	○			
	英文学作品研究特殊演習Ⅰ - 2	2	○			
	アメリカ文学史特殊講義Ⅰ	2	○			
	アメリカ文学史特殊講義Ⅱ - 1	2	○			
	アメリカ文学史特殊講義Ⅱ - 2	2	○			
	アメリカ文学作品研究特殊演習Ⅰ - 1	2	○			
	アメリカ文学作品研究特殊演習Ⅰ - 2	2	○			

	アメリカ文学作品研究特殊演習Ⅱ - 1	2	○			
	アメリカ文学作品研究特殊演習Ⅱ - 2	2	○			
	イギリス文化史特殊講義	2	○			
	アメリカ文化史特殊講義	2	○			
	英文学作品研究博士論文作成演習	2	○			
	アメリカ文学作品研究博士論文作成演習	2	○			
	ドイツ語学特殊演習	2	○			テキスト表現論ドイツ文学分野
	ドイツ語文学特殊講義	2	○			
	ドイツ語文学特殊演習	2	○			
	ドイツ語文学テキスト論特殊講義	2	○			
	ドイツ語文学テキスト論特殊演習	2	○			
	ドイツ文化・芸術論特殊講義	2	○			
	ドイツ文化・芸術論特殊演習	2	○			
	中欧文化論特殊講義	2	○			
	中欧文化論特殊演習	2	○			
	ドイツ文学・思想論特殊講義	2	○			
	ドイツ文学・思想論特殊演習	2	○			
	ドイツ語文学博士論文作成演習	2	○			
	フランス文学特殊講義1	2	○			テキスト表現論フランス文学分野
	フランス文学特殊講義2	2	○			
	フランス文学特殊演習Ⅰ - 1	2	○			
	フランス文学特殊演習Ⅰ - 2	2	○			
	フランス文学特殊演習Ⅱ - 1	2	○			
	フランス文学特殊演習Ⅱ - 2	2	○			
	フランス文学特殊演習	4	○			
	フランス語学特殊講義1	2	○			
	フランス語学特殊講義2	2	○			
	フランス語学特殊演習1	2	○			
	フランス語学特殊演習2	2	○			
	フランス文学史特殊講義1	2	○			
	フランス文学史特殊講義2	2	○			
	フランス文学史特殊演習1	2	○			
	フランス文学史特殊演習2	2	○			
	フランス文学作品研究特殊講義1	2	○			
	フランス文学作品研究特殊講義2	2	○			
	フランス文学作品研究特殊演習1	2	○			
	フランス文学作品研究特殊演習2	2	○			
	フランス文学作品研究特殊演習	4	○			
	フランス文学作品研究博士論文作成演習	2	○			
	テキスト環境論特殊講義	2	○			テキスト環境論分野
	テキスト環境論特殊演習	2	○			
	文化翻訳論特殊演習	2	○			
	文学テキスト論特殊講義	2	○			
	文学テキスト論特殊演習	2	○			
	理論文学研究特殊演習	2	○			
	テキスト実践論特殊演習	2	○			
	物語越境論特殊講義	2	○			
	物語越境論特殊演習	2	○			
	比較文学比較文化論特殊講義	2	○			
	比較文学比較文化論特殊演習	2	○			
	比較文学研究特殊講義	2	○			
	比較文学研究特殊演習	2	○			
	テキスト分析特殊講義	2	○			
	テキスト分析特殊演習	2	○			
	テキスト環境論博士論文作成演習	2	○			
比較・対照言語学 コース	英語学講義Ⅰ	2	○			比較・対照言語学分野
	英語学講義Ⅱ	2	○			
	英語学演習Ⅰ	2	○			
	英語学演習Ⅱ	2	○			
	比較・対照言語学博士論文作成演習	2	○			
	比較言語学講義	2	○			
	英語史講義	2	○			
	理論言語学講義	2	○			
	機能言語学演習	2	○			
	対照言語学講義	2	○			
	英語史演習	2	○			
	英語音声学講義	2	○			
	対照言語学演習	2	○			

言語文化学専攻

授業科目	単位数			科目区分			備考
	必修	選択 必修	選択	専門教育 科目	高度国際 性涵養教 育科目	高度教養 教育科目	
超領域文化論特別研究A		2		○			
超領域文化論特別研究B		2		○			
表象文化論特別研究A		2		○			
表象文化論特別研究B		2		○			
コミュニケーション論特別研究A		2		○			
コミュニケーション論特別研究B		2		○			
第二言語教育学特別研究A		2		○			
第二言語教育学特別研究B		2		○			
理論言語学特別研究A		2		○			
理論言語学特別研究B		2		○			
史的言語特別研究A		2		○			
史的言語特別研究B		2		○			
デジタルヒューマニティーズ特別研究A		2		○			
デジタルヒューマニティーズ特別研究B		2		○			

言語認知科学特別研究 A		2		○		
言語認知科学特別研究 B		2		○		

外国学専攻

授業科目	単位数			科目区分			備考
	必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
広域対照言語論特別研究 A		2		○			
広域対照言語論特別研究 B		2		○			
アジア・アフリカ言語構造論特別研究 A		2		○			
アジア・アフリカ言語構造論特別研究 B		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ言語構造論特別研究 A		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ言語構造論特別研究 B		2		○			
アジア・アフリカ文化表象論特別研究 A		2		○			
アジア・アフリカ文化表象論特別研究 B		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ文化表象論特別研究 A		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ文化表象論特別研究 B		2		○			
アジア・アフリカ言語社会論特別研究 A		2		○			
アジア・アフリカ言語社会論特別研究 B		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ言語社会論特別研究 A		2		○			
ヨーロッパ・アメリカ言語社会論特別研究 B		2		○			
世界文学・文化論		2		○			
現代英米政治外交史特殊研究		2		○			
英米言語社会論		2		○			
Global Area Studies A		2		○			
Global Area Studies B		2		○			
グローバル地域社会論 A		2		○			
グローバル地域社会論 B		2		○			
グローバル地域研究演習 A		2		○			
グローバル地域研究演習 B		2		○			
グローバル地域研究方法論		2		○			
言語文化資源の活用と情報処理研究		2		○			
通訳翻訳学特論 A		2		○			
通訳翻訳学特論 B		2		○			
多言語共生社会演習		2		○			
グローバル共生実践演習		2		○			

日本学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
専攻共通	Advanced Academic Skills for Humanities 1		2		○			
	Advanced Academic Skills for Humanities 2		2		○			
	Issues in Contemporary Japanese Studies 1		2		○			
	Issues in Contemporary Japanese Studies 2		2		○			
基盤日本学コース	現代日本学特殊講義		2		○			現代日本学分野
	日本の文化と思想特殊講義		2		○			
	日本の社会と歴史特殊講義		2		○			
	日本の地域と民俗特殊講義		2		○			
	日本のジェンダーと表象特殊講義		2		○			
	現代日本学特殊演習		2		○			
	フィールドワーク特殊演習		2		○			
	オーラルヒストリー特殊演習		2		○			
	思想史文献講読特殊演習		2		○			
	表象資料分析特殊演習		2		○			
	現代日本学博士論文作成演習		2		○			
	歴史学方法論特殊講義（概論）		2		○			日本史学分野
	世界史特殊演習 I		4		○			
	日本古代史特殊講義		2		○			
	日本古代史特殊演習		4		○			
	日本古代史特殊演習		2		○			
	日本中世史特殊講義 I		2		○			
	日本中世史特殊講義 II		2		○			
	日本中世史特殊演習 I		4		○			
	日本中世史特殊演習 II		4		○			
	日本中世史特殊演習 I - 1		2		○			
	日本中世史特殊演習 I - 2		2		○			
	日本中世史特殊演習 II		2		○			
	日本近世史特殊講義		2		○			
	日本近世史特殊演習		4		○			
	日本近代史特殊講義		2		○			
	日本近代史特殊演習		4		○			
	日本文化史特殊講義 I		2		○			
	日本文化史特殊講義 II		2		○			
	日本史博士論文作成演習 I		4		○			
	日本史博士論文作成演習 II		4		○			
	日本史博士論文作成演習 III		4		○			
	日本史博士論文作成演習 IV		4		○			
	日本史博士論文作成演習 V		4		○			
	考古学特殊講義		2		○			考古学分野
	考古学特殊演習 1		2		○			
	考古学特殊演習 2		2		○			
	日本考古学特殊講義 1		2		○			
	日本考古学特殊講義 2		2		○			
	日本考古学特殊演習		2		○			
	比較考古学特殊講義		2		○			

	比較考古学特殊演習		2		○			
	考古資料論特殊講義 1		2		○			
	考古資料論特殊講義 2		2		○			
	考古資料論特殊演習 1		2		○			
	考古資料論特殊演習 2		2		○			
	文化財学特殊演習		2		○			
	考古学博士論文作成演習		2		○			
	中古文学論特殊講義		2		○			日本文学・日本語史学分野
	中古文学論特殊演習		4		○			
	中世文学論特殊講義		2		○			
	中世文学論特殊演習		4		○			
	近現代文学論特殊講義 I		2		○			
	近現代文学論特殊演習 I		4		○			
	近現代文学論特殊講義 II		2		○			
	近現代文学論特殊演習 II		4		○			
	日本文学博士論文作成演習		2		○			
	国語史特殊講義		2		○			
	国語史特殊演習		4		○			
	国語学特殊講義		2		○			
	国語学特殊演習		4		○			
	国語学博士論文作成演習		2		○			
	現代日本語学特殊講義 I		2		○			基盤日本語学分野
	現代日本語学特殊演習 I - 1		2		○			
	現代日本語学特殊演習 I - 2		2		○			
	現代日本語学特殊講義 II - 1		2		○			
	現代日本語学特殊講義 II - 2		2		○			
	現代日本語学特殊講義 III - 1		2		○			
	現代日本語学特殊講義 III - 2		2		○			
	現代日本語学特殊演習 III - 1		2		○			
	現代日本語学特殊演習 III - 2		2		○			
	社会言語学特殊講義 I - 1		2		○			
	社会言語学特殊講義 I - 2		2		○			
	社会言語学特殊演習 I		4		○			
	社会言語学特殊講義 II - 1		2		○			
	社会言語学特殊講義 II - 2		2		○			
	社会言語学特殊演習 II		4		○			
	語用論特殊講義		2		○			
	語用論特殊演習 1		2		○			
	語用論特殊演習 2		2		○			
	語用論特殊演習 3		2		○			
	現代日本語学博士論文作成演習 I		4		○			
	現代日本語学博士論文作成演習 II		4		○			
	現代日本語学博士論文作成演習 III		4		○			
	社会言語学博士論文作成演習 I		4		○			
	社会言語学博士論文作成演習 II		4		○			
	語用論博士論文作成演習		4		○			
応用日本学コース	比較日本学特別研究 A		2		○			比較日本学分野
	比較日本学特別研究 B		2		○			
	日本語学特別研究 A		2		○			応用日本語学分野
	日本語学特別研究 B		2		○			
	対照言語学特別研究 A		2		○			
	対照言語学特別研究 B		2		○			
	日本語教育学特別研究 A		2		○			日本語教育学分野
	日本語教育学特別研究 B		2		○			

芸術学専攻

区分	授業科目	単位数			科目区分			備考
		必修	選択必修	選択	専門教育科目	高度国際性涵養教育科目	高度教養教育科目	
アート・メディア論コース	映像メディア論特殊講義 V		2		○			アート・メディア論分野
	映像メディア論特殊演習 V		2		○			
	メディア文化論特殊講義 III		2		○			
	メディア文化論特殊演習 III		2		○			
	メディア文化論特殊演習 VI-1		2		○			
	メディア文化論特殊演習 VI-2		2		○			
	メディア文化論特殊講義 VII		2		○			
	メディア文化論特殊演習 VII		2		○			
	芸術環境論特殊講義 II - 1		2		○			
	芸術環境論特殊講義 II - 2		2		○			
	芸術環境論特殊講義 VII		2		○			
	芸術環境論特殊演習 II - 1		2		○			
	芸術環境論特殊演習 II - 2		2		○			
	身体メディア論特殊講義 IV		2		○			
	身体メディア論特殊演習 IV		2		○			
	空間メディア論特殊講義 I		2		○			
	空間メディア論特殊演習 I		2		○			
	空間メディア論特殊演習 VI		4		○			
	メディア論特殊演習		2		○			
	アート・メディア史特殊講義		2		○			
	アート・メディア論博士論文作成演習 1		2		○			
	アート・メディア論博士論文作成演習 2		2		○			
美学・文芸学コース	美学特殊講義 II		2		○			美学・文芸学分野
	美学特殊講義 III		2		○			
	美学特殊演習 II - 1		2		○			
	美学特殊演習 II - 2		2		○			
	芸術学特殊講義 I - 1		2		○			
	芸術学特殊講義 I - 2		2		○			

	芸術学特殊講義Ⅳ		2		○		
	芸術学特殊演習Ⅰ - 1		2		○		
	芸術学特殊演習Ⅰ - 2		2		○		
	芸術学特殊演習Ⅱ		2		○		
	美学博士論文作成演習1		2		○		
	美学博士論文作成演習2		2		○		
	文芸学特殊講義Ⅰ		2		○		
	文芸学特殊講義Ⅱ		2		○		
	文芸学特殊演習Ⅰ - 1		2		○		
	文芸学特殊演習Ⅰ - 2		2		○		
	文芸学特殊演習Ⅱ - 1		2		○		
	文芸学特殊演習Ⅱ - 2		2		○		
	西洋古典学特殊講義Ⅰ		2		○		
	西洋古典学特殊講義Ⅱ		2		○		
	西洋古典学特殊演習Ⅰ - 1		2		○		
	西洋古典学特殊演習Ⅰ - 2		2		○		
	西洋古典学特殊演習Ⅱ - 1		2		○		
	西洋古典学特殊演習Ⅱ - 2		2		○		
	文芸学特殊講義Ⅲ - 1		2		○		
	文芸学特殊講義Ⅲ - 2		2		○		
	文芸学博士論文作成演習		4		○		
音楽学・演劇学コース	音楽学特殊講義Ⅰ		2		○		音楽学・演劇学分野
	音楽学特殊講義Ⅱ - 1		2		○		
	音楽学特殊講義Ⅱ - 2		2		○		
	実践音楽学特殊講義		2		○		
	実践音楽学特殊演習		2		○		
	応用音楽学特殊講義		2		○		
	応用音楽学特殊演習		2		○		
	音楽学特殊演習Ⅰ		2		○		
	音楽学特殊演習Ⅱ - 1		2		○		
	音楽学特殊演習Ⅱ - 2		2		○		
	音楽学特殊演習Ⅱ - 3		2		○		
	音楽学特殊演習Ⅲ		2		○		
	音楽学博士論文作成演習1		2		○		
	音楽学博士論文作成演習2		2		○		
	演劇学博士論文作成演習Ⅰ - 1		2		○		
	演劇学博士論文作成演習Ⅰ - 2		2		○		
	演劇学博士論文作成演習Ⅱ - 1		2		○		
	演劇学博士論文作成演習Ⅱ - 2		2		○		
	演劇学特殊講義Ⅰ - 1		2		○		
	演劇学特殊講義Ⅰ - 2		2		○		
	演劇学特殊講義Ⅱ - 1		2		○		
	演劇学特殊講義Ⅱ - 2		2		○		
	演劇学特殊講義Ⅲ - 1		2		○		
	演劇学特殊講義Ⅳ - 1		2		○		
	演劇学特殊演習Ⅰ - 1		2		○		
	演劇学特殊演習Ⅰ - 2		2		○		
	演劇学特殊演習Ⅱ - 1		2		○		
	演劇学特殊演習Ⅱ - 2		2		○		
	演劇学特殊演習Ⅴ - 1		2		○		
	演劇学特殊演習Ⅴ - 2		2		○		
	演劇学特殊演習Ⅲ - 1		2		○		
日本東洋美術史・西洋美術史コース	日本美術史見学特殊演習1		4		○		日本東洋美術史・西洋美術史分野
	日本美術史見学特殊演習2		4		○		
	東洋美術史特殊演習Ⅰ - 1		2		○		
	東洋美術史特殊演習Ⅰ - 2		4		○		
	日本美術史特殊演習Ⅰ		2		○		
	日本美術史特殊演習Ⅱ - 1		2		○		
	日本美術史特殊演習Ⅱ - 2		2		○		
	日本美術史特殊演習Ⅲ - 1		2		○		
	日本美術史特殊演習Ⅲ - 2		2		○		
	日本美術史特殊講義Ⅰ		2		○		
	日本美術史特殊講義Ⅱ - 1		2		○		
	日本美術史特殊講義Ⅱ - 2		2		○		
	日本美術史特殊講義Ⅲ		2		○		
	東洋美術史特殊講義Ⅰ - 1		2		○		
	東洋美術史特殊講義Ⅰ - 2		2		○		
	日本東洋美術史博士論文作成演習1		2		○		
	日本東洋美術史博士論文作成演習2		2		○		
	西洋美術史特殊講義Ⅰ		2		○		
	西洋美術史特殊講義Ⅱ - 1		2		○		
	西洋美術史特殊講義Ⅱ - 2		2		○		
	西洋美術史特殊講義Ⅲ		2		○		
	西洋美術史特殊講義Ⅳ		2		○		
	西洋美術史特殊講義Ⅴ		2		○		
	西洋美術史特殊演習Ⅰ		2		○		
	西洋美術史特殊演習Ⅱ - 1		2		○		
	西洋美術史特殊演習Ⅱ - 2		2		○		
	西洋美術史特殊演習Ⅱ - 3		2		○		
	西洋美術史特殊演習Ⅱ - 4		2		○		
	西洋美術史特殊演習Ⅲ - 1		2		○		
	西洋美術史特殊演習Ⅲ - 2		2		○		
	西洋美術史特殊演習Ⅲ - 3		2		○		
	西洋美術史特殊演習Ⅳ		2		○		
	西洋美術史博士論文作成演習1		2		○		
	西洋美術史博士論文作成演習2		2		○		

別表 3

前期課程の履修方法

人文学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話）」1単位及び各コースの定めるところにより指定する各専門分野における「修士論文作成演習」2単位以上を含め、計21単位以上を修得すること。 (1) 別表1に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表1に定める人文学専攻の専門教育科目 (3) 別表1に定める他の専攻の専門教育科目
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、計2単位以上を修得すること。 (1) 別表1に定めるすべての高度国際性涵養教育科目 (2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で人文学専攻が指定する科目 (3) リーディングプログラム科目で人文学専攻が認める科目 (4) 国際交流科目で人文学専攻が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（現代の教養）」1単位を含め、計1単位以上を修得すること。 (1) 別表1に定めるすべての高度教養教育科目 (2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で人文学専攻が指定する科目 (3) 大学院横断教育科目で人文学専攻が認める科目 (4) リーディングプログラム科目で人文学専攻が認める科目
合計修得単位数	上記の要件をすべて満たしたうえで、専門教育科目、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の3つの区分の総修得単位数が30単位以上とならなければならない。

言語文化学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話）」1単位、「研究実践基礎」1単位、「研究発表演習」1単位の計3単位及び言語文化学専攻の専門教育科目14単位以上を含め、計21単位以上を修得すること。 (1) 別表1に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表1に定める言語文化学専攻の専門教育科目 (3) 別表1に定める他の専攻の専門教育科目
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、計2単位以上を修得すること。 (1) 別表1に定めるすべての高度国際性涵養教育科目 (2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で言語文化学専攻が指定する科目 (3) リーディングプログラム科目で言語文化学専攻が認める科目

	(4) 国際交流科目で言語文化学専攻が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（現代の教養）」1単位を含め、計1単位以上を修得すること。 (1) 別表1に定めるすべての高度教養教育科目 (2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で言語文学専攻が指定する科目 (3) 大学院横断教育科目で言語文化学専攻が認める科目 (4) リーディングプログラム科目で言語文化学専攻が認める科目
合計修得単位数	上記の要件をすべて満たしたうえで、専門教育科目、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の3つの区分の総修得単位数が30単位以上とならなければならない。

外国学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話）」1単位及び外国学専攻の専門教育科目のうち「専攻言語」8単位以上を含め、計21単位以上を修得すること。 (1) 別表1に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表1に定める外国学専攻の専門教育科目 (3) 別表1に定める他の専攻の専門教育科目
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、計2単位以上を修得すること。 (1) 別表1に定めるすべての高度国際性涵養教育科目 (2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で外国学専攻が指定する科目 (3) リーディングプログラム科目で外国学専攻が認める科目 (4) 国際交流科目で外国学専攻が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（現代の教養）」1単位を含め、計1単位以上を修得すること。 (1) 別表1に定めるすべての高度教養教育科目 (2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で外国学専攻が指定する科目 (3) 大学院横断教育科目で外国学専攻が認める科目 (4) リーディングプログラム科目で外国学専攻が認める科目
合計修得単位数	上記の要件をすべて満たしたうえで、専門教育科目、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の3つの区分の総修得単位数が30単位以上とならなければならない。

日本学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話）」1単位及び日本学専攻の専門教育科目のうち各コースの定めるところにより指定する授業科目12単位以上を含め、計21単位以上を修得すること。 (1) 別表1に定める研究科共通の専門教育科目

	(2) 別表 1 に定める日本学専攻の専門教育科目 (3) 別表 1 に定める他の専攻の専門教育科目
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、計 2 単位以上を修得すること。 (1) 別表 1 に定めるすべての高度国際性涵養教育科目 (2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で日本学専攻が指定する科目 (3) リーディングプログラム科目で日本学専攻が認める科目 (4) 国際交流科目で日本学専攻が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（現代の教養）」1 単位を含め、計 1 単位以上を修得すること。 (1) 別表 1 に定めるすべての高度教養教育科目 (2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で日本学専攻が指定する科目 (3) 大学院横断教育科目で日本学専攻が認める科目 (4) リーディングプログラム科目で日本学専攻が認める科目
合計修得単位数	上記の要件をすべて満たしたうえで、専門教育科目、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の 3 つの区分の総修得単位数が 30 単位以上とならなければならない。

芸術学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（人文学と対話）」1 単位を含め、計 21 単位以上を修得すること。 (1) 別表 1 に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表 1 に定める芸術学専攻の専門教育科目 (3) 別表 1 に定める他の専攻の専門教育科目
高度国際性涵養教育科目	次の授業科目のうちから、計 2 単位以上を修得すること。 (1) 別表 1 に定めるすべての高度国際性涵養教育科目 (2) 他の研究科が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で芸術学専攻が指定する科目 (3) リーディングプログラム科目で芸術学専攻が認める科目 (4) 国際交流科目で芸術学専攻が認める科目
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、必修の「人文学基礎（現代の教養）」1 単位を含め、計 1 単位以上を修得すること。 (1) 別表 1 に定めるすべての高度教養教育科目 (2) 他の研究科が高度教養教育科目として提供する科目で芸術学専攻が指定する科目 (3) 大学院横断教育科目で芸術学専攻が認める科目 (4) リーディングプログラム科目で芸術学専攻が認める科目
合計修得単位数	上記の要件をすべて満たしたうえで、専門教育科目、高度国際性涵養教育科目及び高度教養教育科目の 3 つの区分の総修得単位数が 30 単位以上とならなければならない。

別表 4

後期課程の履修方法

人文学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、人文学専攻の専門教育科目のうち各コースの定めるところにより指定する各専門分野における「博士論文作成演習」2単位以上を含め、計8単位以上を修得すること。 (1) 別表2に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表2に定める人文学専攻の専門教育科目 (3) 別表2に定める他の専攻の専門教育科目

言語文化学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、言語文化学専攻の専門教育科目8単位を含め、計8単位以上を修得すること。 (1) 別表2に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表2に定める言語文化学専攻の専門教育科目 (3) 別表2に定める他の専攻の専門教育科目

外国学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、外国学専攻の専門教育科目のうち専攻する言語圏の授業科目8単位を含め、計8単位以上を修得すること。 (1) 別表2に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表2に定める外国学専攻の専門教育科目 (3) 別表2に定める他の専攻の専門教育科目

日本学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	基盤日本学コース 次の授業科目のうちから、日本学専攻の専門教育科目のうちコースの定めるところにより指定する各専門分野における「博士論文作成演習」2単位以上を含め、計8単位以上を修得すること。 (1) 別表2に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表2に定める日本学専攻の専門教育科目 (3) 別表2に定める他の専攻の専門教育科目 応用日本学コース 次の授業科目のうちから、日本学専攻の専門教育科目のうちコースの定めるところにより指定する「特別研究」4単位以上を含め、計8単位以上を修得すること。 (1) 別表2に定める研究科共通の専門教育科目

	(2) 別表 2 に定める日本学専攻の専門教育科目 (3) 別表 2 に定める他の専攻の専門教育科目
--	---

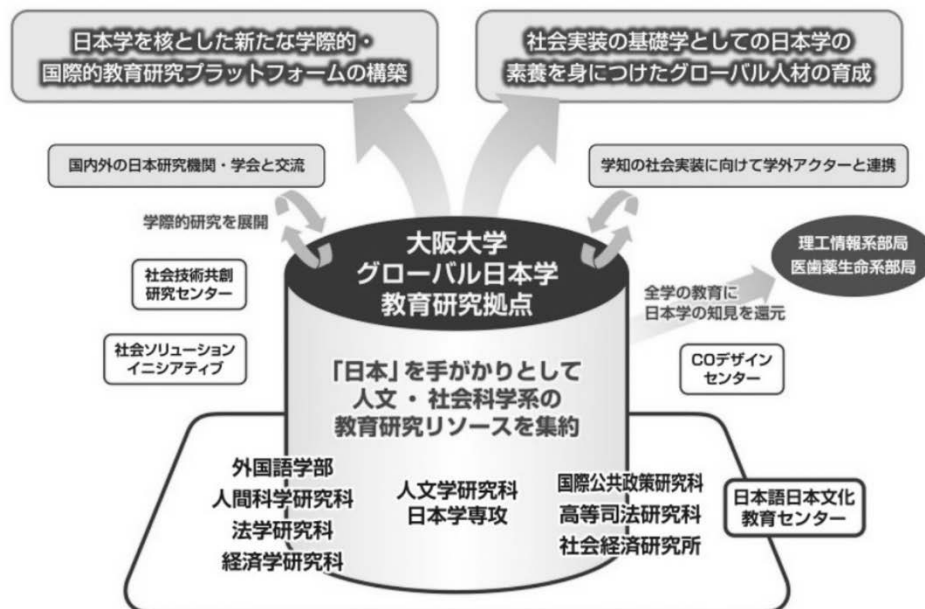
芸術学専攻

区分	修得単位数等
専門教育科目	次の授業科目のうちから、芸術学専攻の専門教育科目のうち各コースの定めるところにより指定する各専門分野における「博士論文作成演習」2 単位以上を含め、計 8 単位以上を修得すること。 (1) 別表 2 に定める研究科共通の専門教育科目 (2) 別表 2 に定める芸術学専攻の専門教育科目 (3) 別表 2 に定める他の専攻の専門教育科目

「グローバル日本学教育研究拠点」紹介

大阪大学には、日本学に関係する全学組織として、グローバル日本学教育研究拠点 (Global Japanese Studies Education and Research Incubator, 略称 GJS-ERI、<https://www.gjs.osaka-u.ac.jp/>) が設置されています。

大阪大学の「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム」(Double-Wing Academic Architecture: 通称 DWAA。 <https://itgp.osaka-u.ac.jp/systems/dwaa/>) を踏まえていうと、人文学研究科日本学専攻は主として「知の探究(専門性の探究)」を担うのに対し、日本学拠点は、「知と知の融合(学際融合の推進)」と「社会と知の統合(社会課題の解決)」の多様な機会を提供しています。



人文・社会科学系の各部局でなされているディシプリン・ベースの日本研究の成果を踏まえつつ、教育研究の両面で学際的・国際的・社会学連携的展開を牽引することを目的とするグローバル日本学教育研究拠点の諸事業には、大学院等高度副プログラム「グローバル・ジャパン・スタディーズ」の提供のほか、国際シンポジウム、月例ワークショップ、大学院生のためのカンファランスの開催など、大学院生の積極的参加が期待されているものが数多く含まれています。

日本学専攻のみなさんが、グローバル日本学教育研究拠点の諸事業を多様な学びの機会として活用してくださることを期待します。

大阪大学大学院人文学研究科 日本学専攻

豊中事務室 〒560-8532 豊中市待兼山町1-5
電話 06-6850-6111

箕面事務室 〒562-8678 大阪府箕面市船場東3-5-10
電話 072-730-5111 (代表)

